

第3章 紛争案件一覧 （WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
1. マレーシア— 石油化学製品の 輸入許可 (AP- Approved Perm- it) 制度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 3/16 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	①マレーシアが石油化学製品の輸入に際し、国内製造業者からの No Objection Letter を要求するのは、GATT 第 11 条等に反するとして、シンガポールが申立て。	GATT 第 10 条、11 条、 18 条	
2. (4). 米国—ガ ソリン規制	ベネズエラ (2) ブラジル (4) 【EU、ノル ウェー】	1995/ 1/24 協議要請 3/25 パネル設置要請 4/10 パネル設置 (5/31「DS4」と合併) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 2/21 米国が上級委申立て 4/22 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択	①大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT 第 1、3 条、TBT 第 2 条に違反すると申立て。 ②大気汚染防止のためのガソリン規制は GATT 第 20 条の例外には当たらず、3 条 4 項違反と認定。 ③ GATT 第 20 条 (g) のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持。	GATT 第 1 条、3 条、22 条 TBT 第 2 条、14 条	
3. 韓国—農産品 検査	米国	1995/ 4/4 協議要請	①米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度が輸入制限となっており GATT 第 11 条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT 第 3 条、11 条 SPS 第 2 条、5 条 TBT 第 5 条、6 条	
4. 米国—ガソリ ン規制	ブラジル	1995/ 4/10 協議要請 5/19 パネル設置要請 5/31 パネル設置 (「DS2」と合併)		GATT 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条	
5. 韓国—食品流 通期限	米国	1995/ 5/3 協議要請 7/31 二国間合意通報	①韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS 協定等に反するとして米国が申立て。	GATT 第 3 条、11 条 SPS 第 2 条、5 条 TBT 第 2 条	
6. 米国—対日自 動車輸入に関 する報復関税の賦 課	日本	1995/ 5/17 協議要請 (豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	①米国 1974 年通商法第 301 条、304 条に基づく一方的な対抗措置 (輸入自動車への報復関税の賦課) は GATT 第 1、2 条違反として日本が申立て。	GATT 第 1 条、2 条	第 II 部第 15 章
7. (12)、(14). EU—ホタテ貝 に関する表示問 題	カナダ (7) 【豪州、チリ、 アイルランド、 日本、ベルー 、米国】 ベルー (12) 【豪州、カナダ、 アイスランド、 日本、ベルー、 米国】 チリ (14) 【豪州、カナダ、 アイスランド、 日本、ベルー、 米国】	1995/ 5/19 協議要請 (「DS12」/7/18、「DS14」 7/24) 7/7 パネル設置要請 (「DS12」/9/14、 「DS14」9/13) 7/19 パネル設置 (10/11「DS12」 「DS14」と合併) 1996/ 7/5 二国間合意通報	①フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT 協定の規定する内国民待遇に違反しているとして申立て。	GATT 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条	
8. (10)、(11). 日 本—酒税格差	EU (8) カナダ (10) 米国 (11)	1995/ 6/21 協議要請 (7/7「DS10」、「DS11」) 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置 (「DS10」、「DS11」 と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/8 日本が上級委申立て 10/4 上級委報告書配布 11/1 パネル・上級委報告書採択	①以前 1987 年 11 月にも日本の酒税制度が GATT 違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウィスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反であるとして申立て。 ② GATT 第 3 条違反を認定。 ③ GATT 第 3 条違反を認定。	GATT 第 3 条	第 II 部第 2 章
9. EU—穀物輸 入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	①輸入穀物新課税制度が GATT 第 2 条 (関税譲許)、7 条 (関税評価) に違反するとして申立て。その後、24 条 6 項交渉合意の一環で TQ 枠設定、パネル設置中止等を合意して決着。	GATT 第 2 条、7 条	
10. 日本—酒税 格差	カナダ	1995/ 6/21 協議要請 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置 (「DS8」と合併)		GATT 第 3 条	第 II 部第 2 章
11. 日本—酒税 格差	米国	1995/ 6/21 協議要請 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置 (「DS8」と合併)		GATT 第 3 条	第 II 部第 2 章

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
12. EU－ホタテ貝に関する表示問題	ベルー	1995/ 7/18 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 (「DS7」と合併)		GATT 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条、12 条	
13. EU－穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/28 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	①輸入穀物新課税制度が 2 条 (関税譲許)、7 条 (関税評価) に違反するとして申立て。その後、24 条 6 項交渉合意の一環で TQ 枠設定、パネル設置要請取り下げ等を合意して決着。	GATT 第 1 条、2 条、7 条、10 条	
14. EU－ホタテ貝に関する表示問題	チリ	1995/ 7/25 協議要請 9/13 パネル設置要請 10/11 パネル設置 (「DS7」と合併)		GATT 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条	
15. 日本－移動電話に関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	① 1994 年 9 月の日米移動電話合意内容が、欧州企業の製品に対して MFN 違反となっているとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、3 条、17 条	
16. EU－バナナ輸入制限	グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、米国	1995/ 9/28 協議要請 (再協議要請 96/2/5) 2012/11/ 8 協議妥結	① EU の ACP 諸国へのバナナ輸入割当が MFN 違反となっているとして中南米各国及び米国が申立て。	GATT 第 1 条、3 条 ライセンス 第 1 条、3 条 GATS 第 2 条、16 条、17 条	
17. EU－米輸入税	タイ	1995/10/5 協議要請	① EU の輸入穀物新課税制度が GATT 第 1 条 (MFN)、2 条 (関税譲許)、7 条 (関税評価) に違反するとしてタイが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、7 条	
18. 豪州－サケ輸入禁止	カナダ 【EU、インド、ノルウェー、米国】	1995/ 10/5 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州が上級委申立て 10/20 上級委報告書配布 11/6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 カナダが DSU 第 22 条に基づく対抗措置承認申請 7/27 豪州が DSU22.6 条仲裁の要請 (→その後仲裁決定は出されず) 1999/ 7/28 パネル設置要請 (履行確認) 1999/ 9/7 パネル設置 (履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布 (履行確認) 3/20 パネル報告書採択 (履行確認)	①豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置が GATT 第 11 条、13 条及び SPS 協定に違反するとカナダが申立て。 ②豪州の措置が SPS 協定第 2.2 条 (科学的根拠に基づく措置実施)、23 条 (内国民・最恵国待遇)、5.1 条 (危険性評価に基づく措置の実施)、5.5 条 (適切な保護水準の設定) 及び 5.6 条 (貿易制限的とならない保護水準の確保) に違反する旨判断。 ③ 5.6 条違反についてはパネル判断を覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持。 豪州は 1999 年 7 月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までに是正が行われなかったとして DSU 第 21.5 条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。	GATT 第 11 条、13 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条	
19. ボーランドー自動車輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	①ポーランドの輸入関税引上げ及 EU 産向け無税枠の設定は GATT 第 1、24 条に違反するとしてインドが申立て。	GATT 第 1 条、24 条	
20. 韓国－瓶詰水に関する規制	カナダ	1995/11/8 協議要請 1996/ 5/6 二国間合意通報	①韓国のミネラルウォーターの規制 (6 か月の流通規制、オゾン処理規制) が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。	GATT 第 3 条、11 条 SPS 第 2 条、5 条 TBT 第 2 条	
21. 豪州－サケ輸入禁止	米国 【カナダ、EU、香港、アイスランド、インド、ノルウェー】	1995/11/20 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/8 パネル停止 2000/ 10/27 二国間合意通報	①豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置は GATT 第 11 条、13 条及び SPS 協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 11 条 SPS 第 2 条、5 条、7 条、8 条	
22. ブラジル－乾燥ココナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、インドネシア、マレーシア、スリランカ、米国】	1995/11/30 協議要請 1996/ 2/5 パネル設置要請 3/5 パネル設置 10/17 パネル報告書配布 12/16 フィリピンが上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	①ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT 第 1、2、6.3、6(a)、農業第 13 条に違反すると申立て。 ② 1994 年の GATT 第 6 条及び農業は本件には適用されないと判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第 6 条 農業 第 13 条	
23. ベネズエラー OCTG への AD 調査	メキシコ	1995/12/5 協議要請 1997/ 5/6 ベネズエラの調査終了により妥結	①ベネズエラの AD 調査は AD に違反するとしてメキシコが申立て。	AD 第 1 条、3 条、4 条、5 条、6 条、12 条、16 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
24. 米国一綿・ 人造繊維下着輸 入制限	コスタリカ 【インド】	1995/ 12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 3/5 パネル設置 11/8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	①米国の経過的繊維 SG 発動は繊維協定第 24、62、64、66(d)、67、610、8 条に違反しているとコスタリカが申立て。 ②米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第 62 条に違反しているとした他、繊維協定第 24、64、66(d)、610 条違反であると認定。 ③パネルが規制措置の濫及的適用を認めた点をコスタリカが上級委申立て。上級委は、経過的 SG 措置は可能な限り限定的に適用されなければならない、措置を濫及的に適用することはできないと判断。	繊維 第 2 条、6 条、8 条	
25. EU－米に 関するウルグアイ・ラウンド・ コミットメント	ウルグアイ	1995/12/14 協議要請	① EU の輸入穀物新課税制度が GATT 第 1 条 (MFN)、2 条 (関税談話)、7 条 (関税評価) に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT 第 22 条	
26. (48). EU－ホル モン牛肉に関 する措置	米国 (26) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド、 ノルウェー、 カナダ (48) 【豪州、ニュージー ランド、ノルウェー、 米国】	1996/ 1/26 協議要請 (「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請 (「DS48」 9/17) 5/20 パネル設置 (10/16 「DS48」 と合併) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU が上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 米国が DSU 第 22 条に基づく 対抗措置承認申請 6/2 EU が DSU 第 22.6 条仲裁の要 請 7/12 22.6 条仲裁決定の配布 7/26 22.6 条仲裁決定の採択 2008/12/22 EU が本件の履行についての米 国及び カナダとの相違の解決と、米国及び カナダによる譲許停止の停止を目的として 協議要請 (履行確認) 2009/ 5/13 (DSB への通報は 9/25 付け) EU・米国間で、EU が年間一定量 (段階的 に増加) の牛肉について 0% の関税率割当を 設け、米国は段階的に EU 産品に対する対抗 措置を停止・撤廃する等の内容の合意が成 立。	①牛肉の飼料へのホルモン剤添加規制及び 当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に 係る EU 指令が、米国牛肉の輸入を制限し、 GATT 第 3 条 (内国民待遇)、11 条 (数量 制限)、SPS 協定、TBT 協定、農業等に違 反する、と米国が申立て。 ② EU の措置が SPS 協定第 3.1 条 (国際的 基準への準拠)、5.1 条 (危険性評価に基づ く措置の実施) 及び 5.5 条 (適切な保護水 準の設定) に違反すると判断。 ③ SPS 第 5.1 条についてはパネルの判断を 支持したが、3.1 条及び 5.5 条についてはパ ネルの判断を破棄。また、上級委は、3.1 条 の要請する国際基準に基づかない措置を執 る場合には、係る措置を執る国が SPS 協定 第 3.3 条 (科学的に正当な理由がある場合 の国際基準よりも高い保護水準の導入) と の整合性の証明責任を負う、としたパネル の判断についてもこれを破棄。 仲裁により EU には 15 か月の履行期間が認 められたが、EU が期間内の履行は不可能、 としたため、米国及びカナダは DSU 第 22.2 条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対 抗措置の規模の仲裁を経て、1999 年 7 月の DSB において、米国に年 1 億 1680 百万米 ドル、カナダに年 1130 万カナダドルの報復 関税賦課が承認された。両国は同月に関税 賦課を開始した。なお、2004 年 11 月、EU は本件で問題とされた措置が是正されたに もかわらず、米国及びカナダが対抗措置 を継続しているのは DSU の関連規定等に 反するとして、両国に対して DSU に基づ く二国間協議要請を行った。 (DS320：対米国、DS321：対カナダ) DS320 及び 321 は、2008 年 3 月 31 日にパ ネル報告書、10 月 16 日には上級委報告書 が配布され、早急に履行パネルを開始する よう勧告された。	SPS 2 条、3 条、5 条 TBT 第 2 条 GATT 第 3 条、11 条	第 II 部第 11 章

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
27. EU－バナナ 輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カ メルーン、コ ート・ディボワ ール、ドミニカ共 和国、ジャマイ カ、セントルシ ア、セント・ビン セント、グレ ナディーン、ス リナム、コロン ビア、ニカラガ ア、日本、ブラ ジル、パナマ、 コスタリカ、カ ナダ、ドミニカ マダガスカル、 ガーナ、グレナ ダ、インド、フィ リピン、セネガ ル、ベネズエラ】	1996/ 2/5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU が上級委申立て 9/9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請（履行確認） 1999/ 1/12 パネル設置（履行確認） 1/14 米国が DSU 第 22 条に基づく 対抗措置承認申請 1/29 米国が EU の DSU 第 22 条仲 裁の要請 4/9 米国が 22.6 条仲裁決定の配布 4/12 パネル報告書配布（履行確認） 4/19 米国が 22.6 条仲裁決定の採択 5/6 パネル報告書採択（履行確認） 11/8 エクアドルが DSU 第 22 条に 基づく対抗措置承認申請 11/19 エクアドルが EU の 22.6 条仲 裁の要請 2000/ 3/24 エクアドルが 22.6 条仲裁決定 の配布 5/18 22.6 条仲裁決定の採択 2001/ 4/30 米 EU、米エクアドル合意 2006/11/16 協議要請 II（履行確認） 2007/ 2/23 パネル設置要請 II（履行確認） 11/12 パネル設置 II（履行確認） 2008/ 4/7 パネル報告書配布 II（履行確認 / エクアドル申立て） 5/19 パネル報告書配布 II（履行確 認 / 米国申立て） 9/9 エクアドルが上級委申立て（履 行確認） 11/26 上級委員会報告書配布（履行 確認） 12/22 パネル・上級委報告書採択（履 行確認）	①バナナの輸入、販売、流通に関する EU の制度が、GATT 第 1、2、3、10、11、13 条、輸入許可手続協定第 1、3 条、農業、 TRIMS 協定第 2、5 条、GATS 第 2、4、 16、17 条に違反するとの申立て。 ② GATT 第 1 条 1 項、3 条 4 項、10 条 3 項、 13 条 1 項、輸入許可手続協定第 1 条 3 項、 GATS 第 2 条、17 条に違反すると判断 ③概ねパネルの報告を支持したが、GATT 第 13 条 1 項の義務違反を免除する認定に ついての解釈、輸入許可手続が、GATT 第 10 条と輸入許可手続協定に違反することの 認定に際し解釈を修正。 履行確認パネル・上級委報告書は、本件で 争われた措置はすでに存在しないとして、 DSB に対して何らの勧告も行わないと結 論。①エクアドル申立と米国申立について、 21. 5 条パネルが異なるタイムテーブルに て検討を行った点は DSU 9. 3 条に非整合。 ② 21. 5 条パネルによる、ACP 諸国に対す る無税枠の供与が GATT 13 条に非整合とす る事実認定を却下。③ 21. 5 条パネルによる、 EC のバナナ輸入措置が GATT 非整合の措 置を含み、米国、エクアドルの協定上の利 益を損ねているとの事実認定を却下。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、 10 条、11 条、13 条 ライセン ス 1 条、3 条 農業 19 条 TRIMS 2 条、5 条 GATS 2 条、4 条、16 条、 17 条	第 II 部第 1 章 第 II 部第 15 章 第 II 部第 16 章
28. 日本－著作 隣接権	米国	1996/ 2/9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	①日本の著作権隣接権保護制度が TRIPS 協定 第 14 条などに違反するとして米国が申立 て。	TRIPS 第 3 条、4 条、14 条、61 条、65 条、 70 条	
29. トルコ－繊 維・衣服輸入制 限	香港	1996/ 2/12 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限が GATT 第 11、13 条に違反するとして香港が申立て。	GATT 第 11 条、13 条、 24 条 繊維 2 条	
30. ブラジル－ 乾燥ココナツ 及びココナツ ミルクパウダー 相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	①乾燥ココナツ・ココナツミルクに対 するブラジルの相殺関税賦課が、GATT 第 1、2、6 条、農業第 13 条 (a) に違反する としてスリランカが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、6 条 農業 第 13 条	
31. カナダ－雑 誌に係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダが上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	①カナダの雑誌の輸入制限が、GATT 第 11 条に違反する、また、雑誌に対する税制等 が、GATT 第 3 条に違反するとして米国が 申立て。② GATT 第 3 条 2 項違反を認定。 ③パネルの判断を概ね肯定したが、一部カ ナダの消費税法 V. 1 部が、GATT 第 3 条 2 項第 1 文、第 2 文に違反する、また、郵 便料金の軽減は、GATT 第 3 条 8 項 (b) に 違反するとしてパネルの解釈を修正。	GATT 第 3 条、11 条	
32. 米国－女性 羊毛コート輸入 制限	インド 【カナダ、コス タリカ、EU、 ノルウェー、パ キスタン、トル コ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げ	①米国の繊維製品に関するセーフガード措 置が、繊維協定第 2、6、8 条に違反する としてインドが申立て。	繊維 第 2 条、6 条、8 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
33. 米国－毛織 シャツ・ブラウ ス輸入制限	インド 【カナダ、EU、 ノルウェー、パ キスタン、トル コ】	1994/12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/6 パネル報告書配布 2/24 インドが上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/23 パネル・上級委報告書採択	①米国の繊維製品に関する経過の繊維 SG 措置が、ATC の第 24、6 条に違反すると インドが申立て。 ②米国の措置重大な損害の立証において繊維 協定第 24、6 条に違反すると認定 (ATC に関するパネル判断については上級委申立 てされず)。 ③手続的論点として、挙証責任が申立国に あるとのパネル判断を支持。 パネル報告書配布前の 1996 年 11 月 22 日に 米国は措置を撤廃したと宣言。	繊維 第 2 条、6 条、8 条 DSU	
34. トルコ－織 維・衣服輸入制 限	インド 【EU、香港、中 国、日本、フィ リピン、タイ、 米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコが上級委申立て 10/21 上級委報告書配布 11/19 パネル・上級委報告書採択	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT 第 11、13 条、繊維協定第 2 条に違反すると インドが申立て。 ② GATT 第 11 条、13 条、繊維協定第 2 条 4 項違反は、GATT 第 24 条によって正当 化されるとするトルコの主張を棄却。③パ ネルの判断を支持したが、GATT 第 24 条 違反の法解釈理由を修正。	GATT 第 11 条、13 条、 24 条 繊維 第 2 条	第Ⅱ部第 16 章
35. ハンガ リー－農産品輸 出 SCM	アルゼンチン、 豪州、カナダ、 ニュージーラン ド、タイ、米国 【カナダ、日本、 タイ、ウルグア イ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらも ウェーバーの採用につき未解決	①ハンガリーは、約束表のコミットメント のレベルを越えて輸出 SCM を交付しており、 農業第 33 条及び第 5 部に違反すると して米国、カナダほか各国が申立て。	農業 第 3 条	
36. パキス タン－医薬品農 業用化学品特許保 護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/4 パネル設置要請 1997/ 2/28 二国間合意通報	①パキスタンの医薬品・農業用化学品に 関する特許保護制度が、TRIPS 協定第 27、 65、70 条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 27 条、65 条、 70 条	
37. ボルトガ ル－工業所有権 法下の特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/3 二国間合意通報	①ボルトガルの工業所有権法下の特許保護 が、TRIPS 協定第 33、65、70 条に違反す るとして米国が申立て。	TRIPS 第 33 条、65 条 70 条	
38. 米国－ キューバ自由民 主化法	EU 【カナダ、日本、 マレーシア、メ キシコ、タイ】	1996/ 5/3 協議要請 10/3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EU によるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置根拠喪失	①米国のキューバ自由民主化法に基づく貿 易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人 追放が、GATT 第 1、3、5、11、13 条、及 び GATS 第 1、3、6、16、17 条に違反する として EU が申立て。	GATT 第 1 条、3 条、5 条、 11 条、13 条 GATS 第 1 条、2 条、3 条、 6 条、11 条、16 条、 17 条	
39. 米国－対 EU 輸入品関税引上 げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請 1996/ 7/15 パネル設置要請取り下げ	①米国の対 EU 輸入品関税の一方的引き上 げが、GATT 第 1、2、23 条及び紛争解決 了解第 3、22、23 条に違反するとして EU が申立て。	GATT 第 3 条、22 条、 23 条 DSU 第 3 条、22 条、 23 条	
40. 韓国－通信 機器調達関連法 令・実態	EU	1996/ 5/9 協議要請 1997/10/29 二国間合意通報通報	①通信機器に関する韓国の政府調達慣行と 米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇 が、GATT 第 3、17 条に違反するとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、3 条、17 条	
41. 韓国－農産 品検疫関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	①韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限 しており、GATT 第 3、11 条、SPS 協定第 2、 5、8 条、TBT 協定第 2、5、6 条、農業第 4 条に違反するとして米国が申立て。	GATT 3 条、11 条 SPS 第 2 条、5 条、8 条 TBT 第 2 条、5 条、6 条 農業 第 4 条	
42. 日本－著作 隣接権	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※ 28 の協議と一本化したため、日米間合意 に伴い終了	①日本の著作権隣接権保護制度が、TRIPS 協 定第 146、702 条に違反するとして EU が 申立て。	TRIPS 第 14 条、70 条	
43. トルコ－外 国映画放映収入 税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	①トルコの外国映画放映収入税が GATT 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 3 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
44. 日本－消費 者フィルム印刷 紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	①日本の消費者フィルム印刷紙関連措置が輸入品を差別しており、利益を無効化・侵害しているとして、GATT 第3、10条に違反すると米国が申立て。 ②当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT 第3、10条に違反しないと判断。	GATT 第3条、10条、 23条	第Ⅱ部第15章
45. 日本－流通 サービス関連措 置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	①日本の流通サービス関連措置が、GATS 第3、6、16、17条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS 第3条、6条、16 条、17条、23条	
46. ブラジル－ 航空機輸出ファ イナンスプログ ラム	カナダ 【豪州、EU、韓 国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/3 パネル再要請（カナダより取り 下げ） 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/3 ブラジルが上級委申立て 8/2 上級委報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書 採択 11/23 パネル設置要請（履行確認） 12/9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/9 パネル報告書配布（履行確認） 5/10 カナダが対抗措置承認申請 5/22 ブラジルが上級委申立て（履 行確認） 7/21 上級委員会報告書配布（履行 確認） 8/4 パネル・上級委員会報告書採択 （履行確認） 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁裁 定の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁裁 定の採択 2001/ 1/22 パネルⅡ設置要請（履行確認） 2/16 パネルⅡ設置（履行確認） 7/26 パネルⅡ報告書配布（履行確 認） 8/23 パネルⅡ報告書採択（履行確 認）	①ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム（PROEX）は、SCM 第3、27A、27.5条に違反すると申立て。 ②ブラジルの措置は SCM 第3.1(a)、27A 条に違反し、輸出信用に関する規定の SCM 附属書 I (k) によっても正当化されず、輸出 SCM であると認定。 ③一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持。 その後の DSU 第21.5条パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム（PROEX）等が SCM 違反であると認定。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム（PROEX Ⅲ）について DSU 第21.5条パネルを要請、パネルは、PROEX Ⅲそれ自体は SCM 第3.1(a) 違反ではなくかつ OEUD 輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書 I (k) パラ2で正当化されるとした。	SCM 第3条、27条	
47. トルコ－繊 維・衣服輸入制 限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	①トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT 第1、2、11、13条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。	GATT 第1条、2条、11 条、13条、24条 繊維 第2条	
48. EU－ホルモ ン家畜・牛肉制 限する措置	カナダ	1996/ 6/28 協議要請 9/17 パネル設置要請 10/16 パネル設置（「DS26」と合併）		SPS 第2条、3条、5 条 TBT 第2条、5条 GATT 第3条、 11条	第Ⅱ部第11章
49. 米国－生鮮・ 冷凍トマト輸入 AD 措置	メキシコ	1996/ 7/1 協議要請	①生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国の AD 調査が、GATT 第6、10条、及び AD 第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT 第6条、10条 AD 第2条、3条、5条、 6条、7条	
50. インド－医 薬品農業用化学 品特許保護	米国 【EU】	1996/ 7/2 協議要請 11/7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/5 パネル報告書配布 10/15 インドが上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	①インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度が TRIPS 協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとして米国が申立て。 ②インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認定。 ③70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を破棄。	TRIPS 第27条、65条、 70条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
51. ブラジル— 自動車関連投資 措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	①ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT 第1、3、11条、TRIMS協定 GATS 第2条、SCM 第3、272、274条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT 第1条、3条、11 条 TRIMS 第2条 SCM 第3条、27条	
52. ブラジル— 自動車貿易投資 関連措置	米国	1996/ 8/9 協議要請	①ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT 第1、3条、TRIMS協定第2条、SCM 第3、274条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第1条、2条、3条、 23条 TRIMS 第2条 SCM 第3条、27条	
53. メキシコ— 関税評価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	① NAFTA 加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税は、GATT 第24条5項(b)に違反するとして EU が申立て。	GATT 第24条	
54. (55)、(59)、(64). インドネシア— 自動車関連措置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国、 米国(54)】	1996/10/3 協議要請 (「DS55」10/4、「DS59」10/8、「DS64」11/29 ※ DS64 は DS55 以外 の論点について提起) 1997/ 5/12 パネル設置要請 (「DS55」 4/17、「DS59」6/12、「DS64」4/17) 7/30 パネル設置 (「DS55」、「DS59」、 「DS64」と合併) 1998/ 7/2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	①「国民車」計画の自動車及び関連部品に 関する措置が、GATT 第1、3条、TRIMS 協定第2条及び SCM 第3、6、28条、 TRIPS 協定第3、65.5条に違反すると申立 て。 ② GATT 第1、2条、TRIMS 協定第2 条、SCM 第5条に違反すると判断したが、 SCM 第282条の違反は認めない、また TRIPS 協定第3条及び65.5条違反の問題は 原告の論証が不十分と判断。パネル報告を 受け、インドネシア政府は、1999年6月に 新自動車政策を導入し、履行を果たした。	GATT 第1条、2条、3条、 TRIMS 第2条 SCM 第1条、2条、3条、 6条 TRIPS	
55. インドネシ ア—自動車関連 措置	日本	1996/ 10/4 協議要請 4/17 パネル設置要請 7/30 パネル設置 (「DS54」と合併)		GATT 第1条、3条、10 条 TRIMS 第2条、5条 SCM 第3条、28条 TRIPS	
56. アルゼンチ ン—靴繊維衣服 関連措置	米国 【EU、インドネ シア】	1996/10/4 協議要請 1997/ 1/9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチンが上級委申立て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採 択	①アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連す る特定関税などの措置が、GATT 第2、7、8、 10条、TBT 協定第2条、関税評価協定第1、 8条、繊維協定第7条に違反するとして米 国が申立て。 ② GATT 第2、8条違反を認定。 ③譲許表に規定された形式と異なる形式で の関税の適用は、譲許表に規定した関税を 超える徴収をもたらす限りにおいて GATT 第2条違反であるとし、パネルの認定を変 更。 上級委報告を受け、アルゼンチンは、1999 年1月1日までに統計税を0.5%に削減し、 1998年10月19日までに特別関税の上限を 35%（譲許税率）とする事で、勧告の履行 を行った。	GATT 第2条、7条、8条、 10条 TBT 第2条 関税評価 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 7条、8条 繊維 第7条	
57. 豪州—繊維 衣服靴輸入信用 制度	米国	1996/ 10/7 協議要請	①豪州の革製品に対する SCM 交付が、 SCM 第3条に違反するとして米国が申立 て。	SCM 第3条	
58. 米国—エビ 保護海ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロン ビア、コスタリ カ、EU、グア テマラ、香港、 日本、メキシ コ、ナイジェリ ア、パキスタン、 フィリピン、セ ネガル、シンガ ポール、スリラ ンカ、パネズエ ラ】	1996/10/8 協議要請 1997/ 1/9 マレーシア・タイがパネル設置 要請 1/30 パキスタンがパネル設置要請 2/25 パネル設置、インドがパネル 設置要請 4/10 インドが単独でパネル設置 (前 者に併合) 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/3 米国が上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/6 パネル・上級委員会報告書採択 2000/10/23 パネル設置 (履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布 (履行確認) 10/22 上級委員会報告書配布 (履行 確認) 11/21 パネル・上級委員会報告書採 択 (履行確認)	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及 びエビ製品の輸入制限が、GATT 第1、11、 13条に違反し、利益を無効化・侵害してい ると申立て。 ② GATT 第20条では正当化されず GATT 第11条1項違反と判断。 ③20条(g)に対するパネルの判断のアプ ローチを拒絶し、はじめに極めて抽象的な 審査のみで20条(g)の要件が満たされると 判断し、次に柱書基準が満たされているか どうか、より具体的に判断するというアプ ローチを採用し、最終的には20条での正 当化は認められず、GATT 違反と判断。	GATT 第1条、11条、 13条、20条	第Ⅱ部第3章

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
59. インドネシア自動車関連措置	米国	1996/ 10/8 協議要請 1997/ 6/12 パネル設置要請 1997/ 6/30 パネル設置 (『DS54』と合併)		GATT 第 1 条、3 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 1 条、2 条、3 条、6 条、27 条、28 条 TRIPS 第 3 条、20 条、65 条	
60. グアテマラ—ポर्टランドセメント輸入 AD 調査	メキシコ 【カナダ、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	1996/10/15 協議要請 1997/ 2/4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/4 グアテマラが上級委申立て 11/2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委報告書採択	①セメント輸入に対する AD 調査が、AD 第 2、3、5、7.1 条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②グアテマラが調査開始を正当化するためのダンピング、損害及び因果関係に関する十分な証拠がないにもかかわらず調査を開始したとして、AD 第 5.3 条違反を認定。 ③メキシコはパネル設置要請の際に申立て措置の特定を行わなかったため DSU 第 6.2 条違反があるとして、適切にパネル設置要請を行ったとのパネルの判断を破棄。このため、パネルが行った実質的な論点については何ら判断しなかった。	AD 第 2 条、3 条、5 条、6 条、7 条	
61. 米国—エビ保護海ガメ法	フィリピン	1996/10/25 協議要請	①海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限が GATT 第 1、2、3、8、11、13 条、TBT 協定第 2 条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、8 条、11 条、13 条 TBT 2 条	
62. (67)、(68). EU—コンピューター機器関税分類	米国 【日本、韓国、インド、シンガポール】	1996/11/8 協議要請 (『対英国 DS67』及び『対アイルランド DS68』1997/2/14) 1997/ 2/11 パネル設置要請 (『DS67』「DS68」3/7) 2/25 パネル設置 (3/20 「DS67」「DS68」と合併) 1998/ 2/5 パネル報告書配布 3/24 EU が上級委申立て 6/5 上級委報告書配布 6/22 パネル・上級委報告書採択	①コンピューター機器に関する関税分類の変更が、GATT 第 2 条に違反するとして米国が申立て。 ②GATT 第 2 条 1 項違反と判断。 ③パネルと同様に GATT 第 2 条 1 項違反としたが、輸出国の「正当な期待」の観点からの誤解の解釈、輸出国の「正当な期待」の観点からの解釈がウィーン条約法条約第 31 条に規定された誠実な解釈の規則に合致するとのパネルの判断を棄却。	GATT 第 2 条	
63. 米国—旧東独固形尿素輸入への AD 措置	EU	1996/11/28 協議要請	①旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行った AD 措置は、AD 第 9 条及び 11 条に違反しているとして EU が申立て。	AD 第 9 条、11 条	
64. インドネシア自動車関連措置	日本	1996/ 11/29 協議要請 1997/ 4/17 パネル設置要請 1997/ 6/30 パネル設置 (『DS54』と合併)		GATT 第 1 条、3 条、10 条 TRIMS 2 条 SCM 1 条、2 条、3 条、5 条、6 条、7 条、28 条 TRIPS	
65. ブラジル—自動車貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	① DS52 に基づく協議後、ブラジルが新たに自動車の自動車関連措置が、GATT 第 1、3 条、TRIMS 協定第 2 条、SCM 第 3、27.4 条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第 1 条、3 条 TRIMS 2 条 SCM 3 条、27 条	
66. 日本—豚肉輸入に係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	①豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT 第 1、10.3、13 条に違反し、また利益を無効化・侵害して 9 条及び 11 条に違反しているとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、10 条、13 条	
67. 英国—コンピューター機器関税分類	米国	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置 (『DS62』と合併)		GATT 第 2 条、23 条	
68. アイルランド—コンピューター機器関税分類	米国	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置 (『DS62』と合併)		GATT 第 2 条、22 条、23 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
69. EU－鶏肉製 品輸入に関する 措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジルが上級委申立て 7/13 上級委報告書配布 7/23 パネル・上級委報告書採択	①鶏肉製品に関する EU の輸入レジーム及び関税割当が 1994 年 GATT 第 10、27 条、輸入許可手続協定第 1、3 条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。また、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別セーフガードの実行において、農業に関する協定第 4、5 条に違反するとして申立て。 ②農業に関する協定第 5 条違反を認定。 ③パネルの 5 条 1 項 b の解釈を修正するとともに、5 条 5 項違反を認定。	GATT 第 2 条、3 条、10 条、13 条、28 条 ライセンス 第 1 条、3 条 農業 第 4 条、5 条	
70. カナダ－民 間航空機輸出に 係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/3 カナダが上級委申立て 8/2 上級委報告書配布 9/6 協議要請（履行確認） 11/23 パネル設置要請（履行確認） 12/9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/9 パネル報告書配布（履行確認） 5/22 ブラジルが上級委申立て（履行確認） 7/21 上級委報告書配布（履行確認） 2000/ 8/4 パネル・上級委報告書採択	①ブラジルへの民間機輸出に対するカナダ政府・州の補助金交付は、SCM 第 3 条に違反するとブラジルが申立て。 ②③パネル及び上級委は、カナダの補助金の一部（CA 制度に基づく融資と技術提携制度（TPC））についての輸出補助金であると認定し、これらの廃止を勧告。判断に際しては、SCM 第 11(b) の利益の判定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採用された。 DSU 第 21.5 条パネルは TPC については履行されたことを認定したが、CA 制度については完全に履行されていないと判断した。DSU 第 21.5 条上級委は、TPC についてはブラジルが立証に失敗したと判断した。	SCM 第 3 条	
71. カナダ－民 間航空機輸出に 係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	①カナダの DS70 と同様の措置は、SCM 第 5 条の悪影響があり、相殺関税の対象となる（SCM 第 7 条）としてブラジルが申立て。	SCM 5 条	
72. EU－乳製品 に係る措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/11/11 二国間合意通報	① EU 及び英国税務局のニュージーランド産バターに対する措置が GATT 第 2、10、11 条及び TBT 協定第 2 条、輸入許可手続協定第 3 条に違反しているとしてニュージーランドが申立て。	GATT 第 2 条、3 条、10 条、11 条 TBT 第 2 条 ライセンス 第 3 条	
73. 日本－人工 衛星調達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	①日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定附属書付表 1 に反し、6(3)、7(2) に違反するとして EU が申立て。	政府調達 第 3 条、6 条、12 条	
74. フィリピン－豚肉・鶏肉 に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	①フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許可等の遅延は、1994 年 GATT 第 3、10、11 条、農業第 4 条、輸入許可手続協定第 1、3 条、TRIMS 協定第 2、5 条に違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 第 3 条、10 条、11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、3 条 TRIMS 第 2 条、5 条	
75. 韓国－酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国が上級委申立て 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994 年 GATT 第 3 条 2 項に違反するとして EU が申立て。 ② 1994 年 GATT 第 3 条 2 項違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第 3 条	
76. 日本－農産物 に係る措置	米国 【ブラジル、EU、ハンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/10/27 パネル報告書配布 11/24 日本が上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	①日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS 協定の関連規定、GATT 第 11 条、農業第 4 条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。 ②日本の措置は SPS 協定第 2.2 条（科学的根拠に基づく措置実施）、第 5.6 条（貿易制限的とならない保護水準の確保）及び衛生植物検疫上の規制の透明性確保に係る附属書 B に違反すると判断。 ③パネルの判断をおおむね支持。 日本は 1999 年 12 月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間内に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001 年 8 月に本件について完全な合意に至った旨 DSB に通報した。	SPS 第 2 条、4 条、5 条、7 条、8 条 GATT 第 11 条 農業 第 4 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
77. アルゼンチン 靴繊維衣服 関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止 1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失	①アルゼンチンの繊維等に対する特定関税などの措置が GATT 第 2 条、繊維協定第 7 条、及び TBT 協定第 14.1 条に違反しているとして EU が申立て。	GATT 第 2 条、28 条 繊維 第 7 条 TBT 第 2 条	
78. 米国－トウモロコシ輸入に係るセーフガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	①米国のトウモロコシ輸入に対する SG 措置が、SG 第 2、4、5、9、12 条、GATT 第 2、13、14 条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立て。	SG 第 2 条、4 条、5 条、9 条、12 条 GATT 第 2 条、11 条、13 条、19 条	
79. インドー医薬品農薬用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	①インドの医薬品・農薬用化学品の特許保護制度が TRIPS 協定第 70.8、70.9 条に違反するとして EU が申立て。 ②インドは医薬品及び農薬用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPS 協定第 70.8(a) 条及び 70.9 条違反を認定。	TRIPS 第 27 条、65 条、70 条	
80. ベルギーの商業用電話帳サービス	米国	1997/ 5/2 協議要請	①ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS 第 2、6、8、17 条に違反し、EU のコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS 第 2 条、6 条、8 条、17 条	
81. ブラジル－自動車貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/7 協議要請	①ブラジル自動車関連措置（1997 年 3 月に新たに与えられた措置等を含む）が、GATT 第 1、3 条、SCM 第 3、5、27.4 条、TRIMS 協定第 2 条に違反し、利益を無効化・侵害しているとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、3 条、10 条、13 条、23 条 SCM 第 3 条、5 条、27 条 TRIMS 第 2 条	
82. アイルランドー著作隣接権付与に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/6 二国間合意通報	①アイルランドの著作隣接権付与の制度が、TRIPS 協定第 9.14、63、65 条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 9 条、10 条、11 条、12 条、13 条、14 条、41 条、42 条、43 条、44 条、45 条、46 条、47 条、48 条、61 条、63 条、65 条、70 条	
83. デンマークー知的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/7 二国間合意通報	①デンマークが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS 協定第 50、63、65 条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 50 条、63 条、65 条	
84. 韓国－酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国が上級委申立て（DS75 と同一） 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	①韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994 年 GATT 第 3 条 2 項に違反し、同条の利益を侵害しているとして米国が申立て。 ② 1994 年 GATT 第 3 条 2 項違反を認定。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第 3 条	
85. 米国－繊維・衣服に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	①米国の繊維・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定第 24、42、44 条、原産地規則協定第 42 条、GATT 第 3 条及び TBT 協定第 2 条に違反するとして EU が申立て。	繊維 第 2 条、4 条 原産地 第 2 条 GATT 第 3 条 TBT 第 2 条	
86. スウェーデンー知的財産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/12/2 二国間合意通報	①スウェーデンが知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPS 協定第 50、63、65 条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 50 条、63 条、65 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
87. (110). チリー 酒税	EU (87) 【カナダ、メキ シコ、ペルー、 米国】 EU (110) 【カナダ、ペ ルー、米国】	1997/ 6/4 協議要請 (『DS110』12/15) 10/ 3 パネル設置要請 (『DS110』 1998/3/9) 11/18 パネル設置 (『DS110』1998/3/25 にパネル 設置、その後 DS87 と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリが上級委申立て 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	① EU は、チリが輸入蒸留酒に対し、国産 蒸留酒 (ぶどう酒を蒸留させた『ビスコ』) よりも高い特別売上税を課しているのは、 GATT 第 3 条に違反するとして申立て。チ リは DS87 の提起に伴い暫定的な措置改正 を行ったが、EU は当該新措置も GATT 違 反として DS110 を提起。 ②チリの新措置についても GATT 第 32 条 (内国税・課徴金に係る内国民待遇) に違 反すると判断。 ③、パネルの判断を概ね支持。 2001 年 2 月の DSB において、チリは輸入 蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にす る法改正を完了し、パネル・上級委の勧告 を履行した旨通報を行った。	GATT 第 3 条	
88. (95). 米国一 政府調達に係る 措置	Eu(88) 日本 (95)	1997/ 6/20 協議要請 (『DS95』7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 (『DS95』9/8) 10/21 パネル設置 (DS95 と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失	①米国マサチューセッツ州法が州に対し ミャンマー政府と取引のあった企業と取引 することを禁じているのは、政府調達協定 第 8 (B)、10、13 条に違反し、利益を無効化・ 侵害しているとして EU が申立て。	政府調達 第 3 条、8 条、13 条、22 条	第Ⅱ部第 14 章
89. 米国－韓国 製カラーテレビ 輸入に係る AD 措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/6 パネル設置要請 1998/ 1/5 パネル設置要請取り下げ (再要 請の権利留保) 9/22 韓国が要請を取り下げ	①米国が韓国製カラーテレビに対し、ダン ピングの不在及び輸出中断にも拘わらず AD 義務を賦課していたことは、GATT 第 6 条及び AD 第 1、2、3、4、5、11 条に違 反するとして韓国が申立て。	GATT 第 6 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、11 条	
90. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/6 パネル報告書配布 5/26 インドが上級委申立て 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	①インドが 2700 品目に及ぶ農業・織物・ 工業製品につき輸入数量制限を行っている のは、GATT 第 11、18 条、農業第 4 条 2 項、 輸入ライセンス協定第 3 条に違反するとし て米国が申立て。 ②インドの措置が、GATT 第 11 条 (数量 制限)、1811 条 (経済開発を目的とする範 囲内での輸入制限の維持) に違反すると もに、農産品に対する輸入制限は農業第 42 条 (農産品の輸入制限措置の一般的禁止) に違反し、米国の協定上の利益を無効化・ 侵害していると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 2001 年 4 月の DSB において、インドは問 題とされたすべての品目について数量制限 を撤廃し DSB の勧告を履行した旨通報し た。	GATT 第 11 条、13 条、 18 条 農業 第 4 条	
91. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由と同様)	GATT 第 11 条、18 条 農業 第 4 条	
92. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/25 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由と同様)	GATT 第 11 条、18 条 農業 第 4 条	
93. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	ニュージーラ ンド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由に加え) 利 益を無効化・侵害している。	GATT 第 11 条、18 条 農業 第 4 条	
94. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 2/23 二国間合意通報	(上記 DS90. ～ 93. の申立て事由と同様。但 し農業を除く)	GATT 第 11 条、18 条	
95. 米国－政府 調達に係る措置	日本	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 1998/ 10/21 パネル設置 (『DS88』と合併)		政府調達 第 3 条、8 条、 13 条、19 条	第Ⅱ部第 14 章
96. インドー農 業・織物・工業 製品輸入に係る 数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/7 二国間合意通報	(上記 DS90. の米国による申立て事由に加 え) SPS 協定第 2、3、5 条に違反するとし て申立て。	GATT 第 11 条、13 条、 17 条、18 条 農業 第 4 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条	
97. 米国－チリ 産鮭輸入に係る 相殺義務調査	チリ	1997/ 8/5 協議要請	①チリ産鮭に対する米商務省の補助金相殺 義務調査は SCM 第 11 条に違反するとして チリが申立て。	SCM 第 11 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
98. 韓国－乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国が上級委申立て 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	①韓国が乳製品に輸入割当の形でSGを発動したのは、SG第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するとしてEUが申立て。 ②重大な損害の認定に関するSG第42条違反及びSG措置の適用に関するSG第5条違反（ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄）を認定。 ③GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断。	SG 第2条、4条、5条、 12条 GATT 第19条	
99. 米国－韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請（履行確認） 4/25 パネル設置（履行確認） 9/21 パネル停止（履行確認） 10/20 二国間合意通報	①韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD 第2条、3条、5条、 6条、11条、 17条	
100. 米国－鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	①米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT 第1条、3条、10条、 11条 SPS 第2条、3条、4条、 5条、8条 TBT 第2条、5条	
101. メキシコ－米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査	米国	1997/ 9/4 協議要請	①メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD第5、6条に反するとして米国が申立て。	AD 第2条、4条、5条、 6条	
102. フィリピン－豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/10/7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条 TRIMS 第2条、5条	
103. (113). カナダ－乳製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド(113) 【アルゼンチン、豪州、EU、日本、メキシコ】	1997/10/8 協議要請（「DS113」1997/12/29） 1998/ 2/2 パネル設置要請（「DS113」1998/3/12） 3/25 パネル設置（「DS113」と合併） 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダが上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請（履行確認） 3/1 パネル設置（履行確認） 7/11 パネル報告書配布（履行確認） 9/4 カナダが上級委申立て（履行確認） 12/3 上級委報告書配布（履行確認） 12/6 パネルⅡ設置要請（履行確認） 12/18 パネル・上級委報告書採択、 パネルⅡ設置（履行確認） 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布（履行確認） 9/23 カナダが上級委Ⅱ申立て（履行確認） 12/20 上級委Ⅱ報告書配布（履行確認） 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択（履行確認） 5/15 二国間合意通報	①カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税割当は、GATT第2条、農業第3条、9条、SCM第3条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反するとして米国が申立て。 ②③パネル及び上級委は、農業第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業第10条違反であると認定。 DSU第21.5条パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。	SCM 第3条 GATT 第10条、11条、 13条 農業 第3条、4条、8条、 9条、10条	
104. EU－プロセスチーズ輸出に係る措置	米国	1997/10/8 協議要請	①EUのプロセスチーズ輸出に係るSCMが、農業第8、9、10、11条、SCM第3条に違反するとして米国が申立て。	農業 第8条、9条、10条、 11条 SCM 第3条	

資料編

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
105. EU－パナ ナ輸入制限	パナマ	1997/10/24 協議要請	①パナナの輸入、販売、流通に関する EU の制度に関する申立て（関連する WTO 協 定を特定せず）。		
106. 豪州－自動 車用皮革生産 者・輸入者への SCM	米国	1997/11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要請を取り下げ	①豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出 者に対する補助金は、SCM 第 3 条に違反す るとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
107. パキスタ ン－獣皮輸出制 限	EU	1997/11/7 協議要請	①パキスタンの獣皮輸出制限措置は EU 産 業の未加工、半加工原料調達を制限してい るとして EU が申立て（関連する WTO 協 定を特定せず）。		
108. 米国－外国 小売業者への課 税制度	EU 【豪州、バルバ ドス、ブラジル、 カナダ、中国、 インド、ジャマ イカ、日本】	1997/11/18 協議要請 1998/ 7/1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/10/8 パネル報告書配布 11/26 米国が上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 米国が DSU 第 22 条に基づく 対抗措置承認申請 11/27 米国が DSU 第 22.6 条仲裁の 要請 12/7 EU がパネル設置要請（履行確 認） 12/20 パネル設置（履行確認） 2001/ 8/20 パネル報告書配布（履行確認） 10/15 米国が上級委申立て（履行確 認） 2002/ 1/14 上級委報告書配布（履行確認） 1/29 パネル・上級委報告書採択（履 行確認） 2005/ 1/13 EU がパネルⅡ設置要請（履行 確認） 2/17 パネルⅡ設置（履行確認） 9/30 パネルⅡ報告書配布（履行確 認） 11/24 米国が上級委Ⅱ申立て（履行 確認） 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布 （履行確認）	①米国の外国小売業者（FSC）に対する特 別課税制度は、SCM 第 31 条、GATT 第 3.4、 16 条に違反するとして EU が申立て。 ② SCM 第 3.1 条の輸出補助金に該当する として廃止を勧告、 ③パネル判断を支持し採択。 上級委判断を受けて米国は履行措置として FSC 廃止並びに改正法 ETI を制定したが、 第 1 回 DSU 第 21.5 条パネル及び DSU 第 21.5 条上級委は依然として輸出補助金であ り協定違反であると認定をし、DSU 第 21.5 条上級委は SCM 第 4.7 条の完全な実施を要 請した。これにより米国は、ETI 廃止法案 である米国雇用創出法を制定したが、第 2 回 DSU 第 21.5 条パネルはこの実施措置に ついても完全な勧告を実施していないと認 定した。また、DSU 第 21.5 条パネルは新た な勧告が必要であるとの米国の主張には同 意しないとした。	SCM 第 3 条 GATT 第 3 条、16 条	第 II 部第 7 章
109. チリ－酒税	米国	1997/12/11 協議要請	①チリが輸入スピリッツに対し国産品より も高い特別売上税を課しているのは GATT 第 3 条 2 項に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 3 条	
110. チリ－酒税	EU	1997/ 12/15 協議要請 1998/ 3/9 パネル設置要請 1998/ 3/25 パネル設置（『DS87』と合併）	GATT 第 3 条		
111. 米国－グラ ンドナッツに係 る関税割当	アルゼンチン	1997/12/19 協議要請	①米国の関税割当に係る措置は GATT 第 2、10、12 条、農業第 1、4、15 条、原産 地規則協定第 2 条、輸入ライセンシ協定第 1 条に違反し、また無効化・侵害を生じて いるとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第 2 条、10 条、 13 条 農業 第 1 条、4 条、15 条 原産地 第 2 条 ライセンス 第 1 条	
112. バルーン ブラジル製バス輸 入に係る CVD 調査	ブラジル	1997/12/23 協議要請	①ブラジル製バス輸入に係るバルーン の CVD 調査手続は、SCM 第 11、13.1 条に違 反するとしてブラジルが申立て。	SCM 第 11 条、13 条	
113. カナダ－乳 製品に係る措置	ニュージーラ ンド	1997/ 2/14 協議要請 1997/ 3/7 パネル設置要請 1997/ 3/20 パネル設置（『DS103』と合併）		SCM GATT 第 10 条 農業第 3 条、8 条、 9 条、10 条	
114. カナダ－医 薬品特許保護	EU 【日本、豪州、 ブラジル、コロ ンビア、キュー バ、インド、イス ラエル、ポー ランド、スイス、 タイ、米国】	1997/12/19 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 4/7 パネル報告書採択	①カナダの特許法等の現行法は、医薬品分 野の発明の保護が不十分であり、TRIPS 協 定第 7、8、27.1、28、30、33 条等に違反す るとして EU が申立て。 ②カナダ特許法第 55.2(2) 条は、TRIPS 協定 第 28 条に基づき特許権者に付与された排 他的権利を制限しており、TRIPS 協定第 30 条に認められた限定的例外にも該当しない として、TRIPS 協定第 28.1 条違反を定。	TRIPS 第 27 条、28 条、 33 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
115. EU - 著作 隣接権付与に係 る措置	米国	1998/ 1/6 協議要請 1/9 パネル設置要請 2000/11/6 二国間合意通報	① EU の著作権隣接権付与の制度が、TRIPS 協定第 9-14、63、65、70 条に違反するとし て米国が申立て。	TRIPS 第 9 条、10 条、 11 条、12 条、13 条、 14 条、41 条、42 条、 43 条、44 条、45 条、 46 条、47 条、48 条、61 条、63 条、 65 条、70 条	
116. ブラジル - 支払期間に係る 措置	EU	1998/ 1/9 協議要請	① ブラジルの輸入の支払期間に係る措置 は、輸入ライセンス協定第 3、5 条に違反 するとして EU が申立て。	ライセンス 第 3 条、5 条	
117. カナダ - フィルム流通 サービスに係る 措置	EU	1998/ 1/20 協議要請	① カナダのフィルム流通サービスに係る措 置は、GATS2、3 条に違反するとして EU が申立て。	GATS 第 2 条、3 条	
118. 米国 - 港湾 維持税	EU	1998/ 2/6 協議要請	① 米国の港湾維持税は、GATT 第 1、2、3、 8、10 条及び 1994 年 GATT 第 2 条 1 項 (b) についての解釈理解に違反するとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、 8 条、10 条	
119. 豪州 - コー ト紙輸入に対す る AD 措置につ いて	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	① 豪州のスイス産コート紙の輸入に対す る AD 措置は、AD 第 3、5 条に違反するとし てスイスが申立て。	AD 第 3 条、5 条	
120. インド - 特 定商品の輸入に 係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	① インドの EXIM 政策において、獣皮革が 輸入品のネガティブ・リストに掲載され、 実質的に輸入許可が拒否されているのは、 GATT 第 11 条に違反するとして EU が申 立て。	GATT 第 11 条	
121. アルゼンチ ン - 履き物輸入 に係るセーフ ガード措置	EU 【ブラジル、イ ンドネシア、パ ラグアイ、ウル グアイ、米国】	1998/ 4/3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンが上級委申立て 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	① アルゼンチンが輸入履き物に対してとつ たセーフガード措置は、セーフガード協定 第 2、4、5、6、12 条及び GATT 第 19 条に 違反するとして EU が申立て。 ② アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大 な損害、因果関係の認定は SG 第 24 条に違 反すると判断。 ③ SG 第 24 条に関してはパネル判断を支持。 また、SG 措置は GATT 第 19 条と SG 双方 が適用されるという解釈を示した。なお、 SG 第 21 条脚注と GATT 第 24 条に関する パネルの認定を破棄した上で、アルゼンチ ンがメルコスール諸国を含むすべての輸入 を考慮して重大な損害の認定をしたのに、 SG 措置をメルコスール以外の輸入にのみ 発動したことは正当化できないと判断。	SG 第 2 条、4 条、5 条、 6 条、12 条 GATT 第 19 条	第 II 部第 8 章
122. タイ - ポー ランド製鉄鋼に 対する AD 措置	ポーランド 【日本、EU、米 国】	1998/ 4/6 協議要請 1999/10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/5 パネル・上級委報告書採択	① タイのポーランド製鉄鋼に対する AD 税 賦課、及び情報開示の拒否は AD 第 2、3、5、 6 条に違反するとしてポーランドが申立て。 ② (a) 「実証的証拠」の「客観的審査」に基 づき、ダンピング輸入の価格への影響を考 慮しなかったとして AD 第 32 条第 2 文、31 条違反、(b) AD 第 34 条に列挙された要因 をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的 な評価」若しくは「実証的証拠」の「客観 的審査」に基づきいかに損害が肯定された かに関し、的確な説明を怠ったとして AD 第 34、31 条違反、(c) (a) 及び (b) に基づき、 ダンピング輸入と損害との因果関係を認定 したとして AD 第 35、31 条違反を認定。 ③ AD 第 31 条の一部、及び AD 第 17(6) 条についてのパネル決定を破棄したが、タ イの上級委申立てがなかった AD 第 32、34、 35 条違反に関するパネル決定については審 査しなかった。	AD 第 2 条、3 条、5 条、 6 条	
123. アルゼンチ ン - 履き物輸入 に係るセーフ ガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げ	① アルゼンチンが輸入履き物に対してとつ たセーフガード措置は、セーフガード協定 第 2、4、5、6、7、12 条、及び GATT 第 19 条に違反するとしてインドネシアが申立 て。	SG 第 2 条、4 条、5 条、 6 条、12 条 GATT 第 19 条	
124. EU - 動画・ テレビ番組に係 る知的財産権の 執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	① ギリシャにおいて著作権者の許可なく動 画及びテレビ番組が放映され、権利保護の 措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41、61 条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 41 条、61 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
125. ギリシャー 動画・テレビ番組に 係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	①ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのは TRIPS 協定第 41、61 条に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 41 条、61 条	
126. 豪州ー自動車用皮革生産者・輸出者への補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/4 米国がパネル設置要請（履行確認） 10/14 パネル設置（履行確認） 2000/ 1/21 パネル報告書配布（履行確認） 2000/ 2/11 パネル報告書採択（履行確認） 2000/ 7/24 二国間合意通報	①豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。 ②事実上の輸出条件を認定して補助金協定第 3 条違反の輸出補助金であると判断し、90 日以内に廃止することを勧告。 DSU 第 21.5 条パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	SCM 第 3 条	
127. ベルギーー SCM の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/5 協議要請	①ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
128. オランダー SCM の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/5 協議要請	①オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
129. ギリシャー SCM の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/5 協議要請	①ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
130. アイルランドー 補助金の性質を有する所得 税	米国	1998/ 5/5 協議要請	①アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
131. フランスー 補助金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/5 協議要請	①フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、SCM 第 3 条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第 3 条	
132. メキシコー 米国産高糖度コーンシロップ に対する AD 調査	米国 【ジャマイカ、 モーリシャス】	1998/ 5/8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国がパネル設置要請（履行確認） 10/23 パネル設置（履行確認） 2001/ 6/22 パネル報告書配布（履行確認） 7/24 メキシコが上級委申立て（履行確認） 10/22 上級委報告書配布（履行確認） 11/21 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	①メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対する AD 調査及び損害のおそれの決定は、AD 第 2～7、9、10、12 条に違反するとして米国が申立て。 ② AD 第 31、32、34、37(i) 条（損害認定）、74 条（暫定措置）、102 条（暫定措置適用期間への溯及的賦課）、104 条（暫定措置適用期間中の供託金返還）、122、122.2 条（AD 税の溯及的賦課に関する説明）それぞれの違反を認定。 DSU 第 21.5 条パネルはメキシコの再認定は AD 第 31、34、37、37 条(i) に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、DSU 第 21.5 条上級委もこれらをすべて支持した。	AD 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、7 条、 9 条、10 条、12 条	
133. スロバキアー 乳製品輸入及び家畜輸送に 係る措置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	①スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT 第 1、3、5、10、11 条、SPS 協定第 5 条、輸入ライセンス協定第 5 条に違反するとしてスイスが申立て。	GATT 第 1 条、3 条、5 条、 10 条、11 条 SPS 第 5 条 ライセンス 第 5 条	
134. EUー コメの輸入税	インド	1998/ 5/28 協議要請	① 1997 年 7 月から施行された EU のコメの輸入税を決定する CRS(cumulative recovery system) はインドからのコメの輸入を制限し、GATT 第 1、2、3、7、11 条、関税評価協定第 1-7.1 条、輸入ライセンス協定第 1、3 条、TBT 第 2 条、SPS 協定第 2 条、農業第 4 条に違反するとしてインドが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、 8 条、11 条 関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、11 条 ライセンス 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条 SPS 第 2 条 農業 第 4 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
135. EUーアス ベスト及びその 製品に係る輸入 禁止措置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/5 パネル・上級委報告書採択	①フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS 協定第 2、3、5 条、TBT 協定第 2 条、農業第 4 条に違反するとして、カナダが申立て。 ②①輸入の一般的禁止には GATT が適用されるべきであり、TBT 上の問題ではなく、例外的な輸入許可については TBT が規定する「強制規格」と見なすもの、カナダは例外規定について争っていない、とした上で、②フランスが輸入を禁止した温石綿とそれに代替しうる繊維、又は温石綿を含む製品と温石綿に代替しうる繊維を含む製品とは、GATT 第 34 条（同種の製品に対する内国民待遇）における「同種の産品」であるため、フランスの輸入禁止命令は 34 条に違反しているものの、③ GATT 第 20 条 (b)（健康保護措置の一般の例外）により正当化される旨判断。 ③①と②についてパネルの判断を覆す一方で、③についてはこれを支持し、申立て国は本件措置に関する EU の協定違反を立証しなかったとして措置は是正に係る勧告を行わなかった。	SPS 第 2 条、3 条、5 条 TBT 第 2 条 農業 第 4 条 GATT 第 3 条、11 条、20 条、23 条	第 II 部第 2 章
136. 米国ー 1916 年 AD 法	EU 【日本、インド、 メキシコ】	1998/ 6/9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国が上級委申立て 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採 択 2002/ 1/7 EU が対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定 配布	①米国 1916 年 AD 法は 1930 年関税法と並行して存在しており、GATT 第 3、6 条、WTO 設立協定第 16 条 (4)、AD 第 1～5 条に違反するとして EU が申立て。 ② 1916 年米国 AD 法は、(a) 損害認定を要件としないとして GATT 第 6.1 条違反、(b) AD 税以外の救済措置を規定しているとして GATT 第 6.2 条違反、(c) (a) 及び (b) より WTO 設立協定第 16.4 条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないとして AD 第 1、4、5.5 条違反を認定。 ③パネル判断をすべて支持。	AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条 GATT 第 3 条、6 条 WTO 設立 第 16 条	
137. EUー松柏 類木材の輸入に 係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	①カナダからの松柏類木材の輸入に係る EU 理事会指令及び関連措置は、GATT 第 1、3、11 条、SPS 協定第 2、3、4、5、6 条、TBT 協定第 2 条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 第 1 条、3 条、11 条 SPS 第 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条 TBT 第 2 条	
138. 米国ーイギ リス製鉄鋼製品 に対する相殺関 税賦課	EU 【ブラジル、メ キシコ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布 6/7 パネル・上級委報告書採択	①米国の、英国製鉄鋼製品に対する相殺関税の賦課は、SCM の 1.1、10、14、19.4 条に違反しているとして EU が申立て。	SCM 第 1 条、10 条、14 条、19 条	
139. (142). カナ ダー自動車政策 に係る措置	日本 (139) EU (142) 【インド、韓国、 米国】	1998/ 7/3 協議要請 (『DS142』8/17) 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/1 パネル設置 (『DS142』と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	①米加 FTA（自由貿易協定）に基づくオーストラリア協定によって、カナダは一部の自動車会社にローカルコンテンツ要求、製造販売要求を条件に自動車の無関税輸入を許しており、こうした措置は、GATT 第 1.1、3.4、24 条、TRIMS 第 2 条、SCM 第 3 条、GATS2、6、17 条違反する、として日本・EU が申立て。 ②同措置は① GATT 第 1.1 条（最恵国待遇）に違反し、24 条（自由貿易地域への一般例外）で正当化されない、②ローカルコンテンツ要求は GATT 第 3 条（内国民待遇）違反、③輸入税の免除は SCM 第 3.1 条（禁止補授与金）違反、④自動車販売サービスへの免税及びローカルコンテンツ要求は GATS 第 2 条及び 17 条違反、と認定。 ③④について GATS 第 2 条違反としたパネルの判断を棄却したもの、それ以外の論点については、これらを概ね支持。 カナダは 2001 年 2 月に問題となった優遇措置を廃止する行政命令を施行した。	GATT 第 1 条、3 条、24 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条 GATS 第 2 条、6 条、17 条	第 II 部第 1 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
140. EU-インド 産無漂白綿布 に関する AD 調 査	インド	1998/ 8/3 協議要請	①インド産無漂白綿布に対する EU の AD 決定プロセスは、客観性を欠き、インドの 開発途上国としての立場を無視しており、 AD 第 2、3、5、6、12、15 条及び GATT 第 1、 6 条に違反するとしてインドが申立て。	AD 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、7 条、 9 条、12 条、15 条 GATT 第 1 条、6 条	
141. EU-インド からのベット リネン輸入に対 する AD 措置	インド 【日本、エジ プト、韓国、米国】	1998/ 8/3 協議要請 1999/ 9/7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 12/1 EU が上級委申立て 2001/ 3/1 上級委員会報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 3/8 協議要請（履行確認） 5/7 パネル設置要請（履行確認） 5/22 パネル設置（履行確認） 11/29 パネル報告書配布（履行確認） 2003/ 1/8 インド g 上級委申立て（履行 確認） 4/8 上級委員会報告書配布（履行確 認） 4/24 パネル・上級委報告書採択（履 行確認）	①インド産のベドリネンに対する EU の AD 措置決定プロセスは、不公正で客観性 を欠き、AD 第 2、3、5、6、12、15 条及び GATT 第 1、6 条に違反するとしてインド が申立て。 ② EU が (a) ダンピング・マージンを決定す る際に、ゼロリングを行ったとして AD 第 24.2 条違反、(b) 国内産業の状態を考慮す る際に、AD 第 3.4 条に列挙された要因のすべ てを考慮しなかった等として 3.4 条違反、(c) AD 税賦課前に、建設的な救済の可能性を 検討しなかったとして AD 第 15 条違反を 認定。 ③ AD 第 24.2 条違反に係るパネル認定を支 持しつつ、更に、EU の SG & A 及び利潤 額の計算についてのパネル認定を一部破棄 し、22.2(i) 条違反を認定。 DSU 第 21.5 条パネルは、EU の AD 措置は AD 及び DSU に違反していないと結論し たが、DSU 第 21.5 条上級委は一部 DSU 第 21.5 条パネル認定を破棄し、ダンピング輸 入量の決定について AD 第 31、32 条違反 を認めた。	AD 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、12 条、 15 条 GATT 第 1 条、6 条	
142. カナダー自 動車政策に係る 措置	EU	1998/ 8/17 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 1999/ 2/1 パネル設置（『DS139』と合併）		GATT 第 1 条、3 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条 GATS 第 6 条、 17 条	第 II 部第 1 章
143. スロバキ アーハンガリー 小麦に対する輸 入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	① 1998 年 9 月に発効した、スロバキアのハ ンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の 規則は、GATT 第 1、2 条、農業第 4 条に 違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 第 1 条、2 条 農業 第 4 条	
144. 米国ー牛・ 豚・穀物輸入に 係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	①米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀 物を積載したカナダのトラックの州内への 立入り・通過を禁じているのは、SPS 第 2 ～6、13 条、附属書 B、C、TBT 第 2、3、5、 7 条、農業第 4 条、GATT 第 1、3、5、11、 24.12 条に違反し、利益を無効化・侵害して いるとしてカナダが申立て。カナダは DSU 第 4.8 の緊急規定を援用。	SPS 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、13 条 TBT 第 2 条、3 条、5 条、 7 条 農業 第 4 条 GATT 第 1 条、3 条、5 条、 11 条、24 条	
145. アルゼンチ ンーEU 産小麦 グルテン輸入に 係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	①アルゼンチンの EU 産小麦グルテンに対 する相殺関税は、SCM 第 11.1(i) に定める 18 か月の調査期間を超過しており、SCM 第 10 条に違反しているとして EU が申立て。	SCM 第 10 条、11 条	
146. (175) イン ドー自動車セク ターに係る措置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、 EU】	1998/10/6 協議要請（『DS175』 1999/ 5/ 1） 2000/10/12 パネル設置要請（『DS175』 2000/5/15） 11/17 パネル設置（『DS175』と合併） 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立て取り下 げ 3/19 上級委報告書配布 4/5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に課している一定レ ベルのローカルコンテンツの達成や部品の 輸出義務達成度に応じた輸入量規制による 輸出入均衡制度等は、GATT 第 3、11 条 及び TRIMS 協定第 2 条に違反するとして EU・米国が申立て。 ②インドの措置について、ローカルコンテ ント要求は GATT 第 3.4 条（内国民待遇） に違反、②輸出入均衡要求は GATT 第 11 条（数量制限の一般的禁止）に違反すると ともに GATT 第 3.4 条にも違反すると認定。 インドは上級委員会に申立てを行ったが、 審理開始後に同申立てを取り下げた。2002 年 8 月、インドは問題の措置を完全に廃止 した。	GATT 第 3 条、11 条 TRIMS 第 2 条	第 II 部第 9 章

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
147. 日本－皮革に係る関税割当及び補助金	EU	1998/10/8 協議要請	①日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定第 1.6、3.5(g)(h) (n) 及び SCM 第 6 条に違反するとして EU が申立て。	ライセンス 第 1 条、3 条 SCM 第 6 条	
148. チェコ－ハンガリー小麦の輸入税に係る措置	ハンガリー	1998/10/12 協議要請	① 1998 年 10 月に発効した、チェコの規制（ハンガリー小麦に対する輸入税を増額）は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用しており、GATT 第 1、2 条、農業第 4 条に違反するとしてハンガリーが申立て。なお、ハンガリーは DSU 第 48 の緊急規定を援用。	GATT 第 1 条、2 条 農業 第 4 条	
149. インド－輸入制限	EU	1998/10/29 協議要請	①インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT 第 3、10、11、13、17 条、農業第 42 条、輸入ライセンス協定第 1、2、3 条に違反し、GATT 第 20、21 条によって正当化されないとして EU が申立て。	GATT 第 3 条、10 条、 13 条、17 条、20 条、 21 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条	
150. インド－関税引き上げ措置	EU	1998/10/30 協議要請	①インドの 1975 年関税法譲許表 1、特別関税、特別付加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT 第 21(b)、32 条に違反するとして EU が申立て。	GATT 第 2 条、3 条	
151. 米国－繊維物・衣服に係る措置	EU	1998 /11/19 協議要請 2000/ 7/30 二国間合意通報	①米国の繊維・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述 85. の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定第 24、42、44 条、原産地規則協定第 42 条、GATT 第 3 条、TBT 第 2 条に違反するとして EU が申立て。	繊維 第 2 条、4 条 原産地 第 2 条 GATT 第 3 条 TBT 第 2 条	
152. 米国－1974 年通商法第 301 条～310 条	EU 【ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、インド、イスラエル、ジャマイカ、日本、韓国、セントルシア、タイ、中国】	1998/11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/2 パネル設置 1999/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	① EU は、バナナ問題の EU の勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の 1974 年通商法タイトル III 第 1 章 (301 条～310 条、特に 305、306 条) が、DSB での承認を経ることなく貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU 第 23 条（一方的措置の禁止）等に違反し、利益を無効化・侵害しているとして申立て。 ② 米 国 が、SAA (Statement of ADministrative Act) の中で、「WTO 協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法第 301 条決定は、いかなる場合も DSB によって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置は DSU に反しないと判断。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘。	DSU 第 3 条、21 条、 22 条、23 条	
153. EU－医薬品・農業の特許保護	カナダ	1998/12/2 協議要請	① EU 規則は医薬品と農業に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPS 協定第 27 条 1 項に違反するとしてカナダが申立て。	TRIPS 第 27 条	
154. EU－コーヒーに係る特惠措置	ブラジル	1998/12/7 協議要請	① EU の一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授権条項、GATT 第 1 条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立て。	GATT 第 1 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
155. アルゼンチン・牛革輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置	EU 【米国】	1998/12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	①アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止は GATT 第 11 条、103 条 (a) に違反し、また、付加価値税及び事前取引高税は GATT 第 32 条に違反するとして EU が申立て。 ②事実上の輸出禁止措置について、GATT 第 11 条（数量制限の一般的廃止）違反は否定したものの、同措置は GATT 第 103 条 (a)（貿易規制の公平かつ合理的な方法での実施）に違反すると判断。また、付加価値税及び事前取引高税については、ともに GATT 第 32 条（内国民待遇）に違反するとし、これらの違反は GATT 第 20 条 (d)（法令遵守確保のために必要な措置の一般的例外）によって正当化されないと判断。	GATT 第 3 条、10 条、 11 条	
156. グアテマラ・メキシコ製灰色ポードランドセメントへの確定 AD 税	メキシコ 【EU、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	1999/ 1/5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 12/12 パネル報告書採択	①グアテマラのメキシコ製ポードランドセメントに対する確定 AD 税は、AD 第 1～3、5～7、12、18 条、附属書 I、II 及び GATT 第 6 条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②AD 第 5.3、5.8 条（調査開始の十分な証拠）、5.5 条（メキシコ政府への通知）、12.1.1 条（調査開始の公告）、6.1.3 条（申請書全文の提供）、6.1.2、6.4 条（調査ファイルへのアクセス拒否等）、6.2 条（輸出者の反論の機会）、附属書 I(2)（調査団に民間の専門家が含まれていることの通知）、6.5、6.5.1 条（秘密情報）、6.9 条（重要事実の開示）、6.8 条（ファクツ・アベイラブル）、3.1、3.2、3.4、3.5 条（損害及び因果関係の認定）それぞれの違反を認定。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、7 条、 9 条、12 条、18 条 GATT	
157. アルゼンチン・イタリア製ドリル刃に対する AD 課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	①アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対する AD 税賦課に際し、調査期間が 18 か月を超えており、AD 第 1 条、5.10 条に違反するとして EU が申立て。	AD 第 1 条、5 条	
158. EU・バナナ輸入・販売・流通制度	グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請	① EU が勧告の実施として行ったバナナ輸入制度の改善は、依然として WTO 輸入ライセンス協定第 6 条に違反するとして米国及び中南米諸国が申立て。（関連協定を特定せず）	ライセンス 第 6 条	
159. ハンガリー・チェコ製鉄鋼製品輸入に係るセーフガード措置	チェコ	1999/ 1/21 協議要請	①ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェコに対してのみ行っているのは、GATT 第 119 条、セーフガード協定に違反するとしてチェコが申立て。	GATT 第 1 条、19 条 SG	
160. 米国・著作権法第 110 条 (5)	EU 【日本、豪州、ブラジル、カナダ、スイス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択 2002/ 1/7 EU が対抗措置承認申請 2002/ 2/26 仲裁手続中断 2003/ 6/23 二国間暫定合意	①米国の著作権法第 110 条 (5) は公共の場でラジオ・テレビによる音楽を著作権料を払うことなく放送することを認めるものであり、ベルヌ条約 1 条～21 条の遵守を規定する TRIPS 協定第 9.1 条に違反するとして EU が申立て。 ②米国著作権法第 110 条 (5)(B) の規定は、TRIPS 協定第 13 条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPS 協定第 9.1 条に基づき、ベルヌ条約 11 条の 2(1)(ii) 及び同 11 条 (1)(iii) 条違反を認定。	TRIPS 第 9 条	
161、(169) 韓国・生鮮・チルド・冷凍牛肉の輸入に係る措置	米国 (161) 【豪州、カナダ、ニュージーランド】 豪州 (169) 【カナダ、ニュージーランド、米国】	1999/ 2/1 協議要請（「DS169」4/13） 4/15 パネル設置要請（「DS169」7/12） 5/26 パネル設置（7/26「DS161」合併） 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	①韓国の輸入牛肉に対する措置（取扱店の限定、売上へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等）は GATT 第 2、3、11、17 条、農業第 3、4、6、7 条、輸入ライセンス協定第 1、3 条に違反するとして米国が申立て。 ②マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等については GATT 第 3.4 条（内国民待遇）違反、国内畜産業者への補助金は農業第 7.2 条（国内助成に関する一般的規律）違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認定。 ③農業に関するパネルの判断を一部破棄したものの、GATT に関するパネルの判断については概ねこれを支持。	GATT 第 2 条、3 条、10 条、11 条、17 条 ライセンス 第 1 条、3 条 農業 第 3 条、4 条、6 条、 7 条	第 II 部第 2 章

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
162. 米国－1916 年 AD 法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国が上級委申立て 上級委員会報告書配布 8/28 パネル・上級委員会報告書採 択 2002/ 1/7 日本が対抗措置承認申請 2/27 仲裁手続中断	① 1916 年米国 AD 法が特定の場合に商品 を米国内に輸入・販売する行為に対して刑 事罰や損害賠償請求権を認めていること、 及び AD に定める手続的セーフガードなし に法的決定を行うのは、GATT 第 3、6、11 条及び AD に違反するとして日本が申立て。 ② 1916 米国 AD 法が (a) 損害認定を要件と していないとして GATT 第 61 条違反、(b) AD 税以外の救済措置を規定しているとし て GATT 第 62 条、AD 第 181 条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する 規定がないとして AD 第 4.1、5.1、5.2、5.4 条違反、(d) (a)～(c) より AD 第 184 条、 WTO 設立協定第 164 条違反を認定。 ③ パネル判断をすべて支持。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、9 条、 11 条、18 条 GATT 第 3 条、6 条、11 条 WTO 設立 第 16 条	
163. 韓国－政府 調達に係る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	① 韓国の空港建設機関 (KOACA) は政府調 達協定の規律の対象であり、その入札方法、 国内のパートナー化、不服申立て手続の欠 如は、政府調達協定第 1 条 (I) に違反する として米国が申立て。 ② ① KOACA は韓国が協定附属書におい て約束した協定の適用対象機関に含まれな い、② 協定加盟時の適用範囲に関する交渉 で、米国に対する韓国の説明が十分ではな かったことは事実だが、米国はそれ際に更 なる確認を行うべきだった、③ 韓国の措置 が協定上の利益を無効化・侵害しているこ とについて米国は十分な説明を行わなかつ た旨判断。	政府調達 第 1 条、3 条、8 条、 11 条、20 条、22 条	
164. アルゼンチ ン－履き物輸入 に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	① アルゼンチンの決議 1506 は、非メルコ スール諸国からの履き物輸入にセーフガ ード義務を課し、更に関税割当数量措置を設 けている点で、セーフガード協定第 5 条 (I)、 7 条 (4)、12 条に違反するとして米国が申立 て。	SG 第 5 条、7 条、12 条	
165. 米国－EU からの特定品目 に係る輸入措置	EU 【ドミニカ、エ クアドル、イン ド、ジャマイカ、 日本、セントル シア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EU が上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	① 米国が仲裁の結果（このケースでは DS27 (EU バナナ III 案件) に係る対抗措置の規模 に関する仲裁) を待たずに制裁措置を賦課 することは、DSU 第 3、21、22、23 条及び GATT 第 1、2、8、11 条に違反するとして EU が申立て。 ② 米国による DSB の承認を経ない制裁措 置の発動決定は DSU 第 37 条 (DSB の承 認を条件とした対抗措置の発動)、23 条 (一 方制措置の禁止)、226 条 (対抗措置の規模 に係る仲裁等) に違反し、措置の発動によ る輸入手続費用の増加は GATT 第 1 条 (最 恵国待遇)、2 条 (譲許表に基づく関税賦課) に違反すると判断。 ③ GATT 違反に関するパネルの判断を破 棄するとともに、DSU 第 23 条違反につい ては、米国の制裁決定は 232 条 (a) (DSB 承認に基づく制裁決定) に違反するとした パネルの判断を破棄したが、232(c) (対抗 措置の規模に関する DSB の承認)、37 条及 び 226 条違反については、これを支持。	DSU 第 3 条、21 条、 22 条、23 条 GATT 第 1 条、2 条、8 条、 11 条	
166. 米国－小麦 グルテン輸入に 係るセーフガ ード措置	EU 【豪州、カナダ、 ニュージーラン ド】	1999/ 3/17 協議要請 6/3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米国が上級委申立て 12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	① 1998 年 6 月 1 日から実施された小麦グ ルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフ ガード協定第 2、4、5、8 条、農業第 4 条 (2)、 GATT 第 1、19 条に違反するとして EU が 申立て。 ② 米国の因果関係の認定は SG 第 4.2(a)、4.2(b) 条に違反すると認定。 ③ SG 第 4 条の違反認定は支持する一方で、 パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG 第 4.2(a) 条に列挙されていない要因でも調 査当局が関係を有すると認識した要因も検 討する必要があるとし、また、SG 第 4.2(b) 条は輸入の増加単独ではなくその他の要因 とあわせて重大な損害が発生しているか否 かを決定しなければならないとの解釈を示 した。また、カナダを SG 措置の対象から 除外したことについて SG 第 2.1、4.2 違反 としたパネルの判断を支持し、米国の通報 について 12.1(a)、12.1(b) 違反としたパネル の判断を支持したが、12.1(c) 違反のパネル の判断は破棄し違反していないとした。	SG 第 2 条、4 条、5 条、 8 条、12 条 農業 第 4 条 GATT 1 条、19 条	第Ⅱ部第 8 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
167. 米国－カナダからの牛肉輸入に関する相殺関税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	① 1998 年 12 月 22 日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、SCM 第 1、2、10、11、12 条及び農業第 13 条に違反するとしてカナダが申立て。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、13 条 農業 第 13 条	
168. 南アフリカーイन्दからの特定の薬品に対する AD 関税	インド	1999/ 4/1 協議要請	① 1997 年 3 月 26 日に決定されたインドからの特定薬品に対する AD 関税は、AD 第 2、3、6 条及び GATS 第 1、6 条に違反するとしてインドが申立て。	AD 第 2 条、3 条、6 条、12 条、15 条 GATS 第 1 条、6 条	
169. 韓国－冷凍牛肉に関する措置	豪州	1999/ 4/13 協議要請 1999/ 7/12 パネル設置要請 1999/ 7/26 パネル設置 (「DS161」と合併)		GATT 第 2 条、3 条、10 条、11 条、16 条、17 条 ライセンス 第 1 条、3 条 農業 第 3 条、4 条、6 条、7 条	第 2 章
170. カナダ－特許保護に関する期間	米国	1999/ 5/6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/5 パネル報告書配布 6/19 カナダが上級委申立て 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	① カナダ特許法が規定する 1989 年 10 月 1 日以前に申請された特許の保護期間が 17 年であるのは、TRIPS 協定第 33、62、65、70 条等に違反するとして米国が申立て。 ② TRIPS 協定第 70.2 条に従い、カナダは TRIPS 協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPS 協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を 20 年とする TRIPS 協定第 33 条違反を認定。 ③ パネルの判断を支持。	TRIPS 第 33 条、65 条 70 条	
171. アルゼンチン－薬品に対する特許保護期間及び農薬化学品に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	① アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPS 協定第 65 条 5 項に違反するとして米国が申立て。	TRIPS 第 27 条、39 条、65 条、70 条	
172. EU－フライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	① フランス政府が供与に同意し EU が承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する 1 億 4 千万フランの優遇された条件での融資は、GATT 及び SCM に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 23 条 SCM 第 1 条、2 条、5 条、6 条	
173. フランス－フライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	① フランス政府が供与に同意し EU が承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する 1 億 4 千万フランの優遇された条件での融資は、GATT 及び SCM に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 23 条 SCM 第 1 条、2 条、5 条、6 条	
174、(290). EU－農産物と食糧に関する商標と地域的表示の保護	米国 (174) 豪州 (290) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/1 協議要請 (「DS290」2003/4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請 (「DS290」と合併) 10/2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	① EU の地理的表示 (GI) 保護制度は内国民待遇を確保しておらず、GI と類似または同一の先在商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPS 協定及び GATT に違反するとして米国等が申立て。 ② EU の制度が外国 GI の保護要件として、当該外国における EU の GI への同等の保護 (「同等性及び相互主義要件」) を求めていること等は、TRIPS 協定第 3.1 条及び GATT 第 3 条 (内国民待遇) に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似の GI の限定的な登録については、TRIPS 協定第 16.1 条に反するが、17 条 (商標権に係る限定的な例外) によって正当化されるとした。	TRIPS GATT	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
175. インドー自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置 (DS146 と同一パネル) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/5 パネル・上級委報告書採択	①インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテンツの達成②完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT 第 3. 11 条及び TRIMS 協定第 2 条に違反するとして米国が申立て。 ②インドによるローカルコンテンツ要求は GATT 第 34 条 (内国民待遇) に反し、輸出入均衡要求は GATT 第 11 条 (数量制限) に違反すると判断。 インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT 第 3 条、11 条 TRIMS 第 2 条	第 II 部第 9 章
176. 米国ーオムニバス法第 211 条	EU 【日本、カナダ、ニカラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/6 パネル報告書配布 10/4 EU が上級委申立て 2002/ 1/2 上級委報告書配布 2/1 パネル・上級委報告書採択	①米国のオムニバス法第 211 条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPS 協定第 2 (パリ条約 2 条等)、3. 4. 15、16、21、41、42、62 条等に違反するとして EU が申立て。 ②オムニバス法第 211 条 (a)(2) が商標権者の民事手続の権利を制限しており TRIPS 協定第 42 条に違反すると認定。 ③オムニバス法第 211 条は TRIPS 協定第 42 条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPS 協定第 21 (パリ条約 8 条)、3. 4 条違反を認定。	TRIPS 第 2 条、3 条、4 条、15 条、16 条、17 条、18 条、19 条、20 条、21 条、41 条、42 条、62 条	
177. (178). 米国ー生鮮、チルド、冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置	ニュージーランド (177) 豪州 (178) 【豪州、ニュージーランド、カナダ、EU、アイスランド、日本】	1999/ 7/16 協議要請 (『DS178』 7/30) 10/14 パネル設置要請 (『DS178』 同日) 11/19 パネル設置 (『DS178』と合併) 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国が上級委申立て 5/1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	①米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム肉に関税割当の様式でセーフガード措置を課した。これに対して豪州及びニュージーランドは SG 第 2. 3. 4. 5. 11 条及び GATT 協定第 1. 2. 19 条に違反するとして申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は「事情の予見されなかった発見」について立証しておらず GATT 第 19.1(a) 条違反を認定。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことは SG 第 4.1(c) 条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委は、米国 ITC の調査は使用したデータについて SG 第 4.1(c) 条の要求を満たしていない為、SG 第 4.2(a) 条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国 ITC は因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。	SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
178. 米国ーラム肉輸入に係るセーフガード措置	豪州	1999/ 7/30 協議要請 1999/ 10/14 パネル設置要請 1999/ 11/19 パネル設置 (『DS177』と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、8 条、11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
179. 米国ー韓国産ステンレス鋼板 (厚板及び薄板) に対する AD 措置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/1 パネル報告書採択	①米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT 及び AD に違反するとして韓国が申立て。 ② (a) 不必要な通貨の換算を行っているとして AD 第 24.1 条違反、(b) 未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD 第 24 条柱書違反、(c) 複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして 24.2 条第 1 文違反を認定。	GATT 第 6 条、10 条 AD 第 2 条、6 条、12 条	
180. 米国ーシュガーシロップの再分類	カナダ	1999/ 9/6 協議要請	①米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類は GATT 協定第 2 条及び農業第 4 条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 第 2 条 農業 第 4 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
181. コロンビア アークタイ製ポリ エステル単繊維 輸入に係るセーフ ガード措置	タイ	1999/ 9/7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要請取り下げ	①コロンビアは 1998 年 10 月よりタイ製ポリ エステル単繊維の輸入を一方向的に抑制す るセーフガード措置をとっており、繊維及 び繊維製品に関する協定第 2 条及び 6 条に 違反するとしてタイが申立て。	繊維 第 2 条、6 条	
182. エクアド ル－メキシコ産 灰色ポートラ ンドセメント輸 入に係る暫定的 AD 措置	メキシコ	1999/10/5 協議要請	①エクアドルの暫定的 AD 措置及びそれに 先行する行為は AD 及び GATT 協定に違 反するとしてメキシコが申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、9 条、12 条、 18 条 GATT 第 6 条	
183. ブラジル－ 輸入ライセンス と最低輸入価格	EU	1999/10/14 協議要請	①ブラジルの繊維製品等の輸入品に対す るライセンス制度と最低価格の設定は、 GATT 協定、農業、ライセンス協定他に違 反するとして EU が申立て。	GATT 第 2 条、8 条、10 条、11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、3 条、5 条、 8 条	
184. 米国－日本 製熱延鋼板に対 する AD 措置	日本 【ブラジル、カ ナダ、チリ、 EU、韓国】	1999/11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米国が上級委申立て 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間合意通報	①本件 AD 措置は、損害の認定に際し米国 産業への影響及びダンピング・マージンが 過大評価されている、調査手続が不公正で ある、などの点で GATT 及び AD に違反 するとして日本が申立て。 ②①個別ケースに係る入手可能な事実の利 用について AD 第 68 条違反、②独立当事 者間の価格を基準とした正常価額の計算に おける本国での関連企業への販売の除外決 定方式について同 21 条違反、③入手可能 な事実完全に基づいているダンピング・ マージンのみを調査対象企業以外のダンピ ング・マージン計算から除外することを義 務づけた米国法令について同 9.4、18.4 条及 び WTO 設立協定第 16.4 条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持。損害認定におけ る次工程向け産品市場の扱いに関する米国 1930 年法の本措置への適用について、AD 第 3.1、3.4 条違反を認定。	AD 第 2 条、3 条、4 条、 6 条、9 条、10 条、 18 条 GATT 第 6 条、10 条	第 I 部第 3 章
185. トリニダー ドトバゴ－コス タリカからのバ スタ輸入に関す る措置	コスタリカ	1999/11/18 協議要請	①トリニダードトバゴの AD 調査とそれに 先立つ審、同国の 1996 年ダンピング防止 税及び相殺関税規制は AD に違反するとし てコスタリカが申立て。	AD 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、12 条	
186. 米国－1930 年関税法第 337 条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	①米国関税法第 337 条は 1994 年にウルグア イ・ラウンド実施法により改正されている が、未だその改正は不十分であり、内国民 待遇及び TRIPS 協定に違反するとして EU が申立て。	GATT 第 3 条 TRIPS 第 2 条、3 条、9 条、 27 条、41 条、42 条、49 条、50 条、 51 条	
187. トリニダー ドトバゴ－コス タリカからのバ スタ類輸入にお ける AD 措置	コスタリカ	2000/ 1/17 協議要請	①トリニダードトバゴのコスタリカからの 当該輸入品に対する AD 措置は、AD に違 反するとしてコスタリカが申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、7 条、 10 条、12 条、18 条	
188. ニカラガ ア－ホンジュラ スとコロンビア からの輸入に対 する措置	コロンビア 【カナダ、コス タリカ、EU、 ホンジュラス、 米国】	2000/ 1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	①ニカラグアが 1999 年に設置した、ホン ジュラス及びコロンビアからの物品及び サービスについての税制は、最恵国待遇他 に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT 第 1 条、2 条 GATS 第 2 条、16 条	
189. アルゼンチ ン－イタリヤか らのセラミック 製床タイル輸入 に対する AD 措 置	EU 【日本、トルコ、 米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/5 パネル報告書採択 2002/12/20 二国間合意通報	①本件 AD 調査及び措置は不適正であり、 AD に違反するとして EU が申立て。 ②アルゼンチンが、①ダンピング計算のた めに輸出者から提示された情報の多くを、 理由に関する説明もなく無視したことは AD 第 68 条及び附属書 II に、②サンプル とされた輸出者の個別ダンピング・マー ジンを算出しなかったことは AD 第 6.10 条に、 ③価格の比較可能性に影響を与える物理 的な特性における差異に対して妥当な考慮 を払わなかったことは AD 第 2.4 条に、④確 定的措置を発動するか否かの基礎として考 慮した重要な事実を輸出者に公開しなかつ たことは AD 第 6.9 条に違反すると判断。	AD 第 2 条、6 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
190. アルゼンチ ン・ブラジル産 綿及び綿混合織 物輸入に対する 経過的セーフ ガード措置	ブラジル 【パキスタン、 パラグアイ、米 国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	①アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合 織物輸入に対する経過的セーフガード措置 は、繊維協定第2、6、8条他に違反する としてブラジルが申立て。	繊維 第2条、6条、8 条	
191. エクアド ル・メキシコ産 セメントに対す るアンチ・ダン ピング措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	①エクアドルのメキシコ産セメントに対す る最終的な AD 措置は、AD 第1～9、12、 18条他に違反するとしてメキシコが申立 て。	AD 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 7条、9条、12条、 18条	
192. 米国・パキ スタ産綿製紡 績糸に係る経過 的セーフガード 措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/9 米国が上級委申立て 10/8 上級委報告書配布 11/5 パネル・上級委報告書採択	①米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経 過的セーフガード措置は、同措置発動の要 件（繊維協定第6条2、3、4及び7項）を 満たしていないので、上記各条項に違反 するとしてパキスタンが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国の垂直統合 された生産者が自己消費する場合を国内産 業から除外したことは繊維協定第62条違 反であると認定。また、重大な損害の帰責 分析については、米国がメキシコからの輸 入の効果を個別に検討しなかったことは繊 維協定第64条に違反すると認定。なお、 上級委は、国内当局の措置決定時に存在し なかった証拠をパネルが考慮したことは DSU 第11条に違反していると判断。	繊維 第2条、6条	
193. チリ・メカ ジキの輸送及び 輸出に対する措 置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/11/12 二国間合意通報 2007/12/13 パネル設置停止を継続	①チリ漁業法第165項を基礎として設立さ れた、チリの漁港におけるメカジキ隆揚げ の禁止は、GATT 第5条及び11条に違反 するとして EU が申立て。	GATT 第5条、11条	
194. 米国・輸出 制限を補助金と して扱う措置	カナダ 【豪州、EU、イ ンド】	2000/ 5/19 協議要請 8/4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 8/23 パネル報告書採択	① 米 国 の SAA (Statement of ADministrative Action) 他は、他国の輸 出制限措置を資金面での貢献と扱うもので あり、これらは SCM 第11、10、11、17、 19、32.1、32.5条及びマラケシュ協定第16.4 条に違反するとしてカナダが申立て。 ②この紛争で定義された輸出制限は SCM 第11(a)の資金面での貢献になり得ず、また、 米国の1930年関税法第771(5)(B)(iii)条は SCM 第11条に違反しないと判断。	SCM 第1条、10条、 11条、17条、19条、 32条	
195. フィリピン 自動車開発計 画 (MVDPP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置	①フィリピンの自動車開発計画は、貿易関 連投資措置協定第8条、SCM 第4条及び 30条に違反するとして米国が申立て。	SCM 第4条、30条	
196. アルゼンチ ン・特許及び試 験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	①アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験 やデータに対する保護を怠っている等、 TRIPS 協 定 第27、28、31、34、39、50、 62、65及び70条に違反するとして米国が 申立て。	TRIPS 第27条、28条、 31条、34条、39 条、50条、67条、 65条、70条	
197. ブラジル 最低輸入価格措 置	米国	2000/ 5/30 協議要請	①ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評 価協定第1～7条及び12条、輸入許可手 続に関する協定第1～3条、繊維協定第2 ～7条及び農業第4条2項に違反するとし て米国が申立て。	関税評価 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 7条、12条 ライセンス 第1条、3条 繊維 第2条、7条 農業 第4条	
198. ルーマニ ア・最低輸入価 格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	①ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等 に対する最低又は最高輸入価格の設定は、 関税評価第1～7条及び12条、農業第4条2 項及び繊維協定第2条及び7条に違反する として米国が申立て。	関税評価 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 7条、12条 繊維 第2条、7条 農業 第4条	
199. ブラジル 特許保護	米国 【ドミニカ共和 国、ホンジュラ ス、インド、日 本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/9 パネル設置要請 2/1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	①ブラジルの1996年工業所有権法は、 TRIPS 協定第27条、28条に違反するとし て米国が申立て。	TRIPS 第27条、28条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
200. 米国－1974 年通商法第 306 条改正	EU	2000/ 6/5 協議要請	①米国の 1974 年通商法第 306 条はアフリカ CBI 法第 407 条により改正され、譲許停止 品目を定期的に変えることを一方的に義務 づけている。これは、DSU 第 3 条 2 項、21 条 5 項、22 条及び 23 条に違反するとして EU が申立て。	DSU 第 3 条、21 条、 22 条、23 条 GATT 第 1 条、2 条、11 条	
201. ニカラグ ア－ホンジュラ スとコロンビア からの輸入に対 する措置	ホンジュラス	2000/ 6/6 協議要請	①ニカラグアが 1999 年に設置した、ホン ジュラス及びコロンビアからの物品及び サービスについての税制は、GATT 第 1、 2 条及び GATS 第 2、16 条に違反するとして ホンジュラスが申立て。	GATT 第 1 条、2 条 GATS 第 2 条、16 条	
202. 米国－ライ ンバイブ輸入に 係るセーフガー ド措置	韓国 【豪州、カナダ、 EU、日本、メ キシコ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 11/19 米国が上級委申立て 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/8 パネル・上級委報告書採択 2003/ 3/18 米国、SG 措置を終了	①米国のラインバイブ輸入について SG 措 置発動に至る手続と決定及び同措置自体 が SG 第 2、3、4、5、7、8、9、12 条及び GATT 第 1、13、19 条に違反するとして韓 国が申立て。 ②GATT 第 132 条、19 条及び SG 第 3.1、 4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1 及び 12.3 条に違反 すると認定。 ③損害認定について重大な損害若しくはそ のおそれのいずれかについて個別に認定を しなければならぬと判断したパネル判断 を覆し、「重大な損害又はそのおそれがある 」と認定した米国 ITC の認定は SG と整 合的であるとした。SG 調査対象国と SG 措 置の適用国との適応関係（パラレリズム） について、NAFTA 国からの輸入を調査対 象として損害認定をしていながら、SG 措 置の発動では NAFTA 国を対象から外した ことは SG 第 2、4 条に違反するとした。	GATT 第 1 条、13 条、 19 条 SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、8 条、 9 条、11 条、12 条	第Ⅱ部第 8 章
203. メキシコ－ 米国産輸入豚に 対するアンチ・ ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	①メキシコは 1999 年 10 月に米国からの生 きた豚に対して AD 調査を行い、その結果、 同措置を実施したが、これは SPS、農業、 TBT、AD の各協定に違反するとして米国 が申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 7 条、8 条 農業 第 4 条 TBT 第 2 条、5 条 AD 第 3 条、12 条	
204. メキシコ－ 電気通信サービ スに対する措置	米国 【日本、EU、カ ナダ、豪州、プ ラジル、キュー バ、グアテマラ、 ホンジュラス、 インド、ニカラ グア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/2 パネル報告書配布 6/1 パネル報告書採択	①メキシコが電気通信サービス分野におい て差別的規制を維持したことは、GATS に 違反するとして米国が申立て。 ②メキシコが電気通信サービス分野におい て反競争的で差別的規制維持したことは自 由化約束違反（参照文書 1.1 不履行）、また、 越境基本電気通信サービスの供給をコスト に見合う合理的なレートで認めてこなかつ たことも約束違反（参照文書 2.2(b) 不履行） と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ 回線設備を保有しない形での外国事業者の メキシコにおける専用回線利用の禁止措置 はメキシコの自由化約束に違反しないと判 断。	GATS 第 6 条、第 16 条、 17 条、18 条	第Ⅱ部第 12 章
205. エジプト－ 大豆油入りツナ 缶の輸入禁止措 置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	①エジプトによるタイからの大豆油入りツ ナ缶輸入禁止は、GATT 第 1、11 及び 13 条、 また SPS 協定第 2、3、5 及び附属書 B に違 反するとしてタイが申立て。	GATT 第 1 条、11 条、 13 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条	
206. 米国－イン ドからの鋼板に 対するアンチ・ ダンピング措置 及び相殺関税措 置	インド 【チリ、EU、日 本】	2000/10/4 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	①本件 AD 措置に係る米国商務省（DOC） の課税決定、国際貿易委員会（ITC）の損 害認定、ファクト・アベイラブル（FA）に 関する DOC 規則の適用等は GATT、AD、 SCM、WTO 設立協定に違反するとしてイン ドが申立て。 ②DOC が米国販売価格についての情報を 用いず、FA にのみ基づいてダンピング認 定をしたことは AD 第 6.8 条及び附属書 II パラグラフ 3 に違反すると認定。他方、FA に関する修正 1930 年関税法 776 条 (a)、782 条 (d)、(e) の規定自体は、AD 第 6.8 条、附 属書 II に違反していないとされた。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、9 条、 12 条、15 条、18 条 SCM 第 10 条、11 条、 15 条、22 条、27 条 GATT 第 6 条、10 条 WTO 設立 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
207. チリー農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、ペネズエラ、米国】	2000/10/5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/3 パネル報告書配布 6/24 チリが上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/12/29 パネル設置要請 (履行確認) 2006/ 1/20 パネル設置 (履行確認) 12/8 パネル報告書配布 (履行確認) 2007/ 2/5 チリが上級委申立て (履行確認) 5/7 上級委報告書配布 (履行確認) 5/22 パネル・上級委報告書採択 (履行確認)	①チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及び SG 措置について、前者は GATT 第 2 条及び農業第 4 条、また後者は SG 及び GATT 第 19 条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 ②チリの価格拘束制度は農業第 42 条及び GATT 第 2 条に違反していると認定。また、チリの SG 措置は GATT 第 19.1(a) 条と SG 第 2、4、5 条に違反すると認定 (SG 措置については上級委申立てせず)。 ③農業違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT 第 2 条違反は認めなかった。 DSU 第 21.5 条パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業第 42 条に反していないとし、チリは DSB による勧告を履行していない旨判断した。DSU 第 21.5 条上級委は、農業第 4 条等の違反を認定した。	農業 第 4 条 GATT 第 2 条、19 条 SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、12 条	
208. トルコ鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル	2000/10/9 協議要請	①トルコによるブラジルからの鉄管継手に対する AD 課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT 第 6 条及び AD 第 2、3、5、6、15 条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT 第 6 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、5 条、6 条、12 条、15 条	
209. EU イースタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	① EU のブラジル産インスタントコーヒーに対する GSP 適用の引き下げ、及び 1999 年 1 月の適用廃止は GATT の授権条項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT 第 1 条	
210. ベルギー・コモに対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	①ベルギーが 1997 年 7 月に導入したコモに関する関税制度は、関税評価協定、TBT 協定及び農業に違反するとして米国が申立て。	関税評価 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条、10 条、14 条、16 条 TBT 第 2 条、3 条、5 条、6 条、7 条、9 条 農業 第 4 条	
211. エジプト・トルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、米国】	2000/11/6 協議要請 2001/ 5/3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/8 パネル報告書配布 10/1 パネル報告書採択	①エジプトの AD 措置は適切な調査に基づいておらず、GATT 及び AD に違反するとしてトルコが申立て。 ②損害認定にあたり、AD 第 3.4 条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業 2 社に対して説明なくファクツ・アベイラブル (FA) を利用したことに関する AD 第 6.8 条及び附属書 II パラグラフ 6 違反を認定。	AD 第 2 条、3 条、6 条 GATT 第 10 条	
212. 米国・EU からの輸入品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/9 米国上級委申立て 12/9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請 (履行確認) 9/27 パネル設置 (履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布 (履行確認) 2005/ 9/27 パネル報告書採択	①米国の相殺関税措置の賦課継続は、SCM 第 1、10、14、19、21 条に違反するとして EU が申立て。 ②③パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については 10、14、19、21.1、21.2、21.3 条違反であると認定。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄して消滅させると推定することができるとした。 DSU 第 21.5 条パネルは、なお一部について SCM 違反であると認定した。	SCM 第 1 条、10 条、14 条、19 条、21 条、32 条 GATT 6 条	
213. 米国・ドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 2002/12/19 パネル・上級委員会報告書採択	①米国が、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して 1993 年より相殺関税措置を開始し、2000 年 8 月のサンセット・レビューにおいてもその継続を決定したことに関し、SCM 第 10、11、21 条に違反すると EU が申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国法令は第 21.3 条違反に違反しないとした。また、上級委は、サンセット・レビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、デミニマス基準の準用を否定した。	SCM 第 10 条、11 条、21 条、32 条	

資料編

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
214. 米国－鉄鋼 製品及び溶接ラ インパイプに対 するセーフガード 措置	EU 【アルゼンチン、 カナダ、日本、 韓国、メキシコ】	2000/12/1 協議要請 2001/ 8/8 パネル設置要請 9/10 パネル設置（結局パネルは編 成されず終了）	①米国の1974年通商法第201及び202条は、 輸入増加と損害の因果関係の決定に関する 規定においてセーフガード協定第4、5条 に違反し、また、NAFTA 実施法第311条 は同協定の2、4、5条に違反し、これら両 規定は、最恵国待遇違反でもある、として EU が申立て。	SG 第2条、3条、4条、 5条、8条、12条 GATT 第1条、19条	
215. フィリピン －韓国からの 合成樹脂に対する アンチ・ダン ピング措置	韓国	2000/12/15 協議要請	①フィリピンの韓国からの合成樹脂に対す る AD 措置は、ダンピング・マージンの分 析、収集及び賦課、また同種の産品、ダン ピング、損害及び因果関係の結論の出し方 に問題があり、AD 第2、3、5、6、7、9、 12 及び附属書Ⅱに違反するとして韓国が申 立て。	AD 第2条、3条、5条、 6条、7条、9条、 12条 GATT 第6条	
216. メキシコ 電圧変圧器に対 するアンチ・ダン ピング暫定措 置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	①メキシコが2000年7月に行ったブラジ ルからの電圧変圧器に対する AD 上の暫定措 置は、AD 第5条2、3、8条、6条8項、7 条1項 i、ii 及び附属書Ⅱに違反するとし てブラジルが申立て。	AD 第2条、3条、5条、 6条、7条	
217、(234). 米国 －1930 関税法改 正条項（通称： バード条項）	豪州、ブラジル、 チリ、EU、イン ドネシア、日本、韓 国、タイ(217) 【アルゼンチン、 カナダ、コスタ リカ、香港、イス ラエル、メ キシコ、ノル ウェー】 カナダ、メキシ コ(234) 【アルゼンチン、 豪州、ブラジ ル、コスタリカ、 EU、香港、イン ドネシア、イスラ エル、日本、韓国、 ノルウェー、タ イ】	2000/12/21 協 議 要 請（「DS234」 2001/5/21） 2001/ 7/12 パネル設置要請（「DS234」 8/10） 9/10 パネル設置（DS234 と合併） 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国が上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2004/ 1/15 DSU 第22条に基づく対抗措 置承認申請（日本、EU、韓国、ブラジル、 インド、チリ、墨、カナダ） 1/23 米国がDSU 第22.6 仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域（日、EU、韓、加、墨、 印、ブラジル）が対抗措置の内容を申請 11/26 対抗措置の内容承認 12/6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容 を申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リス トを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リス トを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リス トを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1 より 一年間延長を表明 2008/ 8/29 日本、対抗措置を2008/9/1 より 一年間延長を表明 2009/ 8/14 日本、対抗措置を2009/9/1 より 一年間延長を表明 2010/ 8/25 日本、対抗措置を2010/9/1 より 一年間延長を表明 2011/ 8/26 日本、対抗措置を2011/9/1 より 一年間延長を表明 2012/ 8/23 日本、対抗措置を2012/9/1 より 一年間延長を表明 2013/ 8/23 日本、対抗措置を2013/9/1 より 一年間延長を表明	①バード修正条項は、関税当局が徴収した 相殺関税、AD 税に相当する額を、影響を 受けた生産者に対して配分することを規定 しており、AD、SCM、GATT 及び WTO 設立協定に違反するとして申立て。 ②本条項は AD 及び SCM 上許容される措 置に該当しないため、AD 第181、184 条 、SCM 第321、325 条、GATT 第62、63 条及び WTO 設立協定第164 条違反、また、 AD 調査申請支持のインセンティブとなる として、AD 第54 条、SCM 第114 違反を認定。 ③同条項が AD 調査申請支持のインセン ティブとなり AD 第54 条、SCM 第114 条 に違反するとのパネル判断を否定。AD 第 181、184 条、SCM 第321、325 条 及び WTO 設立協定第164 条違反についてはパ ネル判断を支持。	AD 第1条、5条、8条、 18条 SCM 第4条、7条、10 条、11条、18条、 32条 GATT 第6条、10条、 23条 WTO 16条	第Ⅰ部第3章
218. 米国－ブラ ジルからの鉄鋼 製品に対する相 殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	①米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジ ルの民営化企業が民営化前に受けた補助金 の利益に対して相殺関税を賦課し続けてお り、この行為は、SCM 第1、10、11、14、 19、21 条に違反するとしてブラジルが申立 て。	SCM 第1条、10条、 11条、14条、19条、 21条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
219. EU ブラジルからの可鍛鉄鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【チリ、日本、米国】	2000/12/21 協議要請 2001/6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/3/7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルが上級委申立て 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	①本件 AD 措置に係る調査及び評価は AD 第 1～7、9、11、12、15 条及び GATT 第 6 条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②「ゼロリング」に関する AD 第 242 条、「損害関連要因の公開」に関する AD 第 122 条及び 1222 条違反を認定。 ③パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開について AD 第 62、64 条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、同条違反を認定。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、9 条、11 条、 12 条、15 条	
220. チリ農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/1/5 協議要請	①チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT2 条、農業第 4 条、及びセーフガード協定第 2、3、4、5、68、12 条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 第 2 条、19 条 農業 第 4 条 SG 第 2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 8 条、12 条	
221. 米国－ウルグアイ・ラウンド合意実施法 129 条(c)(1)	カナダ	2001/1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	①米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法 (URAA) 及びその解釈指針 (SAA) の下では、DSB において WTO 協定違反とされた AD 又は相殺関税措置について、DSB の勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づく AD・CVD の適用を義務づけるものであり、DSU、AD、SCM 相殺協定及び GATT の諸規定に違反するとしてカナダが申立て。 ② URAA 及び SAA はカナダが問題としている措置（未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用）を義務づけておらず、WTO 諸規定には違反しないとして、カナダの主張を棄却。	DSU 第 3 条、19 条、 21 条 GATT 第 6 条 SCM 第 10 条、19 条、 21 条、32 条	
222. カナダ地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、米国】	2001/1/22 協議要請 3/1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/1/28 パネル報告書配布 5/23 ブラジルが SCMSCM 第 4.10 条及び DSU 第 222 条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告（秘密版）の送付 2003/2/17 仲裁人の報告（非秘密版）の配布 2003/3/18 ブラジルの対抗措置の内容承認	①カナダ政府及び政府関連企業からのカナダ地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し SCM 第 3 条に違反するとしてブラジルが申立て。 ② SCM 附属書 I (k) で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につき SCM 第 3.1(a) 条違反を認め、SCM 第 47 条に基づき 90 日以内に廃止することを勧告。 カナダはこの勧告履行を拒否したため、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため 2 割増しの対抗措置の規模を認定。	SCM 第 1 条、3 条	
223. EU－米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/1/25 協議要請	① EU は小麦グルテンケースの DSB 採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG 第 8 条、及び GATT 第 1 条、2 条、14 条に違反するとして米国が申立て。	SG 第 8 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	
224. 米国－特許法	ブラジル	2001/1/31 協議要請	①米国特許法 (18 章他) は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPS 協定第 27、28 条、TRIMS 協定第 2 条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPS 第 27 条、28 条 TRIMS 第 2 条 GATT 第 3 条、11 条	
225. 米国－イタリアからのシームレスパイプに対するアンチ・ダンピング措置	EU	2001/2/5 協議要請	①イタリアからのシームレスパイプに関する 2000 年 11 月の DOC による AD 賦課継続とのサンセット・レビュー最終決定、及びサンセット・レビュー開始は、AD 第 58、11.1、11.3、18.4 及びマラケシュ協定第 16.4 に違反するとして EU が申立て。	AD 第 5 条、11 条、 18 条 WTO 設立 第 16 条	
226. チリ－混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2001/2/19 協議要請	①チリは本年 1 月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件は SG 上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であることから、GATT19 条及び SG 第 2、4、6、12 条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第 19 条 SG 第 2 条、4 条、6 条、 12 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
227. ベルギー・タ バコ税	チリ	2001/ 3/1 協議要請 5/3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	① 1999 年 9 月に修正された一般販売税は選 択的な消費税について規定しており、本 規定はベルギーブランドのタバコに比べて、輸 入タバコに対して高い税金を課しており、 GATT 第 3 条 2 項（内国民待遇）に違反す るとしてチリが申立て。	GATT 第 3 条	
228. チリ産砂糖 に対するセーフ ガード措置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請	① チリの砂糖に対するセーフガード措置 は、2000 年 1 月の決定及び同年 11 月の延 長決定において、SG 第 2、3、4、5、7、9、 12 及び GATT 第 19 条が求めている諸手 続に違反しているとしてコロンビアが申立 て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、9 条、 12 条 GATT 第 19 条	
229. ブラジル インドからの ジュート製靴に 対するアンチ・ ダンピング措置	インド	2001/ 4/9 協議要請	① ブラジルのインド産ジュート靴に対する AD 措置は、存在しないインド企業に関す るデータに基づいた AD 措置継続の決定や、 その決定に関する再考の拒否、生産コスト・ 国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の 無視、等が GATT 第 6 条及び 10 条 AD 各 条項及び WTO 設立協定第 16 条に違反す るとしてインドが申立て。	GATT 第 6 条、10 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、11 条、 12 条、17 条、18 条 WTO 設立 第 16 条	
230. チリ産砂糖 に対するセーフ ガード措置と誤 許表の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	① チリの砂糖に対するセーフガード措置と その延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正 の交渉においてチリがコロンビアを実質的 利害関係無しとしたことは、SG 第 2、3、4、5、 7、9、12、GATT 第 2、19、28 条等に違反 するとしてコロンビアが申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、9 条、 12 条 GATT 第 2 条、19 条、 28 条	
231. EU イワシ の表示	ペルー 【カナダ、チリ、 コロンビア、エ クアドル、ベネ ズエラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EU が上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2003/ 7/25 二国間合意通報	① EU 欧州理事会規則がヨーロッパマイワシ (Sardina pilchardus) から製造された イワシ製品のみ、保存イワシ (preserved sardines) と表示することを認め、ペルー から輸出されたイワシ (Sardinops sagax) について「イワシ」の表示を使うことを認 めていないことは TBT 協定第 2、12 条、 GATT 第 1、3、11.1 条に違反するとしてペ ルーが申立て。 ② EU 規則はイワシ製品の表示に関する国 際規格 (Codex 規格) に整合的ではなく、 国際規格への準拠を規定した TBT 協定第 24 条に違反しており、また、同条の例外的 な適用除外について EU は十分な立証を行 わなかったと判断。 ③ 24 条の例外的な適用除外についてはペ ルー側に EU の措置がこれに該当しないこ とについての立証義務があるとしたが、そ の他はパネルの判断を概ね支持。	GATT 第 1 条、3 条、11 条 TBT 2 条、12 条	第 II 部第 11 章
232. メキシコ マッチの輸入に 関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/2 協議取り下げ	① メキシコはマッチの素材及びその廃棄物 について環境の観点も含めたリスト化や、 輸送の規定等を定めているが、これらはチ リ製マッチのマーケットアクセスを阻害し ており、TBT 協定第 1、2、5 条、ライセン ス協定第 1、3、5 条及び内国民待遇に違反 するとしてチリが申立て。	TBT 第 1 条、2 条、5 条 ライセンス 第 1 条、3 条、5 条 GATT 第 3 条	
233. アルゼンチ ン医薬品輸入 に関する措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	① アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸 出国を annex I、II にリスト化し、それぞ れに異なった検査や許可等を要求するのは、 TBT 協定第 2、5、12 条、最恵国待遇、内 国民待遇及び WTO 設立協定第 16.4 に違反 するとしてインドが申立て。	TBT 第 2 条、5 条、12 条 GATT 第 1 条、3 条 WTO 設立 第 16 条	
234. 米国－1930 関税法改正条項 (通称：バード 条項)	カナダ、メキシ コ	2001/ 5/21 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 (DS217 と合併)	AD 第 1 条、5 条、8 条、18 条 SCM 第 5 条、10 条、11 条、18 条、32 条 GATT 第 6 条 10 条 23 条 WTO 第 16 条	第 I 部第 3 章	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
235. スロバキ アー砂糖の輸入 に対するセーフ ガード措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	①スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフ ガード措置は、セーフガード協定に定めら れた調査手続、損害の決定、適用期間及び セーフガード委員会への通報等に不備があり、 同協定の 3 条 1、4 条 2(b)、5 条 2(a)、7 条 4、12 条 1(b)、1(c)、3 にそれぞれ違反す るとしてポーランドが申立て。	SG 第 3 条、4 条、5 条、 7 条、12 条	
236. 米国－カナ ダからの軟材に 対する仮決定	カナダ 【EU、インド、 日本】	2001/ 8/21 協議要請 10/25 パネル設置要請 12/5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 11/1 パネル報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報	① 2001 年 8 月の米国商務省によるカナダ から輸入された軟材に対する相殺関税仮決 定及び危機的な事態の仮決定は、GATT 第 6 条 3 及び SCM 第 1、2、10、14、17、10、 21 条に違反する。また、米国の相殺関税措 置に関するレビューについては GATT 条 3 及び SCM 第 10、19、21、32 条にそれぞれ 違反するとして、DSU 第 4 条 8 による緊急 な協議を求めるとカナダが申立て。 ② カナダの立木伐採権の付与制度は SCM 第 11(a) に該当するとした上で、米国の調 査は SCM 第 11(b)、10、14、14(d)、17.1(b) 条違反であると判断。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 10 条、14 条、17 条、19 条、20 条、 21 条、32 条 GATT 第 6 条	第 II 部第 7 章
237. トルコ生 鮮果物に関する 輸入手続	エクアドル 【コロンビア、 EU、米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 7/29 パネル設置 11/22 二国間合意通報	①トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、 トルコ農業省による書類の発行を求めてお り、本手続は GATT 第 2、3、8、10、11 条、 SPS 協定第 23、8、附属書 B、C、ライセ ンス協定第 1 条、農業第 4 条、及び GATS 第 6、17 条にそれぞれ違反するとしてエク アドルが申立て。	GATT 第 2 条、3 条、8 条、 10 条、11 条 SPS 第 2 条、7 条、8 条 ライセンス 第 1 条 農業 第 4 条 GATS 第 6 条、17 条	
238. アルゼンチ ン－桃缶の輸入 に関するセーフ ガード措置	チリ 【EU、パラグ アイ、米国】	2001/ 9/14 協議要請 12/6 パネル設置要請 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチンが 2003/12/31 に 問題のセーフガード措置を撤廃したことを 表明	①アルゼンチンの桃缶の輸入に対する SG 措置に関する調査は、「事前の予見されな かった発展」の要件を満たしておらず、ま た国内産業への損害についての証拠がない 等不備があり、SG 第 2、3、4、5、12 条及 び GATT 第 19.1 条に違反するとしてチリ が申立て。 ②「予見されなかった発展」についての GATT 第 19.1(a) 条違反であると認定。また、 アルゼンチン当局による輸入増カナダの認 定は不十分であり GATT 第 19.1(a) 条、SG 第 21、42(a) 条違反、また重大な損害のお それについてアルゼンチン当局は、関連す るすべての要因を検討していないことや重 大な損害が明らかに差し迫ったものでない こと等から、GATT 第 19.1(a) 条、SG 第 21、 41(b)、42(a) 条違反であると認定。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、12 条 GATT 第 19 条	
239. 米国－アン チ・ダンピング の適用方法に関 する措置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請 11/1 9 月のリクエストをキャンセ ル、新規協議要請	①米国商務省は、AD に定められる 2% (デ ミニマス) ルールをダンピング調査にのみ 適用し、レビューには 0.5% を適用しており、 AD 第 58、11.1、183 条等に違反するとし てブラジルが申立て。	AD 第 5 条、11 条	
240. ルーマニ ア－小麦及び小 麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 11/27 パネル設置要請 12/20 パネル設置要請取り下げ	①ルーマニアは 2001 年 7 月より、小麦及び 小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、そ れを満たさないものについては輸入を禁止 している。本件は GATT 第 11 条 1 項 (数 量制限の一般的禁止) 違反、かつ国内の同 産品には本要件を課していないことから、 GATT 第 3 条 (内国民待遇) 違反であると してハンガリーが申立て。(本件について ハンガリーは DSU 第 4 条 8 による緊急な 協議を要請)	GATT 第 3 条、11 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
241. アルゼンチン—ブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	①本件 AD 措置は、調査手続、AD 税の賦課及び課税価格の決定につき、AD 第 1～6、9、12 条、関税評価協定第 1、7 条及び GATT 第 6 条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②本件 AD 措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD 第 24、242、31、32、33、34、35、51、58、61.1、61.3、68 条及び附属書 II、12.1 条違反を認定。	AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、9 条、12 条 関税評価 第 1 条、7 条 GATT 第 6 条	
242. EU 一般特惠	タイ	2001/12/7 協議要請	① 2001 年 11 月 14 日付で修正された、2002 年 1 月から 2004 年 12 月までの EU の一般特惠は、GATT 第 1 条（最恵国待遇）及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT 第 1 条	
243. 米国—繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/7 パネル設置要請 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	①米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法 (URAA) 第 334 条等）改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第 2 条 (b)(c)(d)(e) に違反するとしてインドが申立て。 ②原産地規則協定第 2 条 (b)（貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用）違反についてインドは URAA334 条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334 条は原産地規則協定第 2 条 (c) が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に棄却。	原産地 第 2 条	
244. 米国—日本製表面処理銅板へのアンチ・ダンピング措置に対するサンセット・レビュー	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本が上級委申立て 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/9 パネル・上級委報告書採択	①本件 AD 措置に関する米国商務省 (DOC) 及び国際貿易委員会 (ITC) の判断について、十分な証拠のないサンセット・レビュー手続の自動開始、不当に高い AD 措置撤回基準、不適切なダンピングマージンによる認定及び不適切な累積判断が GATT 第 6、10 条、AD 第 2、3、5、6、11、12、184 条及び同附属書 II 及び WTO 設立協定第 13 条に違反するとして日本が申立て。 ②日本の訴えを却下。 ③申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なことから、米国の本判断が WTO 協定不整合であるとは判断できないとした。	AD 第 2 条、3 条、5 条、6 条、11 条、12 条、18 条 GATT 第 6 条、10 条	
245. 日本—輸入リンゴに係る検疫措置	米国 【豪州、ブラジル、中国、台湾、EU、ニュージーランド】	2002/ 3/1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本が上級委申立て 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採択 2004/ 7/30 パネル設置（履行確認） 2005/ 6/23 パネル報告書配布（履行確認） 7/30 パネル報告書採択（履行確認） 9/2 二国間合意通報	① 1994 年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ（火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む）への検疫措置（火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年 3 回の園地検査の実施等）は、GATT 第 11 条、SPS 協定第 22、23、51、52、53、56、61、62、7 条、附属書 B、農業第 14 条に違反するとして米国が申立て。 ②日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらず SPS 協定第 22 条（科学的根拠に基づく措置の実施）に違反するとともに、5.7 条（科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照）の要件を満たしておらず、5.1 条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。 日本は 2004 年 6 月末までの DSB 勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然として SPS 協定第 22、5.1 条に違反すると判断した。日本は 2005 年 8 月に問題の措置を改正した。	GATT 第 11 条 SPS 第 2 条、5 条、6 条、7 条 農業 第 4 条、14 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
246. EU－開発途上国に対する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラジル、コロンビア、コストリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モリシヤス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国】	2002/ 3/5 協議要請 12/6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/1 パネル報告書配布 2004/ 1/8 上級委申立て 4/7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	① EU による特惠関税制度（麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与）は、GATT 第 1 条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとしてインドが申立て。 ② EU の措置が GATT 第 11 条に反することをインドが立証した一方で、EU は同措置が GATT 第 20 条 (b)（生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外）に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授権条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認定。 ③ 授権条項に関するパネルの解釈を一部破棄したもの、その他のパネルの判断を支持。	GATT 第 1 条	第 II 部第 1 章
247. 米国－カナダからの軟材に対する暫定的アンチ・ダンピング措置	カナダ	2002/ 3/6 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	① 米国のカナダ産軟材に対する暫定的 AD 措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD 第 2.1 条、2.2 条、5.2 条、7.1 条に違反するとしてカナダが申立て。	AD 第 2 条、5 条、7 条	
248. (249)、(251)、(252)、(253)、(254)、(258)、(259). 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	EU(248) 日本 (249) 韓国 (251) 中国 (252) スイス (253) ノルウェー (254) ニュージーランド (258) ブラジル (259) 【カナダ、キューバ、台湾、メキシコ、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/7 協議要請 (「DS249」「DS251」) 3/20、「DS252」3/26、「DS253」4/3、「DS254」4/4、「DS258」5/14、「DS259」5/21 5/7 パネル設置要請 (「DS249」「DS251」5/21、「DS252」5/27、「DS253」「DS254」6/3、「DS258」6/27、「DS259」7/18) 6/3 パネル設置 (その他案件は以下の日付でパネル設置と同時に DS248 に合併→「DS249」「DS251」6/14、「DS252」「DS253」「DS254」6/24、「DS258」7/8、「DS259」7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米国が上級委申立て 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	① 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第 2、3、4、5、7、8、9、12 条、GATT 第 1、2、10、13、19 条等に違反するとして申立て。 ②③ パネル及び上級委は、米国の SG 措置は、事情の予見されなかった発展について GATT 第 19.1(a) 条、SG 第 3.1 条の違反、輸入の増加に関する事実認定に関して SG 第 2.1、4.2 条の違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとして SG 第 2.1、2.2、4.2 条違反を認定。	SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、7 条、9 条 GATT 第 1 条、13 条、19 条	第 II 部第 8 章
249. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	日本	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置 (「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、7 条、8 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、10 条、13 条、19 条	第 II 部第 8 章
250. 米国－フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	① フロリダ州の国内産でない柑橘類（オレンジ及びグレープフルーツ）の加工品に対する消費税は GATT 第 2.1(a) 条及び 3.1 条、3.2 条、3.4 条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT 第 2 条、3 条、27 条	
251. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	韓国	2002/ 3/20 協議要請 2002/ 5/21 パネル設置要請 2002/ 6/14 パネル設置 (「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、7 条、8 条、9 条、12 条 GATT 1 条、10 条、13 条、19 条	第 II 部第 8 章
252. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	中国	2002/ 3/26 協議要請 2002/ 5/27 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置 (「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、7 条、8 条、9 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、10 条、13 条、19 条	第 II 部第 8 章
253. 米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置	スイス	2002/ 4/3 協議要請 2002/ 6/3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置 (「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、7 条、8 条、12 条 GATT 第 1 条、19 条	第 II 部第 8 章

資料編

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
254. 米国－鉄鋼 製品に対する セーフガード措 置	ノルウェー	2002/ 4/4 協議要請 2002/ 6/3 パネル設置要請 2002/ 6/24 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、8 条、 9 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、10 条、19 条	第 II 部第 8 章
255. ベルギー特 定の製品に対す る課税措置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/13 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	①ベルギーの、国産品以外の製品に対する税 制措置は GATT 第 3 条に違反するとして チリが申立て。	GATT 第 3 条	
256. トルコ－ハ ンガリー産ベッ トフードの輸入 禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/3 協議要請	①トルコの BSE（牛海綿状脳症）拡大を 防止するためのベットフード輸入禁止措置 は、GATT 第 11 条、SPS 協定第 22 条、23 条、5.1 条、5.2 条、5.6 条、6.1 条、6.2 条、7 条、 附属書 B、農業第 14 条に違反するとしてハ ンガリーが申立て。	GATT 第 11 条 SPS 第 2 条、5 条、6 条、 7 条 農業 第 14 条	
257. 米国－カナ ダからの軟材に 対する相殺関税 決定	カナダ 【中国、EU、イ ンド、日本】	2002/ 5/3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書配布 10/2 米国が上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択 12/30 パネル設置要請(履行確認) 2005/ 1/14 パネル設置(履行確認) 8/1 パネル報告書配布(履行確認) 9/6 米国が上級委申立て(履行確認) 12/5 上級委報告書配布(履行確認) 12/20 パネル・上級委報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	①米国がカナダからの軟材に対して決定し た補助金の存在、程度及び影響を決定する ための調査の開始及び実施等については、 SCM 第 1、2、10、11、12、14、15、19、 22、32.1 条、GATT 第 6.3、10.3 条に違反す るとしてカナダが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国は必要な補 助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引に おいて怠ったとし、SCM 第 10 条、32.1 条 及び GATT 第 6.3 条に違反すると認定。 DSU 第 21.5 条パネルはなお同協定違反があ ると判断した。DSU 第 21.5 条上級委パネル もこれを支持した。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、 14 条、15 条、19 条、21 条、22 条、 32 条 GATT 第 6 条、10 条	第 II 部第 7 章
258. 米国－鉄鋼 製品に対する セーフガード措 置	ニュージーラン ド	2002/ 5/14 協議要請 2002/ 6/27 パネル設置要請 2002/ 7/8 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、8 条、 12 条 GATT 第 1 条、 10 条、19 条	第 II 部第 8 章
259. 米国－鉄鋼 製品に対する セーフガード措 置	ブラジル	2002/ 5/21 協議要請 2002/ 7/18 パネル設置要請 2002/ 7/29 パネル設置(「DS248」と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条 GATT 第 1 条、 10 条、19 条	第 II 部第 8 章
260. EU－鉄鋼 製品に対する暫 定セーフガード 措置	米国 【エジプト、日 本、韓国、トル コ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	① EU の、鉄鋼製品に対する暫定セーフガー ド措置は、国内産業への重大な損害等の セーフガード措置発動条件が欠如している 等、SG 第 21 条、22 条、3 条、41 条、42 条、 6 条、121 条、GATT 第 1 条、10 条、19 条 に違反するとして米国が申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、12 条 GATT 第 1 条、10 条、 19 条	
261. ウルグア イ－特定の製品 に対する課税措 置	チリ 【EU、メキシコ、 米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/8 二国間合意通報	①ベルギーの、国産品以外の製品に対する税 制措置は GATT 第 1 条及び 3 条に違反す るとしてチリが申立て。	GATT 第 1 条、3 条	
262. 米国－フラ ンス産及びドイ ツ産鉄鋼製品に 対するアンチ・ ダンピング措置 及び相殺関税賦 課へのサンセッ ト・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	①米国のフランス産及びドイツ産腐食防止 鉄鋼製品等へのアンチ・ダンピング措置及 び相殺関税賦課のサンセッ ト・レビューに よる継続の決定等は、GATT、アンチ・ダ ンピング協定、SCM、WTO 設立協定に違 反するとして EU が申立て。	GATT 第 6 条、10 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、11 条、 18 条 SCM 第 10 条、11 条、 12 条、15 条、21 条、 32 条 WTO 設立 第 16 条	
263. EU 一輸入 ワインに対する 措置	アルゼンチン	2002/ 9/4 協議要請	① EU のワインの製造方法等に関する規則 は TBT 協定第 2 条、12 条、GATT 第 11 条、 34 条、WTO 設立協定第 16.4 条に違反す るとしてアルゼンチンが申立て。	TBT 第 2 条、12 条 GATT 第 1 条、3 条 WTO 設立 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
264. 米国－カナ ダ産軟材に対す るダンピングの 最終決定	カナダ 【中国、EU、イ ンド、日本、 ニュージーラン ド、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/6 パネル設置要請 2003/ 1/8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書配布 5/13 米国が上級委申立て 8/11 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル設置要請 (履行確認) 6/1 パネル設置 (履行確認) 2006/ 4/3 パネル報告書配布 (履行確認) 5/17 カナダが上級委申立て (履行 確認) 8/15 上級委報告書配布 (履行確認) 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	①米国の、カナダ産軟材に対するダンピングの最終決定等は、AD・GATT に違反するとしてカナダが申立て。 ②③パネル及び上級委は、米国がゼロイン グ手法を用いてダンピング・マージンを計 算したことは AD 第 2.42 条に違反すると判 断。 米国は DSB 勧告の履行措置として新たな ダンピング・マージンを算定する際、正 常価格 (国内価格) と輸出価格の比較を 個別取引ごとに行う中で (T－T 方式: transaction to transaction) 引き続きゼロイ ングを適用した。カナダはこれを AD 第 2.42 条及び 2.4 条違反と主張し、DSU 第 21.5 条 パネルが設置されたが、パネルはカナダの 主張を認めなかった。これに対して同上級 委は、T-T 方式におけるゼロイングの適用 は協定第 2.4.2 条違反とするともに、ウル グアイ・ラウンド実施法 129 条決定におけ る T－T 方式でゼロイングが適用された ことは、AD 第 2.4 条が定める「公正な比較」 要件に反するとして、パネルの判断を覆し た。	AD 第 1 条、2 条、4 条、 5 条、6 条、9 条、 18 条 GATT 第 6 条、10 条	第 II 部第 7 章
265、(266)、(283). EU－砂糖への 輸出補助金	豪州 (265) ブラジル (266) タイ (283) 【豪州、ブラジ ル、タイはそれ ぞれのパネルに 第三国参加、パ ルバドス、ペ リールズ、カナ ダ、中国、コロ ンビア、キュー バ、フィジー、 ギアナ、インド、 ジャマイカ、ケ ニア、マダガス カル、マラウイ、 モーリシャス、 ニュージーラン ド、パラグアイ、 セントキャッツ アンドネービー ズ、スワジラン ド、タンザニア、 トリニダードト バゴ、米国、コ ートジボアル】	2002/ 9/27 協議要請 (「DS266」同日、 「DS283」2003/3/14) 2003/ 7/9 パネル設置要請 (「DS266」 「DS283」同日) 8/29 パネル設置 (「DS266」「DS283」 と合併) 2004/10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EU が上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイが上級 委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/8 豪州、ブラジル、タイがそれぞ れ EU と DSU 第 21 条及び 22 条に基づく了 解に至ったことを通報	① EU の、砂糖への輸出補助金は、農業 (第 3.3、8、9.1、10.1、11 条)、SCM (第 3.1、3.2 条)、GATT (第 3.4、16 条) に違反する として申立て。 ② EU が譲許表に明記されている約束の水 準を超えて輸出補助金を交付しており農業 第 3.3 条及び 8 条の違反を認定。 ③パネルの認定を支持。	SCM 第 3 条 農業 第 3 条、8 条、9 条、 10 条、11 条 GATT 第 3 条、16 条	第 II 部第 7 章
266. EU－砂糖 への輸出 SCM	ブラジル	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 7/9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 (「DS265」と合併)		SCM 第 1 条、3 条 農業 第 3 条、8 条、9 条、 10 条 GATT 第 3 条、16 条	第 II 部第 7 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
267. 米国－高地 産綿花に対する 補助金	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、ペナン、 カナダ、チャ ド、中国、台 湾、EU、インド、 ニュージーラン ド、パキスタン、 バングラデシュ、 ベネズエラ、日本、 タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/8 パネル報告書送付 10/18 米国が上級委申立て 2005/ 3/3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択 8/18 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 9/28 パネル設置（履行確認） 2007/12/18 報告書配布（履行確認） 2008/ 2/12 米国が上級委申立て（履行確認） 2/25 ブラジルが上級委申立て（履行確認） 6/2 上級委員会報告書採択（履行確認） 6/20 パネル・上級委員会報告書採択（履行確認） 8/25 2005/8/18 に停止した仲裁の再開を要請 10/1 仲裁人につき合意 2009/ 8/31 仲裁決定書発出 11/6 ブラジルが対抗措置承認申請 11/19 対抗措置承認 2010/ 3/8 ブラジルが 2010/4/7 から対抗措置を発動する旨通知 4/30 ブラジルが対抗措置発動延期 8/25 ブラジル・米国が Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締結を通知	①米国の、高地産綿花に対する国内補助金及び輸出補助金は、農業（第 3.3、8、9.1(a)、10.1 条）SCM（第 3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属書 I (j) 条）、GATT 第 3.4 条に違反するとしてブラジルが申立て。 ②、農業第 8 条違反や SCM 第 3 条違反等を認定。 ③パネルの認定を支持。 21.5 条パネルは、SCM 第 5、6 条等の違反を認定し、米国が履行を行っていないとしたところ、21.5 条上級委員会は、米国による措置は DSB の勧告と裁定の履行を行っておらず、WTO 農業及び SCM に非整合的であり、両協定上の義務を果たすよう DSB が米国に要求することを勧告するとした。	農業 第 3 条、7 条、8 条、 9 条、10 条 SCM 第 3 条、5 条、6 条 GATT 第 3 条、16 条	第 II 部第 7 章
268. 米国－アル ゼンチン産油井 管（OCTG）に 対するアンチ・ ダンピング措置 へのサンセツ ト・レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日 本、韓国、メキ シコ】	2002/10/7 協議要請 2003/ 4/3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国が上級委申立て 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 3/6 パネル設置要請（履行確認） 3/20 パネル設置（履行確認） 11/30 パネル報告書配布（履行確認） 2007/ 1/12 米国が上級委申立て（履行確認） 1/24 アルゼンチンが上級委申立て（履行確認） 4/12 上級委報告書配布（履行確認） 5/11 上級委報告書採択（履行確認） 5/21 アルゼンチンが対抗措置承認申請 6/1 米国が仲裁を要請 6/21 仲裁手続を中断	①米国のアルゼンチン産 OCTG に対する AD 措置のサンセツト・レビューによる措置継続の決定等は AD、GATT、WTO 設立協定に違反するとしてアルゼンチンが申立て。 ② 米 国 SPB（Sunset Policy Bulletin）を AD 第 11.3 条違反と認定。 ③「パネルは“客観的評価”を行っていない」とし、その認定を破棄。また、本件ではパネル及び上級委が、waiver について定めた米国 1930 年関税法及び商務省（DOC）規則（輸出企業がサンセツト・レビュー参加権を放棄した場合、商務省はダンピングの存続又は再発の可能性を認める決定をしなければならないとする）を AD 第 11.3 条（一部 6.1、6.2 条）違反とした。 アルゼンチン申立てによる DSU 第 21.5 パネルは、waiver について定めた商務省（DOC）規則を引き続き AD 第 11.3 条違反としたほか、DOC によるダンピング再発可能性の決定についても十分な事実関係に基づいておらず、同じく 11.3 条に反するとした。また、申立て人の意見書の守秘に関する DOC の措置は協定第 6.5.1 条に反すると判断された。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、11 条、 12 条、18 条 GATT 第 6 条、10 条 WTO 設立 第 16 条	
269、(286). EU－冷凍骨なし 鶏肉の関税分 類	ブラジル (269) 【中国、タイ、 米国】 タイ (286) 【ブラジル、中 国、米国】	2002/10/11 協議要請（「DS286」2003/3/25） 2003/ 9/19 パネル設置要請（「DS286」10/27） 11/7 パネル設置（11/21「DS286」と合併） 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU が上級委申立て 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/14 タイ・EU、シークエンス合意（DS286） 7/26 ブラジル・EU、シークエンス合意（DS269）	①「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉（加塩）の関税分類を「冷凍肉」に変更する EU 規則は、GATT 第 2 条、28 条に違反し、GATT 第 23.1 条の無効化又は侵害を生じさせるとしてブラジル及びタイが申立て。 ②文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EU は加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許していると判断した上で、EU の関税分類の変更により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課されていることについて、直ちに協定違反となるものではないが、従価換算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っているとして、EU の措置は GATT 第 2 条 (a)(b)（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断。 ③パネルの判断を概ね支持。	GATT 第 2 条、23 条、 28 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
270. 豪州—輸入 果物及び野菜に 対する措置	フィリピン 【チリ、中国、 EU、エクアド ル、インド、タ イ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	①豪州の輸入果物及び野菜に対する措置は GATT 第 6 条、8 条、SPS 協定 (第 2、3、4、 5、6、10 条)、輸入ライセンス協定第 1 条、 3 条に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT 第 11 条、13 条 SPS 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、10 条 ライセンス 第 1 条、3 条	
271. 豪州—輸入 パイナップルに 対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/10/18 協議要請	①豪州の輸入パイナップルに対する措置は GATT 第 6 条、8 条、SPS 協定 (第 2、3、4、 5、6、10 条) に違反するとしてフィリピン が申立て。	GATT 第 11 条、13 条 SPS 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、10 条	
272. ベルギー— アルゼンチン産野 菜油に対するアン チ・ダンピング 暫定措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	①ベルギーのアルゼンチン産野菜油に対する AD 暫定措置等は、AD (第 22、24、31、32、 34、35、41、52、53、58、68、7、122 条)、 GATT 第 6 条に違反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	AD 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、7 条、 12 条 GATT 第 6 条	
273. 韓国—商用 船貿易に関する 措置	EU 【中国、台湾、 日本、メキシコ、 ノルウェー、米 国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/7 パネル報告書配布 2005/ 4/11 パネル報告書採択	①韓国の商用船造船に対する補助金は、 SCM 第 31(a)、32、5(c)、63(c) 条等に違反 するとして EU が申立て。 ②韓国の補助金が 31 条 (a) の禁止補助金で あることを認め、廃止を勧告した。EU の 著しい害の主張は退けた。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条	第 II 部第 7 章
274. 米国の鉄鋼 製品に対する セーフガード措 置	台湾 【日本】	2002/11/1 協議要請	①米国の、鉄鋼製品に対するセーフガード 措置は、国内産業への重大な損害等のセー フガード措置発動条件が欠如している等、 セーフガード協定第 21 条、22 条、31 条、41 条、42 条、51 条、GATT 第 11 条、19.1 条に違反するとして台湾が申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条 GATT 第 1 条、19 条	
275. ペネズエ ラ—農産品に対 する輸入ライセ ンス措置	米国 【アルゼンチン、 カナダ、チリ、 EU、ニュージー ランド】	2002/11/7 協議要請	①ペネズエラの、農産品 (とうもろこし、 乳製品等) に対する輸入ライセンス措置は、 農業 (第 42 条)、GATT (第 3.10、11、13 条)、 TRIMS 協定 (第 21 条)、輸入ライセンス 協定 (第 14、32、35、51、52、53 条) に 違反するとして米国が申立て。	農業 第 4 条 GATT 第 3 条、10 条、 11 条、13 条 ライセンス 第 1 条、3 条、5 条 TRIMS 第 2 条	
276. カナダ—小 麦の輸出に関す る措置及び輸入 穀物の取扱	米国 【豪州、チリ、 中国、台湾、 EU、日本、メ キシコ】	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/6 パネル報告書配布 6/1 米国が上級委申立て 8/30 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1 より改正国 内法が発効したことを発表	①カナダ政府及びカナダ小麦委員会的小麦 の輸出に関する措置 (小麦委員会への売買、 価格設定、支払保証等に係る特権の付与等) は GATT 第 17 条に違反し、輸入穀物の保 管・運搬に係る差別的取扱は GATT 第 3 条、 TRIMS 協定第 2 条に違反するとして米国 が申立て。 ②カナダの小麦輸出関連制度の GATT 第 17 条 (国家貿易企業の協定遵守) 違反につ いて米国はこれを立証しなかったとする一 方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱 いは GATT 第 34 条 (内国民待遇) に違反 すると判断。 ③パネルの判断を全面的に支持。	GATT 第 3 条、17 条 TRIMS 第 2 条	GATT 第 3 条、17 条 TRIMS 第 2 条
277. 米国—カナ ダ産軟材に対す る ITC の調査	カナダ 【中国、EU、日 本、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/3 パネル設置要請 5/7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書配布 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/14 パネル設置要請 (履行確認) 2/25 パネル設置 (履行確認) 11/15 パネル報告書配布 (履行確認) 2006/ 1/13 カナダが上級委申立て (履行 確認) 4/13 上級委報告書配布 (履行確認) 5/9 パネル・上級委報告書採択 (履 行確認) 10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対する ITC (国際貿易委 員会) の調査 (損害認定等) は、GATT、 AD、SCM に違反するとしてカナダが申立 て。 ②損害の因果関係の認定において、ITC が 検討した要因からは「輸入が相当程度増加 している」とし、それに基づいて損害のお それを肯定したことは AD 第 35、37 条、 SCM 第 155、157 条違反であると認定。 カナダの申立てにより設置された DSU 第 21.5 条パネルは、米国による履行措置は SCM 等に整合的であり、米国は DSB 勧告 を履行したと判断した。しかし、同上級委 は、損害のおそれに係る ITC 決定について、 パネルの検討方法は不適切であったとして パネル判断を破棄したが、米国の履行措置 の適法性及び履行の成立・不成立について は、パネルによる事実関係の審理が不十分 として判断を行わなかった。	AD 第 1 条、3 条、12 条、18 条 GATT 第 6 条 SCM 第 10 条、15 条、 22 条、32 条	第 II 部第 7 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
278. チリー輸入 果糖に対する セーフガード措 置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	①チリの、輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG(21、31、32、41、42、51、71、75 条)、GATT 第 191 条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条 GATT 第 19 条	
279. インドー 2002 年～2007 年の輸出入政策 の下での輸入制 限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	①インドの 2002 年～2007 年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT (第 3、10、11 条)、農業第 42 条、輸入ライセンス協定 (第 1、2、3 条)、SPS 協定 (第 2、3、5、7、8 条)、TBT 協定第 2 条に違反し、GATT 第 20、21 条によって正当化されないとして EU が申立て。	GATT 第 3 条、10 条 11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条、 7 条、8 条 TBT 第 2 条	
280. 米国ーメキ シコ産鉄鋼製品 に対する相殺関 税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、 台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	①米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、SCM 第 10、14、19、21 条に違反するとしてメキシコが申立て。	SCM 第 10 条、14 条、 19 条、21 条	
281. 米国ーメキ シコ産セメント に対するアンチ ・ダンピング措 置	メキシコ 【カナダ、中国、 台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル 停止 2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失 5/16 二国間合意通報	①米国のメキシコ産セメントに対する AD 措 置 は、AD (第 1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18 条)、GATT (第 3、6、10 条)、WTO 設立協定第 164 条に違反するとしてメキシコが申立て。 2009 年 2 月 1 日付けで AD 措置を取り消すことを合意。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、6 条、8 条、 9 条、10 条、11 条、 12 条、18 条 GATT 第 3 条、6 条、10 条 WTO 設立 16 条	
282. 米国ーメキ シコ産油井管に 対するアンチ ・ダンピング措 置	メキシコ 【アルゼンチン、 カナダ、中国、 台湾、EU、日本、 ベネズエラ、タ イ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/4 メキシコが上級委申立て 8/16 米国が上級委申立て 11/2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請 (履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請 (履行確認) 4/24 パネル設置 (履行確認) 7/5 メキシコの要請によりパネル停 止 2008/ 7/6 パネル設置根拠喪失	①米国のメキシコ産油井管に対する AD 措 置 は、AD (第 1、2、3、4、6、11、18 条)、GATT (第 6、10 条)、WTO 設立協定第 164 条に違反するとしてメキシコが申立て。 ②サンセットレビュー (AD 税の見直し手続) に係る米国商務省のサンセット・ポリシー・プルテン (SPB:サンセット・レビューに関する運用規則) が DOC の判断にとつて「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該 SPB の内容について AD 第 11.3 条 (AD 税及び価格約束に係る起案及び見直し) 違反を認定したが、もう 1 つの主要論点であった、米国貿易委員会 (ITC) によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD (第 3、11 条) には違反しないと判断。 ③ SPB そのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITC による損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持。	AD 第 1 条、2 条、3 条、6 条、11 条、 18 条 GATT 第 6 条、10 条 WTO 設立 第 16 条	
283. EU ー砂糖 への輸出補助金	タイ	2003/ 3/14 協議要請 2003/ 7/9 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 (『DS265』と合併)		SCM 第 3 条 農業 第 3 条、8 条、9 条、 10 条 GATT 第 3 条	第 II 部第 7 章
284. メキシコ ーニカラグア産キ ングサリ (black beans) に対す る輸入禁止措 置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/8 ニカラグア協議取り下げ	①メキシコの輸入禁止措置は GATT (第 11、101、103(a)、111、131 条)、ライセンス協定 (第 12.1.3、1.4(a)、22(a) 条)、SPS 協定 (第 2.1、2.2、2.3、5.1、7 条等) に違反するとしてニカラグアが申立て。	GATT 第 1 条、10 条、 11 条、13 条 ライセンス 第 1 条、2 条 SPS 第 2 条、5 条、7 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
285. 米国－賭博 サービスの越境 移動に関する措 置	アンティグア・ バーブーダ【日 本、EU、カナダ、 メキシコ、台湾、 中国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/7 米国が上級委申立て 1/19 アンティグア・バーブーダが上 級委申立て 4/7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/8 協議要請(履行確認) 7/6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バーブーダが対 抗措置申請 7/23 米国が仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出 2013/ 1/28 アンティグア・バーブーダが対 抗措置申請 対抗措置の承認	①米国のインターネット賭博の越境取引を 禁じる措置はGATS(第2、6、8、11、16、 17条)に違反するとしてアンティグア・バー ブーダが申立て。 ②米国の当該措置は、米国が自由化を約束 した「娯楽サービス」の自由化約束違反で あると判断。 ③米国の措置が自由化約束違反であるとの パネル判断を支持。ただし、米国の措置が GATS第14条(一般例外)に該当するか 否かについては、米国がアンティグア・バー ブーダと十分な協議をしていないことを理 由に、該当しないと判断していたパネル判 断を破棄し、当該措置が内外無差別に運用 されることを確保すれば、米国のインター ネット賭博禁止措置はGATS第14条に合致 するとした。 21.5条パネルでは、米国が本件履行にあたっ て行った新たな立法措置によっても履行が なされていないとの判断を行った。	GATS 第2条、4条、8条、 11条、16条、17 条	第II部第12章
286. EU－冷凍 骨なし鶏肉の関 税分類	タイ	2003/ 3/25 協議要請 2003/ 10/27 パネル設置要請 2003/ 11/21 パネル設置(『DS269』と合併)		GATT 第2条、22条	
287. 豪州－輸入 品への検疫制度	EU 【カナダ、チリ、 中国、インド、 フィリピン、タ イ、米国】	2003/ 4/3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/7 パネル設置 2007/ 3/19 二国間合意通報	①豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定 (第22、23、33、41、51、56、57、8条等) に違反するとしてEUが申立て。	SPS 第2条、3条、4条、 5条、8条	
288. 南アフリ カ－トルコ産毛 布類へのアン チ・ダンピング 措置	トルコ	2003/ 4/9 協議要請	①南アフリカのトルコ産毛布へのアンチ・ ダンピング措置は、GATT(第3、10条)、 アンチ・ダンピング協定(第5、6、9、12条) に違反するとしてトルコが申立て。	GATT 第3条、10条 AD 第5条、6条、9条、 12条	
289. チェコ －ポーランド産 輸入豚肉への追 加関税	ポーランド	2003/ 4/16 協議要請	①チェコのポーランド産輸入豚肉への追加 関税は農業第4条に違反し、GATT第1条、 2条の下で享受する利益を無効化・侵害し ているとしてポーランドが申立て。	農業 第4条 GATT 第1条、2条、23 条	
290. EU－農産 品及び食品の商 標及び地理的表 示の保護	豪州	2003/ 4/17 協議要請 2003/ 8/18 パネル設置要請 2003/ 10/2 パネル設置(『DS174』と合併)		TRIPS 第1条、2条、3条、 4条、10条、16条、 20条、22条、24 条、41条、42条、 63条、65条 GATT 第1条、3条 TBT 第2条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
291. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	米国 (291) カナダ (292) アルゼンチン (293) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、コロンビア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請 (「DS293」5/14) 8/7 パネル設置要請 8/29 パネル設置 (「DS292」「DS293」と合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21 に 2007/11/21 RPT を 1/11 とすることに合意 2008/ 1/11 RPT を 2/11 とすることに合意 (DS292) RPT を 6/11 とすることに合意 (DS293) 1/14 シークエンス合意 (DS291) 1/17 米国が対抗措置申請 (DS291) 2/6 EU、仲裁を要請 2/8 仲裁に委ねることに合意 (DS291) 2/11 RPT を 6/30 まで延長することに合意 (DS292) 2/15 米国・EU が仲裁停止を要請 6/11 RPT を 8/12 まで延長することに合意 (DS293) 6/23 RPT を 7/31 まで延長することに合意 (DS292) 7/29 RPT を 12/31 まで延長することに合意 (DS292) 8/12 RPT を 12/1 まで延長することに合意 (DS293) 12/1 RPT を 2009/3/1 まで延長することに合意 (DS293) 12/16 RPT を 2009/3/1 まで延長することに合意 (DS292) 2009/ 2/26 RPT を 6/30 まで延長することに合意 (DS293) 6/30 RPT を 12/31 まで延長することに合意 (DS293) 7/15 カナダ・EU が二国間で解決合意 2010/ 1/29 RPT を 2/26 まで延長することに合意 (DS293) 2/26 RPT を 3/31 まで延長することに合意 (DS293) 3/19 アルゼンチン・EU、二国間で解決合意	① EU の遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置は SPS 協定 (第 2、5、7、8 条等)、GATT (第 1、3、10、11 条)、農業第 4 条、TBT 協定 (第 2、5 条) に違反するとして米国等が申立て。 ② EU による検疫関連措置は、危険性の評価が不十分で科学的根拠を欠いており、SPS 協定第 22 条、5.1 条、5.7 条、附属書 CI(a) 等に反する旨判断。	SPS 第 2 条、5 条、7 条、8 条 GATT 第 1 条、3 条、10 条、11 条 TBT 第 2 条、5 条	
292. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	カナダ	2003/ 5/13 協議要請 2003/ 8/7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 (「DS291」と合併)		SPS 第 2 条、5 条、7 条、8 条 GATT 第 1 条、3 条、10 条、11 条 TBT 第 2 条、5 条	
293. EU－遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	アルゼンチン	2003/ 5/14 協議要請 2003/ 8/7 パネル設置要請 2003/ 8/29 パネル設置 (「DS291」と合併)		SPS 第 2 条、5 条、7 条、8 条、10 条 GATT 第 1 条、3 条、10 条、11 条 TBT 第 2 条、5 条、12 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
294. 米国－ダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法	EU 【アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EU が上級委申立て 1/30 米国が上級委申立て 4/18 上級委員会報告書配布 5/9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/9 協議要請 (履行確認) 9/13 パネル設置要請 (履行確認) 9/25 パネル設置 (履行確認) 2008/12/17 パネル報告書配布 (履行確認) 2009/ 2/17 EC が上級委申立て (履行確認) 2/25 米国が上級委申立て (履行確認) 5/14 上級委員会報告書送付 (履行確認) 6/11 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 1/29 EU が対抗措置承認申請 2/16 米国、仲裁を要請 2/18 仲裁に付託 9/7 仲裁手続停止 2011/ 9/7 仲裁手続停止延長 2012/ 1/6、1/13、2/6 仲裁手続停止延長 2012/ 2/6 米 EU 間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 6/22 EU が仲裁手続停止の要請を取り下げ 2012/ 7/2 米 EU が共同で文書を提出し、仲裁手続が終了	①米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法は AD、GATT、WTO 設立協定に違反するとして EU が申立て。 ②初回調査におけるゼロインクの個別ケースにおける適用及びゼロインク手法そのものを AD 第 242 条違反と認定。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロインクの個別ケースにおける適用及びゼロインク手法そのものは違反とされなかった。 ③初回調査に関するパネルの判断を支持する一方、行政見直しにおけるゼロインクの個別ケース適用が AD 第 9.3 条に反しないとしたパネルの判断についてはこれを破棄。履行確認パネルは、a) 原手続における DSB 勧告の採択以後に行われた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となると判断したほか、EU の主張の一部を認め、b) 履行期間経過後にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼロインクを用いて算定された予測率の適用について協定違反を認定したが、d) 履行期間経過以前にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。これに対し、上級委員会報告書では、履行期間経過以前にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反が認定された。	AD 第 1 条、2 条、3 条、5 条、9 条、11 条、18 条 GATT 第 4 条 WTO 設立 第 16 条	
295. メキシコ－牛肉及びコメに対するアンチ・ダンピング措置	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/7 パネル設置 2005/ 6/6 パネル報告書配布 7/20 メキシコが上級委申立て 11/29 上級委報告書配布 12/20 パネル・上級委報告書採択	①本件 AD 措置及びそれに関する法制は、AD に違反するとして米国が申立て。 ②損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピング・マージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくオールアザーズートを採用したこと、ファクト・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD 第 3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8 条違反であることを認定。 ③パネルの判断を概ね支持。	AD 第 1 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条、9 条、10 条、11 条、12 条、18 条、19 条、21 条、32 条 SCM 第 11 条、12 条、17 条、19 条、20 条、21 条、32 条 GATT 第 6 条	
296. 米国－韓国産 DRAMS に対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国が上級委申立て 6/27 上級委報告書配布 7/20 パネル・上級委報告書採択	①米国の韓国産 DRAM に対する相殺関税調査は、GATT 第 6.3 条、10. 3 条、SCM 第 1、2、10、11、12、14、15、19、22、32 条に違反するとして韓国が申立て。 ②韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビュション (155 条) について SCM 違反を認定。 ③パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は 1.1(a)(1) (iv) 条に違反するとしてパネルの判断を破棄。ただし、米国の当該措置が WTO 協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、14 条、15 条、17 条、19 条、22 条、32 条 GATT 第 6 条、10 条	第 II 部第 7 章
297. クロアチア－野生動物及び肉製品の輸入に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/9 協議要請 2009/ 1/30 2003 年に二国間合意に至っていたことを通報	①クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置は GATT (第 11、20 条)、SPS 協定 (第 2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7 条等) に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 第 11 条、20 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条、6 条、7 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
298. メキシコ 関税評価等のた めの価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	①メキシコの関税評価等のための価格制度は GATT 第 1、2、7、10 条、GATT 第 7 条の実施に関する協定(関税評価協定)第 1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22 条、農業第 4 条、WTO 設立協定第 16.4 条に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、7 条、 9 条 関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、8 条、12 条、 13 条、15 条、16 条 農業 第 4 条 WTO 設立 第 16 条	
299. EU－韓国 産 DRAM チッ プに対する相殺 関税措置	韓国 【中国、台湾、 日本、米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/3 パネル報告書採択	① EU の韓国産 DRAMS に対する相殺関税調査は SCM 第 1、2、10、12、14、15、19、22、32 条に違反するとして韓国が申立て。 ② EU が認定した韓国政府による指示委託の一部 (11(a)(I)(iv) 条) と利益認定の一部 (11(b) 条、14 条) と損害決定の一部 (15.4、15.5 条) について SCM 違反と判断したものの、EU の相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、 14 条、15 条、17 条、19 条、22 条、 32 条 GATT 第 6 条、10 条	第 II 部第 7 章
300. ドミニカ共 和国－紙巻きタ バコの輸入に関 する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	①ドミニカ共和国の、紙巻きタバコの輸入に関する措置は GATT (第 1.1、21(b)、32、3.4、11.1 条) に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、 11 条	
301. EU－商用 船の貿易に関す る措置	韓国 【中国、日本、 米国】	2003/ 9/3 協議要請 2004/ 2/5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布 2005/ 6/20 パネル報告書採択	①韓国の商用船に関する補助金措置 (DS273) に対抗する形で EU が新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTO によらない紛争解決手段であり、SCM 第 32.1 条、GATT 第 1.1、3.4 条、DSU 第 23.1、23.2 条に違反するとして韓国が申立て。 ② SCM と GATT の違反については認めないとした。一方、EU の措置は WTO 紛争解決と同じ種類の是正を求めるものであり DSU 第 23.1 条に違反すると判断。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、32 条 GATT 第 1 条、3 条、23 条	第 II 部第 7 章
302. ドミニカ 紙巻きタバコの 輸入及び国内販 売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、 EU、エルサル バドル、グアテ マラ、ニカラグ ア、米国】	2003/10/8 協議要請 12/8 パネル設置要請 2004/ 1/9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 ドミニカが上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/16 二国間合意通報	①ドミニカの、紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置は GATT (第 2、3、11、15 条) に違反するとしてホンジュラスが申立て。 ②ドミニカによる外国産タバコへの課税金賦課が GATT 第 2 条 (譲許表) に、納税印紙貼付義務は GATT 第 3.4 条に、特別消費税の賦課は GATT 第 3.2 条に反すると判断。 ③パネルの判断を支持。	GATT 第 3 条、10 条、 11 条、15 条	第 II 部第 4 章
303. エクア ドル－繊維板 (ファイバー ボード) の輸入 に関するセーフ ガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	①エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード措置はセーフガード協定 (第 2、3、4、5、6、7、12 条)、GATT 第 19.1(a) 条に違反するとしてチリが申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、7 条、 12 条 GATT 第 19 条	
304. インド－ EU からの特定 製品に対するアン チ・ダンピング 措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/12/8 協議要請	①インドの EU からの特定製品に対するアンチ・ダンピング措置は GATT 第 6.1 条、AD (第 1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2 条) に違反するとして EU が申立て。	AD 第 1 条、3 条、6 条、 12 条 GATT 第 6 条	
305. エジプト 繊維製品及び衣 料品の輸入に関 する措置	米国 【EU】	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	①エジプトの、繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置は GATT 第 2 条及び繊維協定第 7 条に違反するとして米国が申立て。	GATT 第 2 条 繊維 第 7 条	
306. インドバ ングラディシュ 製電池に対する アンチ・ダンピ ング措置	バングラディ シュ	2004/ 1/28 協議要請 2006/ 2/20 二国間合意通報	①インドのバングラディシュ製電池に対するアンチ・ダンピング措置は GATT 第 1.1、2.1、6.1、6.2、6.6 条、アンチ・ダンピング協定第 2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2 条に違反するとしてバングラディシュが申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、6 条、 23 条	
307. EU－商用 船への援助	韓国	2004/ 2/13 協議要請	① EU の商用船への補助金は、SCM 第 1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5 条に違反するとして韓国が申立て。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条 GATT 第 23 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
308. メキシコ ソフトドリンク 及びその他の飲料 に係る税制措 置	米国 【カナダ、中国、 EU、グアテマ ラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/6 パネル設置 2005/10/7 パネル報告書配布 12/6 メキシコが上級委申立て 2006/ 3/6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃	①メキシコにおけるさとうきびによる砂糖 を使用した以外の飲料及び関連するサービ スへの課税及び同サービスに係る簿記や報 告の義務づけは GATT 第32、34条に違反 するとして米国が申立て。 ② GATT 第32、34条（内国民待遇）の 違反を認定するとともに、当該税制措置が GATT 第20条(d)（法令遵守を目的とした 措置の適用除外）により正当化されるとの メキシコの主張を退ける判断を行った。 ③ GATT 第20条(d)はメキシコが主張 するような「他の国際協定（この場合は NAFTA）を他国に遵守させるための措置」 までも正当化するものではない、としてメ キシコの主張を退けるとともに、他の論点 についても概ねパネルの判断を支持。	GATT 第3条	
309. 中国一半導 体回路に係る増 値税	米国 【EU、日本、メ キシコ】	2004/ 3/18 協議要請 2005 10/5 二国間合意通報	①中国国内で生産・販売された半導体の生 産者に対する増値税の還付は半導体輸入品 については実施されておらず GATT 第1、 32条及び GATS 第17条に違反するとし て米国が申立て。	GATT 第1条、3条 GATS 第17条	
310. 米国ーカナ ダ産小麦に対す る ITC のダンピ ング決定	カナダ	2004/ 4/8 協議要請 6/10 パネル設置要請	①カナダ産小麦に対する米国 ITC のダンピ ング決定は GATT 第6.5(a)条、AD 第1、3.1、 3.2、3.4、3.5、18.1条及び SCM 第10、15.1、 15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反する としてカナダが申立て。	AD 第1条、3条、18 条 GATT 第6条 SCM 第10条、15条、 19条、32条	
311. 米国ーカナ ダ産軟材に対す る相殺関税措置 見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	①カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措 置 見直しは SCM 第10、19.1、19.3、19.4、 21.1、21.2、21.4、32.1条及び GATT 第6.3 条に違反するとしてカナダが申立て。	SCM 第10条、19条、 21条、32条 GATT 第6条	
312. 韓国ーイン ドネシア製紙に 対するアンチ・ ダンピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、 EU、日本、米国、 台湾】	2004/ 6/4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/10/26 協議要請（履行確認） 12/22 パネル設置要請（履行確認） 2007/ 1/23 パネル設置（履行確認） 9/28 パネル報告書配布（履行確認） 10/22 パネル報告書採択（履行確認）	①インドネシア産の紙に対する韓国の AD 調査は、調査開始要件の不備、損害認定、 ファクツ・アベイラブル（FA）の利用等 に関し、AD 及び GATT に違反するとして インドネシアが申立て。 ② FA における「二次的情報源からの情報」 に基づいて判断を行う場合の AD 第6.8条 及び附属書 II.7 違反、損害認定に関する 3.4 条違反、機密情報の取り扱いに対する AD 第6.5条違反等を認定。他方、韓国当局に よる collapsing（複数の輸出者を同一の主 体とみなすこと）の適用については、パネ ルは AD に整合的と判断した。 21.5条パネルは、履行手続における韓国当 局の再決定の AD 第6.8条及び附属書 II.7 違反等を認定。	AD 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 9条、12条 GATT 第6条	
313. EUーイン ド製鉄鋼製品に 対するアンチ・ ダンピング関税	インド	2004/ 7/5 協議要請 10/22 二国間合意通報	①インド製鉄鋼製品に対する EU の AD 税 の差別的賦課は AD 第3.4、3.5、4.1、9.2条 に違反するとしてインドが申立て。	AD 第3条、4条、9 条	
314. メキシコー EU 産オリーブ オイルに対する 暫定的相殺関税 措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	①EU 産オリーブオイルに対するメキシコ の暫定的相殺関税措置は SCM 第10、11、 15、16、17条及び農業の 13、21.1条に違反 するとして EU が申立て。	農業 第13条、21条 SCM 第10条、11条、 15条、16条、17 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
315. EU ー 通関 措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 中国、台湾、香 港、インド、日 本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国が上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	① EU による商品の関税上の分類又は 評価に関する措置及び輸入の要件、制 限又は禁止の実施方法が GATT 第 103 条 (a) の規定する「一律の実施 (uniform administration)」の義務に従っていないと して、米国が申立て。 ②米国の申立てのうち 3 件については EU による関税分類及び関税評価が GATT 第 103 条 (a) に違反するとしたが、5 件につ いては違反がなく、また 11 件については米 国が EU の措置の違法性を十分証明してい ないとした。 ③米国は EU の「関税措置全体について」 法的な判断を求めることはできない、とし たパネルの判断を覆したが、事実関係が十 分に審理されていないとして、通関制度そ のものに関する実体的判断は行わず、デジ タル・ビデオ・インターフェース付き LCD モニターの関税分類に関する共通関税の実 施についてのみ、10.3 条 (a) 違反を認め、そ れ以外の EU の個別措置については、米国の 申立てを退ける判断を行った。	GATT 第 10 条	
316. EU ー 大型 民間航空機の取 引に関連する措 置	米国 【豪州、ブラジ ル、カナダ、中 国、日本、韓国 】	2004/10/6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2010/ 6/30 パネル報告書配布 7/21 EU が上級委申立て 2011/ 5/18 上級委報告書配布 6/1 パネル・上級委報告書採択 12/9 米国が対抗措置承認申請 協議要請 (履行確認) 12/22 EU が仲裁を要請 2012/ 1/20 仲裁手続を中断 3/30 パネル設置要請 (履行確認) 4/13 パネル設置 (履行確認)	① EU による民間大型航空機企業への補助 金供給は SCM 第 3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、 6.3(b)、6.3(c)、6.4 条及び GATT 第 16.1 条に 違反するとして米国が申立て。 ③上級委は、約 180 億ドルの EU の補助金 について撤廃か米国への悪影響除去を勧告 (輸出補助金として即時撤廃を求める)。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条 GATT 第 3 条、16 条、 23 条	第 II 部第 7 章
317. 米国ー 大型 民間航空機の取 引に関連する措 置	EU 【豪州、ブラジ ル、カナダ、中 国、日本、韓国】	2004/10/6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	①米国による民間大型航空機企業への SCM 供給は SCM 第 3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、 (b)、(c) 条及び GATT 第 3.4 条に違反する として EU が申立て。	SCM 第 3 条、5 条、6 条 GATT 第 3 条	第 II 部第 7 章
318. インドー台 湾製製品に係る アンチ・ダンピ ング措置	台湾	2004/10/28 協議要請	①台湾製製品に係るインドの AD 措置は GATT 6.1、6.2 条及び AD 第 1、2、3.1、3.2、 3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、 12.2 条に違反として台湾が申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、12 条 GATT 第 6 条	
319. 米国ー 1930 年関税法 776 条	EU 【米国】	2004/11/ 5 協議要請	①米国の 1930 年関税法 776 条に基づくダ ンピング決定は AD 第 1、6、18.4 条及び GATT 第 6.1、6.2 に違反するとして EU が 申立て。	AD 第 1 条、6 条、18 条 GATT 第 6 条	
320. 米国ーホル モン牛肉紛争に 係る対抗措置の 継続	EU 【豪州、ブラジ ル、中国、台湾、 インド、メキシ コ、ニュージー ランド、ノル ウェー、カナダ】	2004/11/8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EU が上級委申立て 6/10 米国が上級委申立て 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採 択	①米国によるホルモン・ケースに係る WTO 上の義務停止及び EU 製品に対する 報復関税賦課の継続は GATT 第 1、2 条及 び DSU 23.1、23.2(a)、23.2 (c)、22.8、21.5 に 違反するとして EU が申立て。 ③米国、カナダ及び EC に対し、EC が SPS 協定違反である旨の判示にしたがい非整合 の措置を改めたか、また、米国・カナダが WTO 上の義務の停止を継続していること が正当化されるか否かについての米国、カ ナダ、EC 間の相違を解決するため、早急 に履行パネルを開始する旨 DSB が当事者 に求めるよう勧告。	DSU 第 3 条、21 条、 22 条、23 条 GATT 第 1 条、2 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
321. カナダ－ホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/11/8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EU が上級委申立て 6/10 米国が上級委申立て 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採 択	①カナダによるホルモン・ケースに係る WTO 上の義務停止及び EU 製品に対する報復関税賦課の継続は GATT 第 1、2 条及び DSU23.1、23.2(a)、23.2 (c)、22.8、21.5 に違反するとして EU が申立て。 ③米国、カナダ及び EC に対し、EC が SPS 協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加が WTO 上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EC 間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨 DSB が当事者に求めるよう勧告。	DSU 第 3 条、21 条、 22 条、23 条 GATT 第 1 条、2 条	
322. 米国－ゼロインク及びサンセット・レビューに係る措置	日本 【中国、EU、香港、ノルウェー、台湾（履行パネル）】	2004/11/24 協議要請 2005/ 2/4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本が上級委申立て 10/23 米国が上級委申立て 2007/ 1/9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 1/10 日本があつてい対抗措置承認 申請 1/18 米国が仲裁を要請 1/21 仲裁に付託 4/7 パネル設置要請（履行確認） 4/18 パネル設置（履行確認） 6/9 日米両国の合意に基づき仲裁手 続停止 2009/ 4/24 パネル報告書配布（履行確認） 5/20 米国が上級委申立て 8/18 上級委員会報告書配布（履行 確認） 8/31 パネル・上級委員会報告書採 択 2010/ 4/23 日本が仲裁手続の再開要請 12/15 日米両国の合意に基づき仲裁 手続停止 2011/ 9/12、11/7、11/30、2012/ 1/12、 2/1 仲裁手続停止延長 2012/ 2/6 日米間で解決に向けた覚書に 合意 2012/ 8/3 日本が仲裁手続取り下げ	①米国の行政見直し等におけるゼロインク（ダンピング・マージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法）は GATT 第 6.1、6.2 条及び AD 第 1、21、24、24.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4 等に違反するとして日本が申立て。 ②米国のアンチ・ダンピング手続のうち、(I) 初回調査において、国内価格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピング率を算出する際にゼロインクを用いることは WTO 協定違反である、と判断しつつも、(2) その他の手続（定期見直し等）におけるゼロインクは WTO 協定違反ではない、と判断。 ③日本の主張を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、アンチ・ダンピング手続のほとんどにおいて、ゼロインクを使用することは WTO 協定に違反すると認定し、この点に関するパネルの結論を破棄。 履行確認パネルの報告書では、ゼロインク手法そのもの（as such）、及び、ゼロインクの個別ケースにおける適用（as applied）について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。上級委員会も、パネル報告を全面的に支持する報告書を発出し、米国が WTO 勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、9 条、 11 条、18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	第 I 部第 3 章
323. 日本－海苔の輸入割当制度	韓国 【中国、EU、ニュージーランド、米国】	2004/12/1 協議要請 2005/ 2/4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/1 パネル報告書（案件の経緯のみ記載）配布	①日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度は GATT 第 11、10.3 条及び農業 4.2 条及びライセンス協定第 12、1.6 条に違反するとして韓国が申立て（韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結）。	GATT 第 10 条、11 条 ライセンス 第 1 条	
324. 米国－タイ産のエビに対する暫定的アンチ・ダンピング措置	タイ 【日本、ブラジル、EU、中国、インド、エクアドル】	2004/12/9 協議要請	①ゼロインク等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定的 AD 措置は、AD 第 1、24、24.2、6.8、6.13、7.1 条及び GATT 第 6 条に違反するとしてタイが申立て。	AD 第 1 条、2 条、6 条、 7 条 GATT 第 6 条	
325. 米国－メキシコ製ステンレス鋼に対するアンチ・ダンピング決定	メキシコ 【日、EU】	2005/ 1/5 協議要請	①メキシコ製ステンレス鋼に対する米国の AD 決定は AD 第 1、2、5、9、11、18.4 条及び GATT 第 6.1、6.2、10.3 条 (a) に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT 第 6 条、10 条 AD 1 条、2 条、5 条、 9 条、11 条 18 条	
326. EU－チリ産サーモンに対するセーフガード措置	チリ	2005/ 2/8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	①チリ産のサーモンに対する EU のセーフガード措置は、セーフガード協定第 2、4、5 条及び GATT 第 19 条に違反するとしてチリが申立て。	GATT 第 19 条 SG 第 2 条、4 条、5 条	
327. エジプト－パキスタン製マッチに対するアンチ・ダンピング課税	パキスタン 【日本、米国、EC、中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	①パキスタン製マッチへのエジプトのアンチ・ダンピング課税に係る手続やダンピング決定手法は、AD 及び GATT の関連規定に違反するとしてパキスタンが申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、6 条、12 条、 18 条 GATT 第 6 条、23 条	

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
328. EU－サー モンに対する セーフガード措 置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 3/1 協議要請	① EU による外国産サーモンに係るセーフ ガード措置（関税割当や最低価格制度等） の最終決定は、SG 第2、3、4、5、7、11 条 及び GATT 第19 条に違反するとしてノル ウェーが申立て。	SG 第2条、3条、4条、 5条、7条、11条 GATT 第19条	
329. パナマ－乳 製品に関する関 税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 9/20 二国間合意通報	①パナマによるミルクの加工製品に係る関 税分類の変更（従来の「加工ミルク製品」 を「粉ミルク」と「その他」に再分類し、 「その他」について関税率を引上げ）は、 GATT 第1、2、28 条及び農業第4 条に違 反するとともに、メキシコの協定上の利益 を無効化・侵害しているとしてメキシコが 申立て。	GATT 第1条、2条、28 条 農業 第4条	
330. アルゼンチ ン－オリーブオ イル、小麦グル テン及び桃缶詰 に対する相殺関 税	EU	2005/ 4/29 協議要請	①アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小 麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税 は、その決定にあたって、補助金の存在や 国内産業における「実質的な損害」の認定 等に問題があり、GATT 第63 条及び SCM 第1、10、11、12、14、19、21 に違反する として EU が申立て。	SCM 第1条、10条、 11条、12条、14条、 19条、21条 GATT 第6条	
331. メキシコ－ グアテマラ製鋼 管へのアンチ・ ダンピング税賦 課	グアテマラ 【中国、EU、ホ ンジュラス、日 本、米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	①メキシコによるグアテマラ製鋼管への AD 税の調査及び賦課は、GATT 第6 条及 び AD 第1、2、3、4、5、6、9、12、18 条 及び附属書Ⅱに違反するとしてグアテマ ラが申立て。 ②メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて 調査開始をしたとして、AD 第5、6 条違反 等を認めた。	AD 第1条、2条、3条、 4条、5条、6条、 9条、12条、18 条 GATT 第6条	
332. ブラジル－ 再生タイヤの輸 入に関する措置	EU 【アルゼンチ ン、豪州、中国、 キューバ、グア テマラ、日本、 韓国、メキシコ、 パラグアイ、台 湾、タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/3 EU が上級委申立て 12/3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 6/4 EU が RPT 期間について仲裁 要請 8/29 仲裁により RPT を 12 月 17 日 までと決定 2009 1/7 シークエンス合意	①ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措 置、輸入禁止に伴う罰則制度及びメルコ スール諸国に対する同措置の適用除外は、 GATT 第11、34、111、131 条に違反する として EU が申立て。 ②ブラジルの措置は GATT 第20 条 (b) の 例外措置への該当性を認めたが、ブラジ ル国内裁判所による仮差止め命令に基づ く中古タイヤ輸入が著しい量である点 は「偽装された貿易制限」であり同条柱書きを満 たさないとして GATT 第11 条違反を認定。 ③ GATT 第20 条柱書の判断については差 別の理由・合理性に基づいて行うべきであ るとして、パネルが採用した数量基準を否 定したが、GATT 第11 条違反という結論 は支持。	GATT 第1条、3条、11 条、13条	第Ⅱ部第3章 第Ⅱ部第16章
333. ドミニカ共 和国－コスタリ カからの輸入に 係る外国為替手 数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	①ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手 数料 (13%) は、GATT 第21 条 (b) の規 定する課徴金に該当し、同条項及びその他 関連条項に違反するとしてコスタリカが申 立て。	GATT 第2条	
334. トルコ－コ メの輸入に係る 措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、中国、エ ジプト、EU、 韓国、パキスタ ン、タイ】	2005/11/2 協議要請 2006/ 2/6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 パネル報告書採択 11/20 トルコが履行の意思通報 2008/ 5/7 シークエンス合意	①トルコによる米国産米の輸入に係る措置 （譲許税率を超える税率での輸入ライセン スの発給、関税割当にあたっての輸入者へ の国産米購入義務づけ等）は TRIMS 協定 第2 条、GATT 第3、11 条、農業第4 条及 び輸入ライセンス協定第1、3、5 条に違反 するとして米国が申立て。 ②農業第4 条違反等を認定。	TRIMS 第2条 GATT 第3条、10条、 11条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条、5 条	
335. 米国－エク アドル産エビに 対するアンチ・ ダンピング措置	エクアドル 【ブラジル、チ リ、中国、EU、 インド、日本、 韓国、メキシコ、 タイ】	2005/11/17 協議要請 2006/ 6/8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	①米国が、初回調査において、エクアド ル産エビのダンピング・マージン計算に「ゼ ロインク」手法を使い、これに基づき AD 税の賦課を行ったことは、GATT 第6 条及 び AD 第242 条等に違反するとしてエク アドルが申立て。 ②初回調査におけるダンピングの最終認定 及びアンチ・ダンピング税の最終決定にお けるゼロインクの適用は、AD 第242 条に 反すると判断。	AD 第1条、2条、5条、 6条、9条、18条 GATT 第6条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
336. 日本－韓国 製 DRAM チップに対する相殺 関税措置	韓国 【EU、米国、台 湾（履行確認パ ネル）】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本が上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採 択 2008/ 2/25 韓国の DSU 第 21.3 (c) 条に 基づく仲裁要請 5/ 5 仲裁人が RPT を 9 月 1 日まで と決定 9/9 パネル設置要請（履行確認） 9/ 9 シークエンス合意 9/23 パネル設置（履行確認） 2009/ 3/5 パネル検討手続停止（履行確認） 2010/ 3/5 パネル設置根拠喪失（履行確認）	① 日本による韓国製 DRAM (Dynamic Random Access Memories) に対する相殺関税賦課は、GATT 第 6.3、10.3 条、SCM 第 1、2、10、11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22 及び 32.1 条に反するとして韓国が申立て。 ② SCM 第 1、14、19.4 条違反を認定。 ③ SCM 第 1、14 条違反の一部の論点についてパネルの判断を破棄。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、14 条、15 条、19 条、21 条、22 条、32 条 GATT 第 6 条、10 条	第 II 部第 7 章
337. EU－ノル ウェー産サーモン へのアンチ・ ダンピング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、 香港、日本、韓 国、米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2/8 EU が履行の意思表明 5/6 RPT について合意 11/15 RPT 終了	① EU によるノルウェー産養殖サーモンのダンピング最終決定と、暫定的な AD 税の賦課は、GATT 第 6 条、AD 第 1、2、3、5、6、9、12、18 条の関連条項及び附属書 I と II に反するとしてノルウェーが申立て。 ② AD 第 2、3、4、5、6、9 条の関連条項について EU の違反を認定。	AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、9 条、12 条、18 条 GATT 第 6 条	
338. カナダ－米 国産トウモロコ シへのアンチ・ ダンピング及び 相殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	①カナダによる米国産粒トウモロコシへの AD 税及び相殺関税の暫定賦課は、AD 第 1、3、7、12.2.1 条、SCM 第 5、10、17、22.4 条及び GATT 第 6 条に反するとして米国が申立て。	AD 第 1 条、3 条、7 条、12 条 SCM 第 10 条、15 条、17 条、22 条 GATT 第 6 条	
339、(340)、 (342). 中国－自 動車部品の輸入 に関連する措置	EU(339) 米国 (340) カナダ (342) 【アルゼンチン、 豪州、日本、メ キシコ、台湾、 ブラジル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請（「342」4/13） 9/15 パネル設置要請（「DS340」 「DS342」と合併） 10/26 パネル設置 2008/ 7/18 パネル報告書配布 9/15 中国が上級委申立て 12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2/27 RPT について合意 9/1 RPT 終了	①中国が「自動車産業発展政策」において、輸入自動車部品が完成車の特徴を備えていると認定される場合、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、完成車の関税率を適用していることは、GATT 第 2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5 条、TRIMS2.1、2.2 条、SCM 第 3 条及び加盟国定書・作業部会報告書の関連条項に反するとして EU、米国及びカナダが申立て。 ③①中国による当該措置は、GATT3 条 2 項にいう内国税であり、GATT2 条 1 項 (b) における「通常の関税」には当たらないとするパネル報告書の判断を支持。②中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品には適用されず輸入品にのみ適用されるものであり、GATT3 条 2 項に非整合とするパネル報告書の判断を支持。③中国による当該措置は、同種の国内産自動車部品より不利な待遇 (less favorable treatment) を輸入品に課しており、GATT3 条 4 項に非整合とするパネル報告書の判断を支持し、中国に対して、GATT 上の義務を履行するよう DSB が要求するよう勧告。	GATT 第 2 条、3 条、11 条、13 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条	
340. 中国－自動 車部品の輸入に 関連する措置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	2006/ 3/30 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/ 10/26 パネル設置（「DS339」と合併）		GATT 第 2 条、3 条、11 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条	

資料編

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
341. メキシコ－ EU 産オリーブ 油への相殺関税 最終決定	EU 【カナダ、中 国、日本、ノル ウェー、米国】	2006/ 3/31 協議要請 12/7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/4 パネル報告書配布 10/21 パネル報告書採択	①メキシコによる EU 産オリーブ油への相 殺関税調査及び相殺関税の賦課は、GATT 第 6 条、SCM 第 1、10、11、12、13、14、 15、16、19、22、32 条及び農業第 13、21 条に反するとして EU が申立て。 ②国内産業の定義について、申請者が申請 をした時点で、あるいは、調査期間中に生 産を行っていない場合には国内産業を構成 しないという EC の主張に対し、16.1 条で は申請時点、あるいは、調査期間中に生 産を行っていないからといって、EC の主張を棄 却し、メキシコ政府が行った EC 産オリ ブオイルに関する 2000 年～2003 年の期間 の損害調査は、限定的であり、実証的な証 拠に基づいた損害決定ではないと認定。	GATT 第 6 条 SCM 第 1 条、10 条、 11 条、12 条、13 条、 14 条、15 条、16 条、 19 条、22 条 農業 第 13 条、21 条	
342. 中国－自動 車部品の輸入に 関連する措置	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	2006/ 4/13 協議要請 2006/ 9/15 パネル設置要請 2006/ 10/26 パネル設置 (『DS339』と合併)		GATT 第 2 条、3 条、10 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条	
343. 米国－タイ 産エビへの措置	タイ 【ブラジル、チ リ、中国、EU、 インド、韓国、 日本、メキシコ、 ベトナム】	2006/ 4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 タイが上級委申立て 4/29 米国が上級委申立て 7/16 上級委報告書配布 8/1 パネル・上級委報告書採択 10/31 RPT について合意 2009/ 4/1 RPT 終了	①米国によるタイ産エビへの AD 仮決定・ 最終決定における「ゼロイング」の適用及 び算定されたダンピング・マージンに基づ く AD 税の賦課は、AD 第 1、21、24、242、 3.1～3.5、5.8、9.2、9.3 条及び GATT 第 2、3、 6 条に反し、また、米国によるボンド要求 それ自体及びタイ産エビ輸入への適用は、 GATT 第 1、2、3、11.1、13.1、20(d) に 反 するとしてタイが申立て。 ②米国の措置は AD18.1 条に非整合である と認定。 ③米国の措置は AD18.1 条に非整合である としたパネルの決定を支持。、DSB に対し、 米国に WTO 協定上の義務の履行を求める よう勧告する旨の報告書を配布。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、7 条、9 条、 18 条 GATT 第 1 条、2 条、3 条、 6 条、11 条、13 条、 20 条	
344. 米国－メキ シコ製ステンレ ス鋼へのダンピ ング最終決定	メキシコ 【チリ、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコが上級委申立て 4/30 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択 8/11 メキシコが仲裁要請 10/31 仲裁人が RPT を 2009/4/30 に 決定 2009/ 4/30 RPT 終了 5/18 シークエンス合意 8/19 メキシコが協議要請 (履行確 認) 2010/ 9/7 パネル設置要請 (履行確認) 9/21 パネル設置 (履行確認) 2012/ 4/27、5/14、5/31 メキシコの申請 により履行確認パネル手続を停止 2013/ 4/8 二国間合意通報 5/6 パネル報告書 (案件の経緯のみ 記載) 配布	①米国によるメキシコ製ステンレス鋼への AD 最終決定について、米国 1930 年関税法 の関連規定、商務省の関連規則及びダンピ ング・マージンの初回調査及び行政見直し に係るゼロイングの適用は、GATT 第 6 条、 AD 第 1、21、24、242、5、6.10、9、11、 18 条及び WTO 設立協定第 16.4 条に反する としてメキシコが申立て。 ③初回調査 W－W 比較におけるゼロイン グの違反を認定しつつも、定期見直しにお ける違法性を否定。 ③定期見直しにおける違法性を認定し、パ ネルの判断を破棄。	AD 第 1 条、2 条、5 条、6 条、11 条、 18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	
345. 米国－ AD・相殺関税 に基づくボンド 指令	インド 【ブラジル、中 国、EU、日本、 タイ】	2006/ 6/6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 インドが上級委申立て 4/29 米国が上級委申立て 7/16 上級委員会報告書配布 8/1 パネル・上級委員会報告書採択 10/31 RPT について合意 2009/ 4/1 RPT 終了	①米国の改正ボンド指令及びインド産エ ビへの拡張的なボンド要求は、AD 第 1、7.1、 7.2、7.4、7.5、9.2、9.3、9.3.1、18.1、18.5 条、 GATT 第 1、2、3、6.2、6.3、10、11、13 条及び SCM 第 10、17.4、17.5、19.3、19.4、 32.1、32.5 条に反するとしてインドが申立て。 ②米国の措置は AD18.1 条に非整合である と認定。 ③米国の措置は AD18.1 条に非整合である としたパネルの決定を支持。DSB に対し、 米国に WTO 協定上の義務の履行を求める よう勧告する旨の報告書を配布。	AD 第 1 条、2 条、7 条、 9 条、18 条 GATT 第 1 条、2 条、6 条、 10 条、11 条、13 条 SCM 第 1 条、10 条、 14 条、17 条、19 条、 32 条 WTO 設立 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
346. 米国－アルゼンチン製油井管への AD 行政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	①米国のアルゼンチン製油井管への AD 行政見直しは、AD 第 22、24、61、62、66、68、69、92、93、122、1222 条、附属書 II 及び GATT 第 6 条に反し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国 1930 年関税法の規定は AD 第 222 条及び GATT 第 6 条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD 第 1 条、2 条、6 条、9 条、12 条、18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	
347. EU－大型民間航空機の取引に関連する措置 (二次申立て)	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/9 パネル設置 10/6 米国がパネル手続の一時停止を要請 2007/10/7 パネル設置根拠喪失	① EU による民間大型航空機企業への補助金供給は SCM 第 31(a)(b)、32、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4 条及び GATT 第 3.4、16.1 条に違反するとして米国が申立て (先行していた DS316 への付託事項を拡張するための二次申立て)。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条 GATT 第 3 条、16 条	第 II 部第 7 章
348. コロンビア－パナマからの物品輸入に関する税関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/1 二国間合意通報	①コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する税関措置 (関税額の算定方法、輸入港の制限、インボイスへの追加的な情報記載要求) は、関税評価協定第 1、7、13 条及び附属書 I 総則、GATT 第 1.1、2.1(a)(b)、5.6、10.1、10.3(a)、11.1、13.1 条に反するとしてパナマが申立て。	関税評価 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条、13 条 GATT 第 1 条、2 条、5 条、10 条、11 条、13 条	
349. EU－ニンニクへの関税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/6 協議要請	①二国間合意に基づく EU の中国産・冷凍ニンニクへの関税割当枠拡大は、他国が交渉によって得た権利を損なうものであり、地域貿易協定に関する GATT 第 24 条、譲許表の修正に関する GATT 第 28 条及び WTO 設立協定第 144 条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第 24 条、28 条 WTO 設立 第 16 条	
350. 米国－ゼロイング手法の維持と継続的な適用	EU 【ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ】	2006/10/2 協議要請 10/9 EU が追加協議を要請 2007/ 5/10 EU がパネル設置要請 2007/ 6/4 パネル設置 2008/10/1 パネル報告書配布 11/6 EU が上級委申立て 11/18 米国が上級委申立て 2009/ 2/4 上級委報告書配布 2/19 パネル・上級委報告書採択 6/2 RPT について合意 12/19 RPT 終了 2010/ 1/4 シークエンス合意 2012/ 2/6 米 EU 間で解決に向けた覚書に合意	①米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終決定におけるゼロイング適用の維持は、AD 第 1、21、24、242、91、93、95、11、184 条、GATT 第 6 条及び WTO 設立協定第 144 条に反するとして EU が申立て。 ②米国によるイタリアのボールベアリング等に対する AD 調査にあたってゼロイングが用いられたことについて争われた本件について、米国の措置を WTO 非整合とし、DSB が米国に対し、それらの措置を WTO 協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。	AD 第 1 条、2 条、5 条、9 条、11 条、18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	
351. チリ－乳製品への暫定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/10/25 協議要請 2007/ 3/8 アルゼンチンがパネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停止要請 2007/ 8/3 パネル停止 2008/ 8/1 パネル設置根拠喪失	①チリによる乳製品への暫定セーフガード措置は、GATT 第 1、19 条及びセーフガード協定第 2、31、4、5.1、6、124 条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 第 1 条、19 条 SG 第 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、12 条	
352. インド－EU 産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置	EU 【豪州、チリ、日本、米国】	2006/11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	①インドによる EU 産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドの Tamil Nadu 州による同産品への流通規制の適用が、GATT 第 21(a)(b)、32、34、11 条に反するとして EU が申立て。 パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を発出したことを受け、EU はパネル進行停止を要請。	GATT 第 2 条、3 条、11 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
353. 米国一大型 民間航空機の取 引に関連する措 置（二次申立て）	EU 【豪州、ブラジ ル、カナダ、中 国、日本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2017/ 2/17 パネル設置 2011/ 3/31 パネル報告書配布 2011/ 4/28 米国上級委申立て 2012/ 3/12 上級委報告書配布 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 4/24 シークエンス合意 2012/ 9/23 米国が違反措置を是正（EU は不同意） 2012/ 9/25 EU が協議要請（履行確認） 2012/ 9/27 EU が対抗措置承認申請 2012/10/11 EU がパネル設置要請（履行確認） 2012/10/22 米国が仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/10/30 パネル設置（履行確認） 2012/11/28 仲裁手続の停止	①米国による民間大型航空機企業への補助金供給は SCM 第 3.1(a)、(b)、3.2.5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c) 条及び GATT 第 3.4 条に違反するとして EU が申立て（先行していた DS317 への付託事項を拡張するための二次申立て）。	SCM 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条 32 条 GATT 第 3 条	第 II 部第 7 章
354. カナダグー ワインとビールへ の課税免除・減 額	EU	2006/11/29 協議要請 2008/12/17 カナダ、EU が相互合意	①カナダによるカナダ産ワインへの課税免除及びカナダ産ビールへの課税額の減額措置は、GATT 第 3.2、3.4 条、SCM 第 3.1(b)、3.2 条に反するとして EU が申立て。	GATT 第 3 条 SCM 第 3 条	
355. ブラジル アルゼンチン産 の樹脂に対する AD 措置	アルゼンチン 【日本、EU、台 湾、米国】	2006/12/26 協議要請 2007/ 6/7 アルゼンチンがパネル設置要請 7/24 パネル措置 2008/ 2/4 パネル手続停止 2009/ 2/5 パネル設置根拠喪失	①ブラジルによるアルゼンチン産樹脂への AD 調査、決定及び AD 税の賦課は AD 第 2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12 条及び GATT 第 6 条に反し、また、ダンピング決定の見直し手続は AD 第 9、18.4 及び GATT 第 10 条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD 第 2 条、3 条、6 条、 8 条、9 条、10 条、 12 条、18 条 GATT 第 6 条、10 条	
356. チリー乳製 品への確定セー フガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/8 アルゼンチンがパネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチンがパネル手続の 停止要請 8/3 パネル議長がパネル停止を表明 2008/ 8/1 パネル設置根拠喪失	①チリによる乳製品への確定セーフガード措置は、GATT 第 1、19 条及びセーフガード協定第 2、3.1、4、5.1、7.1、12.2 条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、7 条、12 条 GATT 第 1 条、19 条	
357. 米国一トウ モロコシ他農産 品への補助金等 国内支持	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、EU、ニ カラグア、タイ、 チリ、中国、イ ンド、メキシコ、 ニュージーラン ド、南ア、台湾、 日本】	2007/ 1/8 協議要請 2007/ 6/7 カナダ、パネル設置要請（11/15 この要請を取り下げ） 11/8 パネル設置要請 12/17 パネル設置（DS365 と併合）	①米国による米国内のトウモロコシ及びその他の農産品の生産者・輸出者への補助金その他の国内支持は、SCM 第 3.1(a)、3.2.5(c)、6.3(c) 条及び農業第 3.2、3.3、8、9.1、10.1 条に反するとしてカナダが申立て。	SCM 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、6 条、7 条 農業 第 3 条、6 条、8 条、 9 条、10 条	
358. 中国一租税 その他支払の還 付、減額及び免 除	米国 【日本、豪州、 EU、メキシコ、 カナダ】	2007/ 2/2 協議要請 4/27 米国が追加協議要請 7/12 米国がパネル設置要請 8/31 パネル設置（DS359 と合併） 12/19 中国と米国で本件について合 意	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、SCM 第 3 条、GATT 第 3.4 条、TRIMS2 条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとして米国が申立て。	GATT 第 3 条 SCM 第 3 条 TRIMS 第 2 条 加盟議定書	
359. 中国一租税 その他支払の還 付、減額及び免 除	メキシコ 【日本、豪州、 EU、米国、カ ナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/4 メキシコが追加協議要請 7/12 メキシコがパネル設置要請 8/31 パネル設置（DS358 と合併） 2008/ 2/7 中国とメキシコで本件について 合意	①中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、SCM 第 3 条、GATT 第 3.4 条、TRIMS2 条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとしてメキシコが申立て。	GATT 第 3 条 SCM 第 3 条 TRIMS 第 2 条 加盟議定書	
360. インド一米 国からの輸入に 対する追加関税 及び特別追加関 税	米国 【日本、豪州、 チリ、EU、ベ トナム】	2007/ 3/6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2008/ 6/9 パネル報告書配布 8/1 米国が上級委申立て 8/13 インドが上級委申立て 10/30 上級委報告書配布 11/17 パネル・上級委報告書採択	①インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対する追加関税及び特別追加関税は、GATT 第 2 条 1(a)、(b)、3 条 2、4 の規定に反するとして米国が申立て。 ③パネル報告書パラ 8.1 における、米国はインドによるアルコール飲料への追加関税が GATT2 条に非整合であることの立証を行えておらず、また、米国がインドによる特別追加関税が GATT2 条に非整合であることの立証を行えていないとの事実認定を破棄。	GATT 第 2 条、3 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
361. EU－パナ ナ輸入制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請 2010/ 6/8 EU と関係諸国の間で Geneva Agreement on Trade in Bananas に署名 2012/11/8 二国間合意通報	① EU によるバナナの ACP 向け関税割当 は、GATT 第 1 条、2 条 1、3 条、13 条 及 び DSU 第 4.8 条の規定に反するとしてコロ ンビアが申立て。	GATT 第 1 条、2 条、13 条	
362. 中国－知的 財産権問題	米国 【日本、EU、カ ナダ、メキシコ、 アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 インド、韓国、 台湾、トルコ、 タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国が、パネル設置要請 9/25 パネル設置 2009/ 1/26 パネル報告書配布 3/20 パネル報告書採択 6/29 RPT を 2010/3/20 までと合意 2010/ 4/8 シークエンス合意	①中国における、①商標の不正使用及び著 作物の違法な複製に係る刑事手続及び刑事 罰の扱い、②税関において没収された知的 財産権侵害物品の処理、③中国国内での発 行又は流通が許可されていない作品に関す る著作権及び著作隣接権の保護及び執行の 欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未 許可の頒布のいずれかのみを行った者に対 する刑事手続及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定第 9.1 条、14 条、41.1 条、46 条、59 条、 61 条等に整合的でないとして米国が申立 て。 ②②について、税関措置に関し、商標の単 なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について 同協定第 9.1 条、41.1 条に非整合として米 国の主張を是認する一方、①・④について、 米国は刑事罰の閾値が同協定第 61 条に非整 合であることに関して举证責任を果たして おらず、②について、税関措置のうち、侵 害物品を競売に付しているとの点について は米国は同協定第 59 条に非整合であるこ とに関して举证責任を果たしていないと判 断。	TRIPS 第 3 条、9 条、14 条、41 条、46 条、 59 条、61 条	
363. 中国－著作 権物に係る市場 アクセス問題	米国 【EU、日本、豪 州、韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国が追加協議要請 10/10 米国がパネル設置要請 11/27 パネル設置 2009/ 8/12 パネル報告書配布 9/22 中国が上級委申立て 10/5 米国が上級委申立て 12/21 上級委員会報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委員会報告書採 択 2010/ 7/12 RPT を 2011 年 3 月 19 日まで とすることに合意 2011/ 4/13 シークエンス合意 2012/ 2/22 中国が違反措置を是正（米国 は不同意） 2012/ 2/23 フィルムに関し、二国間で解 決に向けた覚書に合意 2012/ 5/9 上記覚書の内容を DSB に通知	①中国による出版物及び音響映像製品の輸 入・流通制限が、中国の加盟議定書 5 条（貿 易権の付与）、GATT 第 3.4 条、GATS 第 16 条、17 条等に反するとして米国が申立て。 ②①外資事業者が書籍・映像製品・劇場用 フィルム等の輸入事業に従事することを禁 止する措置等につき、貿易権を付与してい ないとして加盟議定書及び加盟作業部会報 告書違反、かつ、GATT 20 条 (a)（公徳の保 護のために必要な措置）により正当化され ないと判断、②出版物、電子的形態の音声 記録製品、音響映像娯楽製品の流通に関す る措置について、GATS 第 16、17 条違反 と判断、③輸入出版物を不利な競争条件に おく措置について、GATT 第 3.4 条違反と 判断。 ③①・②に係る中国の上訴に対し、パネル 報告書の判断を支持。他方、加盟議定書違 反に対する GATT 第 20 条 (a) の例外規定 の適用可能性の問題について、適用可能と 判断（パネル報告書は判断を避けた）。	GATT 第 3 条、11 条 GATS 第 16 条、17 条 加盟議定書	第 II 部第 12 章
364. EU－パナ ナ輸入制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請 2010/ 6/8 EU と関係諸国の間で Geneva Agreement on Trade in Bananas に署名 2012/11/8 二国間合意通報	① EU によるバナナの ACP 向け関税割当 は、GATT 第 1 条、2 条、8 条 1、8 条 2 及 び 18 条の規定に反するとしてパナマが申 立て。	GATT 第 1 条、2 条、13 条、28 条	
365. 米国－農産 品に対する国内 補助及び輸出信 用	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、インド、 ニカラグア、タ イ、EU、カナダ、 コスタリカ、グ アテマラ、メキ シコ】	2007/ 7/11 協議要請 11/8 パネル設置要請 12/17 パネル設置 (DS357 と併合)	①米国による農産品に対する国内補助と輸 出信用は、農業第 32 条、33 条、8 条、9.1 条、 10.1 条及び SCM 第 3.1 条 (a)、3.2 条に反す るとしてブラジルが申立て。	農業 第 3 条、6 条、8 条、 9 条、10 条 SCM 第 3 条	
366. コロンビ ア－入港規制	パナマ 【グアテマラ、 ホンジュラス、 台湾、中国、エ クアドル、EU、 トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2009/ 4/27 パネル報告書配布 5/20 パネル報告書採択 10/2 仲裁人、RPT を 2010/2/4 まで と決定 2010/ 2/23 シークエンス合意	①コロンビアによる物品販売税の算出方 法は、関税評価協定第 1.7 条及び 13 条と GATT 第 2 条 1(a)、1(b)、3 条 2、5 条 1、5 条 2、5 条 3(a)、5 条 6、6 条 1、7 条、8 条 1 に反するとしてパナマが申立て。 ②指示価格設定について関税評価協定非整 合、指示価格措置に係る入港に関する措置 について GATT 第 1 条（最恵国待遇）、5 条（通過の自由）、11 条（数量制限の禁止） に非整合、更に、コロンビアによる入港措 置について GATT 20 条による正当化主張 を却下。コロンビアに対し、当該措置に関 税評価協定・GATT 上の義務に適合するよ う勧告。	関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条、13 条 GATT 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、7 条、10 条、 11 条、13 条	第 II 部第 4 章

資料編

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
367. 豪州— ニュージーラン ドからのリンゴ 輸入に関する措 置	ニュージーラン ド 【チリ、EU、日 本、パキスタン、 台湾、米国】	2007/ 8/31 協議要請 12/6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 2010/ 8/9 パネル報告書配布 2010/ 8/31 豪州が上級委申立て 2010/ 9/13 ニュージーランドが上級委申 立て 2010/11/29 上級委員会報告書 2011/12/17 上級委員会報告書採択 2011/ 1/31 RPT を 2011/8/17 までと決定。 2011/ 9/13 シークエンス合意	①豪州によるニュージーランドからの輸入 リンゴに対して要求されることとなった検 疫措置が、SPS 協定第 2 条、5 条、8 条及び Annex C に非整合であるとしてニュージー ランドが申立て。	SPS 第 2 条、5 条、8 条	
368. 米国—中国 産光沢紙に対す る AD 及び相殺 関税の暫定措置	中国	2007/ 9/14 協議要請	①米商務省が 2007 年 4 月 2 日と 5 月 29 日にそれぞれ決定した、中国産光沢紙（塗 工紙の一種）に対する AD 及び相殺関税の 暫定措置について、GATT 第 6 条（AD 税 及び相殺関税）、SCM 及び AD に非整合的 であるとして中国が申立て。	AD 第 1 条、2 条、7 条、 9 条、18 条 GATT 第 6 条 SCM 第 1 条、2 条、10 条、14 条、17 条、 32 条	
369. EU—アザ ラシ製品の輸入 販売に係る禁止 措置	カナダ	2007/ 9/25 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置	①ベルギーとオランダで行われているアザ ラシ製品に対する輸送、製造、市場に於け る売買及び販売に係る措置が、GATT 第 1.1、 3.4、5.2、5.3、5.4、11.1 条及び TBT 協定第 2.1、 2.2 条に抵触するとしてカナダが申立て。	TBT 第 2 条 GATT 第 1 条、3 条、5 条、 11 条、23 条	
370. タイ—EU からの輸入品に 係る関税評価	EU 【米国、フィリ ピン】	2008/ 1/25 協議要請	①タイ税関が 2006 年 9 月から EU からのア ルコール飲料その他の製品について、輸入 者の取引価格によらず、タイ税関当局が情 報開示のないまま設定した標準利益と支出 に基づいて産出した価格により関税を決定 し、それによらない場合には保証金を要求 しているのは、GATT 第 1（最恵国待遇）、 2（譲許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、 10（貿易規則の公表）、11（数量制限）の各 条に非整合であるとして EU が申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条、7 条、10 条、 11 条 関税評価 第 1 条、5 条、11 条、12 条、16 条、 22 条 農業 第 16 条	
371. タイ—フィ リピン産のタバ コに対する税関 に於ける措置	フィリピン 【EU】	2008/ 2/7 協議要請 9/29 パネル設置要請 2010/11/15 パネル報告書配布 2011/ 2/22 タイが上級委申立て 2011/ 6/17 上級委員会報告書配布 2011/ 7/15 上級委員会報告書採択 2011/ 9/23 RPT を 2012/10/15 までと決 定 2012/ 6/1 シークエンス合意 2013/ 1/ 28 タイ、違反措置を是正（フィリ ピンは不同意）	①タイ財務省と密接な関係にあるタイにお けるタバコ専売会社 TTM によるフィリ ピンからのタバコ輸入は、関税評価、内国消 費税等の課税、付加価値税の課税、小売業 のライセンス制について、GATT 第 2（譲 許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、10 （貿易規則の公表及び施行）、関税評価協定 第 1-7、10、13、16 の各条等に非整合であ るとしてフィリピンが申立て。	GATT 第 2 条、3 条、7 条、 10 条 関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、7 条、 10 条、13 条、16 条	
372. 中国—金融 情報に係る配信 規制	EU 【米国】	2008/ 3/3 協議要請 12/4 二国間合意	①中国において、外国の金融情報供給者が 新華社の承認（approval）や年間の活動を 新華社に対して報告（report）するよう要 求されていることは、GATS16、17、18 条、 加盟議定書パラ 309、TRIPS 協定 39.2 条に 非整合的であるとして EU が申立て。	GATS 第 16 条、17 条、 18 条 TRIPS 第 39 条 加盟議定書	
373. 中国—金融 情報に係る配信 規制	米国 【EU】	2008/ 3/3 協議要請 12/4 二国間合意	①中国において、外国の金融情報供給者が 新華社に指名された主体（entity）を通じ て提供することを求められていることは、 GATS16、17、18 条、加盟議定書パラ 309 に非整合的であるとして米国が申立て。	GATS 第 16 条、17 条、 18 条 加盟議定書	
374. 南アフリ カー非コート紙 に対する AD 措 置	インドネシア	2008/ 5/9 協議要請 11/20 インドネシア、協議要請取り 下げ	① 2005 年 8 月 17 日に行われたインドネシ ア産非コート紙に対する AD 措置のサン セット・レビューにて、AD 措置終了が決 定されたにもかかわらず AD 税の徴収が継 続されたため、AD11. 3、11. 4 条に非整 合としてインドネシアが申立て。 南アフリカは、2008 年 6 月 10 日、2003 年 11 月 27 日以降実施されたインドネシアか らの A4 版非コート紙に対する AD 措置の 撤回を発表し、2008 年 6 月 10 日には、こ れら AD 措置に係るサンセット・レビュー の廃止と、2003 年 11 月 27 日以降支払わ れた AD 税の還付を決定したことを受け、11 月 20 日、インドネシアは協議要請を撤回 する旨表明。	AD 第 11 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
375. EU－IT 製品の関税上の 取扱い	米国 【豪州、ブラジ ル、中国、コス タリカ、香港、 中国、インド、 韓国、フィリピン、 シンガポール、 タイ、トル コ、ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPT を 2011/6/30 までとする ことに合意 2011/ 7/6 シークエンス合意	① EU による ITA 対象製品に対する課税は GATT2 条等に非整合的であるとして米国 が申立て。	GATT 第 2 条、10 条、 23 条	
376. EU－IT 製品の関税上の 取扱い	日本 【豪州、ブラジ ル、中国、コス タリカ、香港、 中国、インド、 韓国、フィリピン、 シンガポール、 タイ、トル コ、ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPT を 2011/6/30 までとする ことに合意 2011/ 7/6 シークエンス合意	① EU による ITA 対象製品に対する課税は GATT2 条等に非整合的であるとして日本 が申立て。	GATT 第 2 条、10 条、 23 条	
377. EU－IT 製品の関税上の 取扱い	台湾 【豪州、ブラジ ル、中国、コス タリカ、香港、 中国、インド、 韓国、フィリピン、 シンガポール、 タイ、トル コ、ベトナム】	2008/ 6/12 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPT を 2011/6/30 までとする ことに合意 2011/ 7/6 シークエンス合意	① EC による ITA 対象製品に対する課税は GATT2 条等に非整合的であるとして台湾 が申立て。	GATT 第 2 条、10 条、 23 条	
378. 中国－金融 情報に係る配信 規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 12/4 カナダと中国、相互合意	①中国において、外国の金融情報供給者 が新華社に指名された主体(entity)を通じ て提供するのを求められていることは、 GATS16、17、18 条及び加盟議定書バラ 309 に非整合であるとしてカナダが申立て。	GATS 第 16 条、17 条、 18 条 加盟議定書	
379. 米国－中 国製品に対する AD・相殺関税 最終措置	中国 【アルゼンチン、 豪州、バーレー ン、ブラジル、 カナダ、EU、 インド、日本、 クウェート、メ キシコ、ノル ウェー、サウジ アラビア、台湾、 トルコ】	2008/ 9/19 協議要請 12/9 パネル設置要請 2009/ 1/20 パネル設置 2010/ 10/22 パネル報告書配布 12/1 中国が上級委申立て 2011/ 3/11 上級委報告書配布 2011/ 7/5 RPT を 2012/2/25 までとする ことに合意 2012/ 1/17 RPT を 2012/4/25 まで延長す ることに合意 2012/ 5/11 シークエンス合意 2012/ 8/31 米国が違反措置を是正（中国 は不同意）	①米国による中国製鉄製パイプ、オフロード タイヤ、織物製袋に対する AD 及び相殺 関税賦課は、GATT1（最恵国待遇）、6 条 （AD 及び相殺関税）、SCM1、2、10、12、 13、14、19 条（特定性、SCM 額の算定、 相殺関税の賦課、徴収、等）、AD1、2、6、9、 18 条（ダンピングの決定、証拠、AD 税の 賦課及び徴収、等）等に非整合であるとし て中国が申立て。	AD 第 1 条、2 条、6 条、 9 条、18 条 SCM 第 1 条、2 条、6 条、 9 条、10 条、12 条、 13 条、14 条、19 条、 32 条 GATT 第 1 条、6 条	
380. インド輸入 ワイン及びスピ リッツに対する 税その他の措 置	EU	2008/ 9/22 協議要請 12/17 追加協議要請 2009/ 5/4 追加協議要請 11/16 追加協議要請	①インドの Maharashtra 州が輸入ワイン等 に課している special fee、及び自国企業に 免除しているにもかかわらず外国製ワイ ン及びスピリッツに課している excise fee が GATT3 条（内国民待遇）及び SCM3 条（禁 止 SCM）に非整合、Goa 州が輸入ワイン及 びスピリッツに課している import fee 及び label recording fee が GATT3 条（内国民待 遇）に非整合、Tamil Nadu 州が同州の許 可を有していない限り、同州への輸入、同 州内の輸送・販売を禁じていること及び、 special fee を課していることが GATT3 条 （内国民待遇）に非整合であるとして、EU が申立て。	GATT 第 3 条、11 条、 17 条 SCM 第 3 条、4 条	
381. 米国－マ グロ、マグロ製 品の輸入、売買 及び販売に關する 措置	メキシコ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジ ル、カナダ、中 国、エクアドル、 EU、グアテマ ラ、日本、韓国、 ニュージーラン ド、台湾、タイ、 ベネズエラ】	2008/10/24 協議要請 2009/ 3/9 パネル設置要請 4/20 パネル設置 2011/ 9/15 パネル報告書配布 2012/ 1/20 米国が上級委申立て 2012/ 5/16 上級委報告書配布 2012/ 6/13 上級委報告書採択 2012/ 9/17 RPT を 2013/7/13 とすること に合意 2013/ 8/2 シークエンス合意 2013/ 11/14 メキシコ、パネル設置要請（履 行確認） 2014/ 1/22 パネル設置（履行確認）	①米国によるマグロ及びマグロ製品の輸 入に係る 3 つの措置について、TBT 協定 24 強制規格の立案、制定及び適用）、5（適 合性評価手続）、6（適合性評価の承認）、8 （適合性評価手続）条、GATT1（最恵国待 遇）、3（内国民待遇）条に非整合としてメ キシコが申立て。	TBT 第 2 条、5 条、6 条、 8 条 GATT 第 1 条、3 条	第Ⅱ部第 11 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
382. 米国－ブラジルからのオレンジジュース輸入に係る AD 見直しその他の措置	ブラジル 【アルゼンチン、EU、日本、韓国、台湾、タイ】	2008/11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 9/25 パネル設置 2011/ 3/25 パネル報告書配布 2011/ 6/17 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPT を 2012/3/17 までとする ことに合意 2012/ 4/3 シークエンス合意 2013/ 2/14 二国間合意通報	①ブラジルからのオレンジジュースの輸入に係る 2005 年 8 月 24 日～2007 年 2 月 28 日までの AD 調査見直しと、現在または将来行われる AD 見直しにおいて、米国の措置は、GATT2（譲許表）、6 条（AD）、AD1（原則）、2（ダンピングの決定）、9（AD 税の賦課及び徴収）、11（AD 税及び価格約束の期間及び見直し）、18 条（最終規定）・WTO 設立協定 16 条（WTO 協定の遵守）に非整合としてブラジルが申立て。	AD 第 1 条、2 条、9 条、 11 条、18 条 GATT 第 2 条、6 条 WTO 設立 第 16 条	
383. 米国－タイからのポリエチレン製買物袋に対する AD 措置	タイ 【アルゼンチン、EU、日本、韓国、台湾】	2008/11/26 協議要請 2009/ 3/9 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2/18 パネル報告書採択 2010/ 3/31 RPT を 2010/8/18 までとする ことに合意 2010/ 8/31 米国が違反措置を是正	①米国は、2004 年 6 月 18 日に商務省より発表された AD 調査結果と 2004 年 7 月 15 日に同省より発表された最終決定（いわゆる初回調査）により、タイからのポリエチレン製買物袋に対して、ゼロリング手法を用いて AD 税賦課を 2004 年 8 月 9 日より開始した。タイは、特に修正された最終決定におけるゼロリング手法の適用は、GATT6 条及び AD2.4.2 条（公正な比較）に非整合として申立て。 ②米国は、タイの請求を実質的に争わなかったため、タイの請求を全面的に認定。	AD 第 2 条 GATT 第 6 条	
384. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求	カナダ 【メキシコ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/12/1 協議要請 2009/10/7 パネル設置要請 11/19 パネル設置（「DS386」と合併） 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダが仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/12/4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国が違反措置を是正（カナダ不同意） 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認）	①米国の 2008 年農業法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）は、小売レベルで消費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT3 条 4 項（内国民待遇）、9 条 4 項（原産地表示）、10 条 3 項（貿易規則の公表及び施行）、TBT 協定 2 条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）あるいは SPS 協定 2 条（基本的な権利及び義務）、5 条（危険性の評価）、7 条（透明性の確保）・原産地 2 条（経過期間における規律）に非整合としてカナダが申立て。	TBT 第 2 条 SPS 第 2 条、5 条、7 条 GATT 第 3 条、9 条、10 条、23 条	第 II 部第 11 章
385. EU－インドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に課される AD 措置失効見直し及び相殺関税	インド	2008/12/4 協議要請	① 2008 年 12 月 4 日付けで、インドは、EC がインドからのポリエチレンテレフタレート（PET）輸入に際して賦課している AD 税及び相殺関税に係る措置について、EC の措置（regulation）は AD 税及び相殺関税の終期設定を求めておらず、AD 税及び相殺関税の賦課の日から 5 年以内に撤廃するとしている AD11.3 条及び SCM21.3 条に非整合、EC の AD 税及び相殺関税賦課決定は明確な事実と事実に基づく客観的な調査に基づいておらず、AD3.1 条（損害の決定）及び SCM15.2 条（損害の決定）に非整合、秘密情報の取り扱いについて、EC は AD6.5 条（証拠）及び SCM12.4 条（証拠）に非整合等として申立て。	AD 第 6 条、11 条、 18 条 SCM 第 12 条、21 条、 32 条	
386. 米国－特定国からの輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【カナダ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/12/17 協議要請 2009/10/9 パネル設置要請 11/19 パネル設置（「DS384」と合併） 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国が上級委申立て 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダが仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/12/4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国が違反措置を是正（カナダ不同意） 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請（履行確認） 2013/ 9/25 パネル設置（履行確認）	① 2008 年 12 月 17 日付けで、メキシコは、米国における 2008 年農業法により修正された 1946 年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度（COOL: the mandatory country of origin labeling）は、GATT3 条（内国民待遇）、9 条（原産地表示）、10 条（貿易規則の公表及び施行）、TBT 協定 2 条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、あるいは SPS 協定 2 条（基本的な権利及び義務）、5 条（危険性の評価）、7 条（透明性の確保）、原産地 2 条（経過期間における規律）に非整合であるとして申立て。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが 2008 年 12 月 1 日付けで協議要請を行っており（DS384）、メキシコは 2008 年 12 月 12 日付で第三国参加を要請し、2008 年 12 月 18 日付で、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。	TBT 第 2 条、12 条 SPS 第 2 条、5 条、7 条 原産地 第 2 条 GATT 第 3 条、9 条、10 条	第 II 部第 11 章

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
387. 中国－贈 与、貸付け及び その他の奨励措 置	米国 【豪州、カナダ、 コロンビア、エ クアドル、EU、 グアテマラ、メ キシコ、ニュー ジーランド、ト ルコ】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、メキシコ、トル コが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビアが協議参加 を要請 1/19 エクアドル、グアテマ ラ、ニュージーランドが協議参加を要請 2/3 中国が各国の第三国参加を受け入れ	① 2008 年 12 月 19 日、米国は、中国によ る I. 中国世界トップブランドプログラ ム (the China World Top Brand Program) II. 中国有名輸出ブランドプログラム (the Chinese Famous Export Brand Program) に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広 い分野において、輸出実績に合致した中国 企業に対して提出される贈与、貸付け及び その他の奨励措置は、SCM3 条 (禁止)、農 業 3 (誤許)、9 (輸出補助金に関する約束)、 10 (輸出補助金に関する約束の回避の防止) 条、加盟議定書 1. 2. 121 条、GATT3 条 4 項 (内国民待遇) に非整合であるとして 申立て。	農業 第 3 条、9 条、10 条 SCM 第 3 条 加盟議定書 GATT 第 3 条	
388. 中国－贈 与、貸付け及び その他の奨励措 置	メキシコ 【豪州、カナダ、 コロンビア、エ クアドル、EU、 グアテマラ、 ニュージーランド 、トルコ、米 国】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、トルコが協議参 加を要請 1/16 豪州、コロンビア、米国が協 議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、 ニュージーランドが協議参加を要請 2/9 中国が各国の第三国参加を受け 入れ	① 2008 年 12 月 19 日、メキシコは、中国に よる I. 中国世界トップブランドプログラ ム (the China World Top Brand Program) II. 中国有名輸出ブランドプログラム (the Chinese Famous Export Brand Program) に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広 い分野において、輸出実績に合致した中国 企業に対して提出される贈与、貸付け及び その他の奨励措置は、SCM3 条 (禁止)、農 業 3 (誤許)、9 (輸出補助金に関する約束)、 10 (輸出補助金に関する約束の回避の防止) 条、加盟議定書 1. 2 (全般的規定)、121 (農 業) 条及び中国加盟に関する作業部会報告 書パラ 234 (農産品に関する輸出 SCM)、 GATT3 条 4 項 (内国民待遇) に非整合で あるとして申立て。	農業 第 3 条、9 条、10 条 SCM 第 3 条 加盟議定書 GATT 第 3 条	
389. EC－米国 からの鶏肉等及 び鶏肉等の製品 の輸入に関する 措置	米国 【豪州、中国、 韓国、ノル ウェー、グアテ マラ、ニュー ジーランド、台 湾】	2009/ 1/16 協議要請 1/30 豪州、協議参加を要請 2/10 EU、豪州の第三国参加を受け 入れ 10/9 米国パネル設置要請パネル設置 要請 11/19 パネル設置	① 2009 年 1 月 16 日付で、米国は、EC が、 物質の承認に係る公表及び手続を行わない まま、肉に含まれる微生物を減少させるよ う科学的処理を行った鶏肉等の輸入を禁止 したことに伴い、全ての米国からの鶏肉等 の輸入を禁止し、2002 年に米国が EC の病 原体削減処理に用いる 4 物質の使用の承認 を求めたものの、6 年以上にわたり、いく つかの EC の機関が、これら 4 物質の使用 は、人体の健康へのリスクを増すことがな いと報告しているにもかかわらず、これら 4 物質の使用について承認も否認も行わな かったこと、2008 年 5 月には、EU 委員会 が EC フードチェーンと動物衛生に関する 常設委員会及び EC 農業漁業理事会に、こ れら 4 物質の使用した鶏肉等の輸入を認め よう提案したのに対し、これら委員会 / 理事会が否認したことは、① SPS 協定 22 (基 本的な権利義務)、5 (危険性評価及び適切 な保護水準)、8 (管理、検査及び承認手続) 条、 ② GATT10、11 条 (貿易規則の公表及び施 行) 農業 42 条 (市場アクセス)、③ TBT 協定 2 条 (強制規格) の中央政府による立案、 制定及び適用に非整合として申立て。	SPS 第 2 条、5 条、7 条、 8 条 TBT 第 2 条 GATT 第 3 条、10 条、 11 条 農業 第 4 条	
390. 中国－贈 与、貸付け及び その他の奨励措 置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	① 2009 年 1 月 19 日、グアテマラは、中 国による I. 中国世界トップブランドプ ロ グ ラ ム (the China World Top Brand Program) II. 中国有名輸出ブランドプ ログラム (the Chinese Famous Export Brand Program) に関して繊維や家電製品、農産 品等の幅広い分野において、輸出実績に 合致した中国企業に対して提出される贈 与、貸付け及びその他の奨励措置は、① SCM3 条 (禁止)、② 農業 3 (誤許)、8.9 (輸 出補助金に関する約束)、10 (輸出補助金に 関する約束の回避の防止) 条、③ 加盟議定 書 1.2 (全般的規定)、121 (農業) 条、④ 中国加盟に関する作業部会報告書パラ 234 (農産品に関する輸出補助金) ⑤ GATT3 条 4 項 (内国民待遇) に非整合であるとし て申立て。米国、メキシコによる同様の協 議要請 (DS387、388) において指摘してい る措置と全く同一の措置について協議を要 請。	農業 第 3 条、8 条、9 条、 10 条 SCM 第 3 条 加盟議定書 GATT	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
391. 韓国－牛肉 及び牛肉製品に 関する措置	カナダ 【アルゼンチン、 ブラジル、中国、 台湾、EC、インド】	2009/ 4/9 協議要請 2009/ 7/9 パネル設置要請 2009/ 7/20 パネル設置 2011/ 6/28 カナダ、パネル手続中断の要請 2012/ 6/19 二国間合意通報	①韓国は 2003 年 5 月からカナダ産の牛肉及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国は当該措置の目的を BSE のリスクを防ぐためとしていた。本措置について、カナダは、SPS 協定第 22、23（基本的な権利及び義務）、31、33（措置の調和）、51、55、56、57（危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定）、61（有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整）、8（管理、検査及び承認の手続）条及び別表 C（管理、検査及び承認の手続）並びに GATT 第 1 条 1 項（一般的最恵国待遇）、第 3 条 4 項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）、第 11 条 1 項（数量制限の一般的廃止）に非整合であるとして、2009 年 4 月 9 日に申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、8 条 GATT 第 1 条、3 条、11 条	
392. 米国－中国 からの家禽類の 輸入に関する措 置	中国 【ブラジル、台 湾、EC、グアテ マラ、韓国、ト ルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置 2010/ 9/29 パネル報告書配布 2010/10/25 パネル報告書採択	① 2009 年 4 月 17 日付けで、中国は、米国のオムニバス法 727 条は、米国農務省が中国からの輸入に必要な規則の制定や規則の実施を行うための支出を行うことを禁じていること等は、GATT11 条（最恵国待遇）、11.1 条（一般的数量制限の禁止）及び農業 42 条（市場アクセス）及び SPS 協定に非整合であるとして申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 8 条 GATT 第 1 条、11 条 農業 第 4 条	
393. チリー－アル ゼンチンからの 小麦粉輸入に対 するアンチ・ダ ンピング措置	アルゼンチン	2009/ 5/14 協議要請	①アルゼンチンは、チリによるアルゼンチン産小麦粉に対するアンチ・ダンピング措置は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定第 1 条（原則）、21.22.221、222、24 条（ダンピングの決定）、31、32、34、35、37、38 条（損害の決定）、52、53、54、58 条（調査の開始及び実施）、61、61.3、62、66、68、610 条（証拠）、71、75 条（暫定措置）、92、93 条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、121、121.1、122、122.1 条（公告及び決定の説明）、13 条（司法上の審査）、181、183 条（最終規定）、附属書 II（6.8 に規定する入手可能な最善の情報）、GATT 第 6 条、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 16.4 条に非整合として申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、7 条、 9 条、12 条、18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	
394. 中国－鉱物 資源の輸出規制 措置	米国 【アルゼンチン、 ブラジル、カナ ダ、チリ、コロ ンビア、エクア ドル、インド、 日本、韓国、ノ ルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/11/4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置 2011/ 7/5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国が上級委申立て 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 5/24 RPT を 2012/12/31 までとすることに合意 2012/ 12/31 中国、違反措置を是正	2009 年 6 月 23 日付けで、米国は、中国によるボーキサイト、コークス等の輸出数量規制措置は、GATT 第 8 条（輸入及び輸出に関する手数料及び手続）、10 条（貿易規則の公表及び施行）、11 条（数量制限の一般的廃止）、加盟議定書パラグラフ 12（全般的規定）、51、52（貿易権）、82（輸出入許可）、11.3（輸出入品に課される税及び課徴金）に非整合として申立て。	GATT 第 8 条、10 条、 11 条 加盟議定書	
395. 中国－原材 料の輸出規制措 置	EC 【アルゼンチン、 ブラジル、カナ ダ、チリ、コロ ンビア、エクア ドル、インド、 日本、韓国、ノ ルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/ 11/4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置（『DS394』と合併）		GATT 第 8 条、10 条、 11 条 加盟議定書	
396. フィリピン －蒸留酒に対す る課税措置	EC 【オーストラリ ア、中国、メキ シコ、タイ、台 湾】	2009/ 7/29 協議要請 2009/12/10 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/12/25 上級委報告書配布 2012/ 1/20 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 4/20 RPT を 2013/3/8 までとすることに合意 2013/ 1/28 フィリピンが違反措置を是正	① 2009 年 7 月 29 日付けで、EU は、フィリピンが輸入された蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT 第 3 条 2 項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第 3 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
397.EC -中国産 ファスナーに対 する AD 措置	中国 【ブラジル、カナ ダ、チリ、コ ロンビア、イン ド、日本、ノル ウェー、台湾、 タイ、トルコ、 米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/10/12 パネル設置要請 2009/10/23 パネル設置 2010/ 7/15 パネル報告書配布 2011/ 3/25 EC が上級委申立て 2011/ 7/15 上級委報告書配布 2011/ 7/28 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 1/19 RPT を 2012/10/12 までとすることに合意 2012/10/23 EU が違反措置を是正 (中国は不同意) 2012/10/25 シークエンス合意 2013/ 10/30 中国が協議要請 (履行確認) 2013/ 12/ 5 中国がパネル設置要請 (履行確認) 2013/ 12/18 パネル設置 (履行確認)	① 2009 年 7 月 31 日付けで、中国は、EU が中国からのファスナーの輸入について、EU 規則 No.384/96 に基づいて AD 税を賦課していることは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第 16 条 4 項 (雑則)、GATT 第 1 条 1 項 (一般的最恵国待遇)、第 6 条 1 項 (ダンピング防止税及び相殺関税)、第 10 条 3 項 (a) (貿易規則の公表及び施行)、AD 第 6.10 (証拠)、9.2、9.3、9.4 (ダンピング防止税の賦課及び徴収)、12.22 (公告及び決定の説明)、18.4 (最終規定) に非整合等として申立て。	GATT 第 1 条、6 条、10 条 WTO 設立 第 16 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、9 条、12 条、17 条	
398.中国 - 原材 料の輸出規制措 置	メキシコ 【アルゼンチン、 ブラジル、カナ ダ、チリ、コ ロンビア、エク アドル、インド、 日本、韓国、ノ ルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 8/21 協議要請 2009/ 11/4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置 (『DS394』と合併)		GATT 第 8 条、10 条、11 条	
399.米国 - 中国 産タイヤの輸入 に関する措置	中国 【アルゼンチン、 ブラジル、カナ ダ、チリ、コ ロンビア、エク アドル、インド、 日本、韓国、ノ ルウェー、台湾、 トルコ】	2009/ 9/14 協議要請 2009/12/9 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/12/13 パネル報告書配布 2011/ 5/24 中国が上級委申立て 2011/ 9/5 上級委報告書配布 2011/ 10/ 5 上級委員会報告書採択	① 2009 年 9 月 14 日付けで、中国は、米国が中国からのタイヤの輸入について高関税を課すことは、GATT 第 1 条 1 項 (一般的最恵国待遇) に非整合であり、GATT19 条 (特定の製品の輸入に対する緊急措置) 及びセーフガード協定によっても正当化されない等として申立て。	GATT 第 1 条、2 条、19 条 SG 加盟議定書	第 II 部第 8 章
400. EC - アザ ラシ製品の販売 禁止措置	カナダ 【アルゼンチン、 中国、コロンビ ア、エクアドル、 アイスランド、 日本、メキシコ、 ノルウェー、ロ シア、米国】	2009/11/2 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 カナダが上級委申立て 2014/ 1/29 EU が上級委申立て 2014/ 5/22 上級委報告書配布	① 2009 年 11 月 2 日付けで、カナダは、EC がアザラシ製品の EC 域内での流通を禁じる措置は、TBT 協定第 2.1、2.2 (強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、GATT 第 1 条 1 項 (一般的最恵国待遇)、第 3 条 4 項 (内国の課税及び規則に関する内国民待遇)、第 11 条 1 項 (数量制限の一般的廃止)、農業第 4.2 に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、3 条、11 条、23 条 TBT 第 2 条、5 条、6 条、7 条、8 条 農業 第 4 条	第 II 部第 2 章 第 II 部第 11 章
401. EC - アザ ラシ製品の販売 禁止措置	ノルウェー 【アルゼンチン、 中国、コロンビ ア、エクアドル、 アイスランド、 日本、メキシコ、 ナミビア、ロシ ア、米国】	2009/11/5 協議要請 2011/ 3/14 パネル設置要請 2011/ 4/21 パネル設置 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 ノルウェーが上級委申立て 2014/ 1/29 EU が上級委申立て 2014/ 5/22 上級委報告書配布	① 2009 年 11 月 5 日付けで、ノルウェーは EC に対し、EC がアザラシ製品の EC 域内での流通を禁じる措置は、TBT 協定第 2.1 条、第 2.2 条、第 5 条、GATT 第 1 条、第 3 条 4 項、第 11 条 1 項、農業第 4.2 条に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、3 条、11 条 TBT 第 2 条、5 条、6 条、7 条、8 条、9 条 農業 第 4 条	第 II 部第 2 章 第 II 部第 11 章
402. 米国 - ゼロ イングによるダ ンピング・マー ジンの計算	韓国 【中国、EU、イ ンド、日本、メ キシコ、タイ、 ベトナム】	2009/11/24 協議要請 2010/ 4/8 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2011/ 1/18 パネル報告書配布 2011/ 2/24 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPT を 2011/11/24 (ステンレス鋼板)、2011/10/24 (ダイヤモンド鋸刃) とすることに合意 2011/ 12/19 米国が RPT 内での履行を報告	① 2009 年 11 月 24 日付けで、韓国は米国に対し、米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対する AD 措置に際して「ゼロイング」によりダンピング・マージンを算出することは、GATT 第 6 条 (ダンピング防止税及び相殺関税)、AD 第 1 条 (原則)、第 21 条、第 24 条、第 2.42 条 (ダンピングの決定)、第 5.8 条 (調査の開始及び実施) に非整合として申立て。	GATT 第 6 条 AD 第 1 条、2 条、5 条	
403. フィリピン - 蒸留酒に対す る課税措置	米国 【豪州、中国、 コロンビア、 EU、インド、 メキシコ、タイ、 台湾】	2010/ 1/14 協議要請 2010/ 3/26 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピンが上級委申立て 2011/ 9/28 EU が上級委申立て 2011/ 1/20 上級委報告書採択 2012/ 4/20 RPT を 2013/3/8 までとすることに合意	① 2010 年 1 月 14 日付けで、米国はフィリピンに対し、フィリピンが輸入蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT 第 32 条 (内国の課税及び規則に関する内国民待遇) に非整合として申立て。	GATT 第 3 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
404. 米国－ベトナムからのエビの輸入に対する AD 措置	ベトナム 【中国、EU、インド、日本、韓国、メキシコ、タイ】	2010/ 2/1 協議要請 2010/ 4/7 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/ 7/11 パネル報告書配布 2011/ 9/2 パネル報告書採択 2011/10/31 RPT を 2012/7/2 までとすることに合意	① 2010 年 2 月 1 日付けで、ベトナムは米国に対し、米国がベトナムからのエビの輸入について AD 措置を行っていること及び「ゼロインク」手法を使ったダンピング・マージンの計算は、GATT 第 1 条（一般的最恵国待遇）、第 2 条（譲許表）、第 6.1 条及び第 6.2 条（ダンピング防止税及び相殺関税）、AD、WTO 設立協定第 16.4 条（雑則）等に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、2 条、6 条 AD 第 1 条、2 条、5 条、6 条、9 条、11 条、18 条 WTO 設立 第 16 条	
405. EU－中国からの革靴の輸入に対する AD 措置	中国 【豪州、ブラジル、コロンビア、日本、トルコ、米国、ベトナム】	2010/ 2/4 協議要請 2010/ 4/8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2011/10/28 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/23 RPT を 2012/10/15 までとすることに合意 2012/10/25 シークエンス合意 2012/12/17 EU、違反措置を是正（中国は不同意）	① 2010 年 2 月 4 日付けで、中国は EU に対し、EU が中国からの革靴の輸入について、AD 措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO 設置協定第 16.4 条（雑則）、加盟議定書第 1.1 条（総則）、第 6.1 条（国家貿易）、第 10 条（SCM）、GATT、AD に非整合として申立て。	WTO 設立 第 16 条 GATT 第 1 条、6 条、10 条、16 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、5 条、6 条、9 条、11 条、17 条、18 条 加盟議定書	
406. 米国－クロープ入りタバコの流通・生産に関する措置	インドネシア 【ブラジル、コロンビア、ドミニカ、EU、グアテマラ、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2010/ 4/7 協議要請 2010/ 6/9 パネル設置要請 2010/ 6/22 パネル設置 2011/ 9/2 パネル報告書配布 2012/ 1/5 米国が上級委申立て 2012/ 4/4 上級委報告書配布 2012/ 4/24 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 6/14 RPT を 2013/7/24 までとすることに合意 2013/ 8/22 米国が仲裁を要請 2013/ 8/23 仲裁に付託	① 2010 年 4 月 7 日付けで、インドネシアは米国に対し、米国が導入したクロープ等の香料等が付加されたタバコの生産・販売を禁止した措置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第 2 条（基本的な権利及び義務）、第 3 条（措置の調和）、第 5 条（危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定）、第 7 条（透明性の確保）、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第 3 条（内国民待遇）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）第 2 条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、第 12 条（開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇）等に非整合であるとして申立て。	TBT 第 2 条、12 条 SPS 第 2 条、3 条、5 条、7 条 GATT 第 3 条、20 条、23 条	第Ⅱ部第 11 章
407. 中国－EU からの鉄製ファスナーに対する AD 税の賦課	EU	2010/ 5/7 協議要請	① 2010 年 5 月 7 日付けで、EU は中国に対し、中国による EU からの鋼鉄製ファスナーに対する AD 税の賦課は、AD 第 22 条、第 22.2 条、第 2.4 条（ダンピングの決定）、第 3.1 条、第 3.4 条、第 3.5 条（損害の決定）、第 6.1.3 条、第 6.2 条、第 6.6 条、第 6.8 条、第 6.10 条（証拠）等及び GATT 第 6 条に非整合であるとして申立て。	AD 第 2 条、3 条、6 条、7 条、12 条 GATT 第 6 条、10 条	
408. EU 及び加盟国－ジェネリック医薬品の接収措置	インド カナダ、エクアドル、中国、日本、トルコ】	2010/ 5/11 協議要請	① 2010 年 5 月 11 日付けで、インドはオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接収は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 2 条（知的所有権に関する条約）、第 7 条（目的）、第 8 条（原則）、第 28 条（与えられる権利）、第 31 条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）、第 41 条（一般的義務）、第 42 条（公正かつ公平な手続）、GATT 第 5 条（通貨の自由）、第 10 条（貿易規則の公表及び施行）に非整合として申立て。	TRIPS 第 2 条、7 条、8 条、28 条、31 条、41 条、42 条 GATT 第 5 条、10 条	
409. EU 及び加盟国－ジェネリック医薬品の接収措置	ブラジル 【カナダ、エクアドル、中国、日本、トルコ】	2010/ 5/12 協議要請	① 2010 年 5 月 12 日付けで、ブラジルはオランダに対し、オランダによるブラジル製のジェネリック医薬品の接収は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 2 条（知的所有権に関する条約）、第 7 条（目的）、第 8 条（原則）、第 28 条（与えられる権利）、第 31 条（特許権者の許諾を得ていない他の使用）、第 41 条（一般的義務）、第 42 条（公正かつ公平な手続）、第 49 条（行政上の手続）、第 50 条（暫定措置）、第 51 条（税関当局による物品の解放の停止）、第 52 条（申立て）、第 53 条（担保又は同等の保証）、第 54 条（物品の解放の停止の通知）、第 55 条（物品の解放停止の期間）、第 58 条（職権による行為）、第 59 条（救済措置）、WTO 設立協定第 16.4 条（雑則）、GATT 第 5 条（通貨の自由）、第 10 条（貿易規則の公表及び施行）に非整合として申立て。	GATT 第 5 条、10 条 TRIPS 第 1 条、2 条、28 条、31 条、41 条、42 条、49 条、50 条、51 条、52 条、53 条、54 条、55 条、58 条、59 条 加盟議定書 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
410. アルゼンチン-ペルーからのファスナー及びチェーンに対する AD 税の賦課	ペルー	2010/ 5/12 協議要請	① 2010 年 5 月 12 日付けで、ペルーはアルゼンチンに対し、アルゼンチンによるペルーからのファスナー及びチェーンに対する AD 税の賦課は、AD 第 1 条（原則）、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条（ダンピングの決定）、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条（損害の決定）、第 41 条（国内産業の定義）第 52 条、第 53 条、第 58 条（調査の開始及び実施）第 66 条、第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 613 条（証拠）、第 91 条、第 92 条、第 93 条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、第 102 条、第 104 条（遡及）、第 121 条、第 122 条（公告及び決定の説明）第 181 条、（最終規定）及び GATT 第 6 条に非整合であるとして申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 9 条、10 条、12 条、 18 条 GATT 第 6 条	
411. アルメニア-タバコ及びアルコール飲料の輸入販売に関する措置	ウクライナ	2010/ 7/20 協議要請 2010/ 9/8 パネル設置要請 2010/10/25 パネル設置を延期	① 2010 年 7 月 20 日付けで、ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入された煙草及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT 第 3 条（内国民待遇）に非整合であり、さらに、輸入された煙草に対して協定税率以上の関税を賦課していることは GATT 第 2 条（譲許表）に非整合であるとして申立て。	GATT 第 2 条、3 条	
412. (426) カナダ-オンタリオ州による再生可能エネルギーに関する措置	日本 (412) EU (426) 【米国、オーストラリア、中国、台湾、インド、サウジアラビア、ブラジル、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、エルサルバドル】	2010/ 9/13 協議要請 2011/ 6/1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置 (DS426) と合併) 2012/12/19 パネル報告書配布 2013 2/ 5 カナダが上級委申立て 2013/ 2/11 日本が上級委申立て 2013/ 5 6 上級委員会報告書配布 2013 5/24 報告書採択 2013/ 7/29 RPT を 2014/3/24 までとする ことに合意	① 2009 年 9 月 13 日付けで、日本はカナダに対し、カナダ・オンタリオ州が再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度への参入条件として課した州内産品優遇措置は、GATT 第 3 条（内国民待遇）、TRIMs 協定 2 条及び補助金及び相殺措置に関する協定第 3 条（禁止補助金）に非整合であるとして申立て。 ② GATT 第 3 条（内国民待遇）、TRIMs 協定 2 条の違反を認定 ③	GATT 第 3 条、23 条 SCM 第 1 条、3 条 TRIMs 2 条	第 II 部第 2 章
413. 中国-電子支払いサービスに関する措置	米国	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 6/16 パネル報告書配布 2012/ 8/31 パネル報告書採択 2012/11/22 RPT を 2013/7/31 までとする ことに合意	① 2010 年 9 月 15 日付けで、米国は中国に対し、中国による電子支払いサービスの提供を中国国内企業にのみ許可をしている等の措置は、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条（市場アクセス）、第 17 条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATS 第 16 条、17 条	第 II 部第 12 章
414. 中国-米国産冷間圧延珪素鋼に対する相殺関税及び AD 措置	米国 【EU、ホンジュラス、インド、日本、韓国、ベトナム、アルゼンチン、サウジアラビア】	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 7/15 パネル報告書配布 2012/ 7/20 中国が上級委申立て 2012/10/18 上級委員会報告書配布 2012/11/16 パネル報告書・上級委報告書採択 2013/ 2/ 8 米国が仲裁を要請 2013/ 3/ 4 仲裁に付託 2013/ 5/ 3 仲裁報告書配布 2014/ 1/13 米国が履行確認協議を要請 2014/ 2/13 米国が履行確認パネルの設置を要請	① 2010 年 9 月 15 日付けで、米国は中国に対し、中国が米国からの冷間圧延珪素鋼の輸入について実施した、相殺関税措置及び AD 措置は、SCM 及び相殺措置に関する協定第 10 条、第 112 条、第 113 条（調査の開始及び実施）、第 123 条、第 124.1 条、第 127 条、第 128 条、第 151 条、第 152 条、第 155 条（損害の決定）、第 19 条、第 22.2(ii) 条、第 22.3 条、第 22.5 条（公告及び決定の説明）、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（AD）第 1 条（原則）、第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.5 条（損害の決定）、第 6.9 条（証拠）、第 122 条（公告及び決定の説明）及び GATT 第 6 条に非整合であるとして申立て。	AD 第 1 条、3 条、6 条、 12 条 SCM 第 10 条、11 条、 12 条、15 条、19 条、 22 条 GATT 第 6 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
415(416)(417). (418) ドミニカ ーポリプロピレン 製のバッグ等 に対するセーフ ガード措置	コスタリカ 【中国、コロン ビア、エルサ ルバドル、EU、 グアテマラ、ホ ンジュラス、ニ カラグア、パナ マ、トルコ、米 国】 グアテマラ (416) 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、エルサルバ ドル、EU、グ アテマラ、ニカ ラグア、パナマ、 トルコ、米国】 ホンジュラス (417) 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、エルサルバ ドル、EU、グ アテマラ、ニカ ラグア、パナマ、 トルコ、米国】 エルサルバドル (418) 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、EU、グア テマラ、ホン ジュラス、ニカ ラグア、パナマ、 トルコ、米国】	2010/10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/7 パネル設置 (『DS416』『DS417』『DS418』と合併) 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	① 2010 年 10 月 15 日付けで、コスタリカはドミニカに対し、ドミニカによるポリプロピレン製のビニールバッグ等についてのセーフガード措置は、セーフガードに関する協定第 21 条、第 22 条 (条件)、第 3.1 条、第 3.2 条 (調査)、第 4.1 条、第 4.1 条 (a)、第 4.1 条 (b)、第 4.1 条 (c)、第 4.2 条、第 4.2 条 (a)、第 4.2 条 (b)、第 4.2 条 (c) (重大な損害又はそのおそれの決定)、第 5.1 条 (セーフガード措置の適用)、第 6 条 (暫定的なセーフガード措置)、第 8.1 条 (譲許その他の義務の水準)、第 9.1 条 (開発途上加盟国)、第 11.1 条 (a) (特定の措置の禁止及び撤廃)、第 12.3 条 (通報及び協議) 及び GATT 第 2 条 (譲許表)、第 19 条 (特定の製品に対する緊急措置) 等に非整合であるとして申立て。	SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、8 条、9 条、 11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
416. ドミニカ ーポリプロピレン 製のバッグ等 に対するセーフ ガード措置	グアテマラ 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、エルサルバ ドル、EU、ホ ンジュラス、ニ カラグア、パナ マ、トルコ、米 国】	2010/ 10/15 協議要請 2010/ 12/15 パネル設置要請 2011/ 2/7 パネル設置 (『DS415』と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、8 条、9 条、 11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
417. ドミニカ ーポリプロピレン 製のバッグ等 に対するセーフ ガード措置	ホンジュラス 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、エルサルバ ドル、EU、グ アテマラ、ニカ ラグア、パナマ、 トルコ、米国】	2010/ 10/18 協議要請 2010/ 12/20 パネル設置要請 2011/ 2/7 パネル設置 (『DS415』と合併)		SG 第 2 条、3 条、4 条、 5 条、8 条、9 条、 11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
418. ドミニカ ーポリプロピレン 製のバッグ等 に対するセーフ ガード措置	エルサルバドル 【中国、コロン ビア、コスタリ カ、EU、グア テマラ、ホン ジュラス、ニカ ラグア、パナマ、 トルコ、米国】	2010/ 10/19 協議要請 2010/ 12/20 パネル設置要請 2011/ 2/7 パネル設置 (『DS415』と合併)		SG 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、8 条、 9 条、11 条、12 条 GATT 第 1 条、2 条、19 条	第 II 部第 8 章
419. 中国ー風力 発電設備に関す る措置	米国 【EU、日本】	2010/12/22 協議要請	① 2010 年 12 月 22 日付けで、米国は中国に対し、中国が風力発電設備の生産企業に対して交付する SCM 等は、補助金及び相殺措置に関する協定第 3 条 (禁止補助金)、第 25.1 条、第 25.3 条、第 25.4 条 (通報)、加盟議定書第 12 条、GATT 第 16 条 (SCM) に非整合として申立て。	SCM 第 3 条、25 条 加盟議定書 GATT 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
420. 米国－韓国 からの耐食鋼製 品に対する AD 措置	韓国 【EU、日本、メ キシコ、中国、 ノルウェー、ブ ラジル、タイ】	2011/ 1/31 協議要請 2012/ 2/9 パネル設置要請 2012/ 2/22 パネル設置	① 2011 年 1 月 31 日付けで、韓国は米国に 対し、米国による韓国産の耐食鋼製品に對 する AD 措置は、世界貿易機関を設立する マラケシュ協定第 164 条（雑則）、AD 第 1 条（原則）、第 21 条（ダンピングの決定）、 第 58 条（調査の開始及び実施）、第 91 条、 第 93 条（ダンピング防止税の賦課及び徴 収）、第 11 条（ダンピング防止税及び価格 に関する約束に係る期間及び見直し）、第 183 条、第 184 条（最終規定）、GATT 第 6 条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非 整合として申立て。	WTO 設立 AD 第 9 条、11 条 GATT 第 6 条	
421. モルドバ 物品の輸入及び 国内販売に関す る措置	ウクライナ 【アルゼンチン、 中国、EU、サ ウジアラビア、 米国】	2011/ 2/17 協議要請 2011/ 5/12 パネル設置要請 2011/ 6/17 パネル設置	① 2011 年 2 月 17 日付けで、ウクライナは モルドバに対し、モルドバによる環境保護 を目的として輸入品に対してのみ課徴金を 課す等の措置は、GATT 第 3 条（内国民待 遇）に非整合として申立て。	GATT 第 3 条	
422. 米国－冷凍 エビに対する AD 措置	中国 【EU、ホンジュ ラス、日本、韓 国、タイ、ベト ナム】	2011/ 2/28 協議要請 2011/10/13 パネル設置要請 2011/10/25 パネル設置 2012/ 6/8 パネル報告書配布 2012/ 7/23 パネル報告書採択 2012/ 7/27 RPT を 2013/3/23 までとする ことに合意	① 2011 年 2 月 28 日付けで、中国は米国に 対し、米国による中国産冷凍エビに対する AD 措置は、千九百九十四年の関税及び貿 易に関する一般協定第 6 条の実施に関する 協定（AD）第 21 条、第 24 条、第 242 条（ダ ンピングの決定）、第 94 条（ダンピング防 止税の賦課及び徴収）、第 113 条（ダンピ ング防止税及び価格に関する約束に係る期 間及び見直し）、GATT 第 6 条（ダンピ ング防止税及び相殺関税）に非整合として申 立て。	AD 第 1 条、2 条、5 条、 9 条、11 条 GATT 第 6 条	
423. ウクライナ －蒸留酒に対す る課税措置	モルドバ 【中国、コロン ビア、EU、台湾、 米国】	2011/ 3/ 3 協議要請 2011/ 6/1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置	① 2011 年 3 月 3 日付けで、モルドバはウク ライナに対し、ウクライナが、蒸留酒に對 する内国税の税率を、国産品に対しては低 く、輸入品には高く設定し、輸入品に對 して差別的な内国税を課すことは GATT 第 32 条（内国民待遇）に非整合として申立て。	GATT 第 3 条	
424. 米国－イタ リアからのステ ンレス薄板の輸 入に対する AD 措置	EU	2011/ 4/ 1 協議要請	① 2011 年 4 月 1 日付けで、EU は米国に對 し、米国によるイタリアからのステンレス 薄板の輸入に対する AD 措置（具体的には ゼロイングを使用したダンピング・マー ジンの計算方法）が、AD 第 2 条（ダンピ ングの決定）、第 58 条（調査の開始及び実施）、 第 68 条（証拠）、第 93 条（ダンピング防 止税の賦課及び徴収）、第 111 条、第 112 条、第 113 条（ダンピング防止税及び価格 に関する約束に係る期間及び見直し）及び GATT 第 6 条（ダンピング防止税及び相殺 関税）に非整合として申立て。	AD 第 2 条、5 条、6 条、 9 条、11 条 GATT 第 6 条	
425. 中国－EU からの X 線安全 検査機器に対す る AD 税の賦課	EU 【日本、米国、 タイ、ノル ウェー、インド、 チリ】	2011/ 7/25 協議要請 2011/12/8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 4/24 パネル報告書配布 2013/ 7/19 RPT を 2014/2/19 までとする ことに合意 2014/ 2/26 中国が措置を是正	① 2011 年 7 月 25 日付けで、EU は中国に 対し、中国による EU からの X 線安全検査 機器に対する AD 税の賦課（調査手続）が、 AD 第 24 条（ダンピングの決定）、第 31 条、 第 32 条、第 34 条、第 35 条（損害の決定）、 第 61 条、第 62 条、第 64 条、第 65 条、第 69 条（証拠）、第 1222 条（公告及び決定の説 明）及び GATT 第 6 条（ダンピング防止 税及び相殺関税）に非整合として申立て。	AD 第 2 条、3 条、6 条、 12 条 GATT 第 6 条	
426. カナダ －オンタリオ州 による再生可能 エネルギーによ る発電に関する措 置	EU 【米国、オース トラリア、中 国、台湾、イン ド、サウジアラ ビア、ブラジル、 韓国、メキシコ、 ノルウェー、ト ルコ、エルサル バドル】	2011/ 8/11 協議要請 2012/ 1/9 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置（DS412」と合併）		GATT 第 3 条 SCM 第 1 条、3 条	第Ⅱ部第 2 章

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
427. 中国－米国 からの鶏肉の輸 入に対する AD 措置及び相殺関 税措置	米国 【EU、日本、ノ ルウェー、タイ、 サウジアラビ ア、チリ、メキ シコ】	2011/ 9/20 協議要請 2011/12/8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2013/ 9/25 パネル報告書配布 2013/12/19 RPT を 2014/7/9 までとするこ とに合意	① 2011 年 9 月 20 日付けで、米国は中国に 対し、中国が米国からの鶏肉の輸入につ いて AD 措置及び相殺関税措置を行って いることについて、調査手続、措置の決定な ど様々な点で GATT 第 6 条、第 6.3 条、AD 第 1 条、第 2.2 条、第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条、第 3.5 条、第 4.1 条、第 5.1 条、第 6.2 条、第 6.4 条、第 6.5 条、第 6.8 条、第 6.9 条、第 12.2 条、SCM 第 10 条、第 11.1 条、 第 12.3 条、第 12.4 条、第 12.7 条、第 12.8 条、 第 15.1 条、第 15.2 条、第 15.4 条、第 15.5 条、 第 16.1 条、第 19.4 条、第 22.3 条、第 22.4 条、 第 22.5 条に非整合として申立て。	GATT 第 6 条 AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 12 条 SCM 第 10 条、11 条、 12 条、15 条、16 条、 19 条、22 条	
428. トルコ－綿 糸に対する SG 措置	インド	2012/ 2/13 協議要請	① 2012 年 2 月 13 日付けで、インドはトル コに対し、トルコが発動した綿糸に対する SG 措置について、適切な決定を行わずに措 置を発動したこと、同様に適切な決定を行 わずに延長措置を発動したことは、SG 第 2 条、第 2.1 条、第 3 条、第 3.1 条、第 4 条、 第 4.1 条(c)、第 4.2 条(a)、第 4.2 条(b)、 第 4.2 条(c)、第 5 条、第 5.1 条、第 6 条、第 7 条、第 7.1 条、第 7.2 条、第 7.3 条、第 7.5 条、 第 8 条、第 12 条、第 12.1 条(c)及び GATT 第 19 条 1(a)に非整合として申立て。	GATT 第 19 条 SG 第 2 条、4 条、5 条、 6 条、7 条	
429. 米国－ベト ナムからの冷凍 エビに対する AD 措置	ベトナム 【中国、EU、日 本、ノルウェー、 タイ、エクアド ル】	2012/ 2/16 協議要請 2013/ 1/17 ベトナムがパネル設置要請 2013/ 2/27 パネル設置	① 2012 年 2 月 16 日付けで、ベトナムは米 国に対し、米国によるベトナムからの冷凍 エビに対する AD 措置、行政見直し及びサ ンセット・レビュー（ゼロイング使用）が、 AD 第 2.1 条、第 2.4 条、第 2.4.2 条（ダン ピングの決定）、第 6 条（証拠）、第 9 条（ダ ンピング防止税の賦課及び徴収）、第 11 条 （ダンピング防止税及び価格に関する約束 に係る機関及び見直し）及び GATT 第 6 条（ダンピング防止税及び相殺関税）等に 非整合として申立て。	AD 第 1 条、2 条、6 条、9 条、11 条、 17 条 GATT 第 1 条、6 条 DSU 第 3 条、19 条、 21 条	
430. インド－米 国からの農作物 の輸入に関する 措置	米国 【中国、コロン ビア、エクアド ル、EU、グア テマラ、日本、 ベトナム、アル ゼンチン、豪州、 ブラジル】	2012/ 3/6 協議要請 2012/ 5/11 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置	① 2012 年 3 月 6 日付けで、米国はインドに 対し、インドによる烏インフルエンザを理 由とした米国産農作物の輸入禁止措置は、 SPS 協定第 2.2 条、第 2.3 条（基本的な権利 及び義務）、第 3.1 条（措置の調和）、第 5.1 条、 第 5.2 条、第 5.5 条、第 5.6 条、第 5.7 条（危 険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保 護の水準の決定）、第 6.1 条、第 6.2 条（有 害動植物または病気の無発生地域及び低発 生地域その他の地域的な状況に対応した調 整）、第 7 条（透明性の確保）Annex B 及び GATT 第 1 条（一般的最恵国待遇）、第 11 条（数量制限の一般的廃止）に非整合とし て、申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、7 条 GATT 第 1 条、11 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

第3章

紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
431. 中国 (432) (433) - レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	米国 【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】 EC(432) 【ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、日本、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】 日本(433) 【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、米国、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS432」「DS433」と合併） 2014/ 3/25 パネル報告書配布	① 2012 年 3 月 12 日付けで、米国は中国に対し、中国が行っているレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT 第 11 条（数量制限の一般廃止）、加盟議定書加盟議定書バググラフ第 5.1 条、11.3 条（輸出入品に課される税及び課徴金）等に非整合であるとして、申立て。 ② 日本、米国、EU の主張を全面的に認め、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置（輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT 第 11 条及び中国の WTO 加盟議定書第 5.1 条及び第 11.3 条に違反すると認定。	GATT 第 7 条、8 条、10 条、11 条 加盟議定書	
432. 中国 - レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	EC 【ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、日本、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」と合併）		GATT 第 7 条、8 条、10 条、11 条 加盟議定書	
433. 中国 - レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	日本 【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、米国、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 7/23 パネル設置（「DS431」と合併）		GATT 第 7 条、8 条、10 条、11 条 加盟議定書	

資料編

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
434. オーストラリア-タバコ製品の包装に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、ドミニカ、エクアドル、EU、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、フィリピン、シンガポール、台湾、トルコ、米国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ、チリ、中国、キューバ、エジプト、マレーシア、メキシコ、モルドバ、ナイジェリア、ペルー、タイ、マラウイ】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 8/14 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	① 2012 年 3 月 13 日付けで、ウクライナはオーストラリアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装が商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第 2.1 条、第 2.2 条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、TRIPS 協定第 1 条、第 1.1 条（義務の性質及び範囲）、第 2.1 条（知的所有権に関する条約）、第 3.1 条（内国民待遇）、第 15 条（保護の対象）、第 16 条（与えられる権利）、第 20 条（その他の要件）、第 27 条（特許の対象）及び GATT 第 3 条（内国の課税及び規制に関する内国民待遇）に非整合として、申立て。	TBT 第 2 条 TRIPS 第 1 条、2 条、15 条、16 条、20 条、27 条 GATT 第 1 条、3 条	
435. オーストラリア-タバコ製品の包装に関する措置	ホンジュラス 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、ドミニカ、EU、グアテマラ、インド、インドネシア、日本、韓国、マラウイ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ジンバブエ】	2012/ 4/4 協議要請 2012/10/15 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置	① 2012 年 4 月 4 日付けで、ホンジュラスはオーストラリアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第 2.1 条（強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用）、TRIPS 協定第 2.1 条（知的所有権に関する条約）、第 3.1 条（内国民待遇）、第 15.4 条（保護の対象）、第 16.1 条（与えられる権利）、第 20 条（その他の要件）、第 22.2 条 (b)（地理的表示の保護）、第 24.3 条（国際交渉及び例外）及び GATT 第 3 条（内国の課税及び規制に関する内国民待遇）に非整合として、申立て。	TBT 第 2 条 TRIPS 第 2 条、3 条、15 条、16 条、20 条、22 条、24 条 GATT 第 3 条	
436. 米国-インドからの熱間圧延鋼板の輸入に対する相殺関税措置	インド 【豪州、カナダ、中国、EU、サウジアラビア、トルコ】	2012/ 4/12 協議要請 2012/ 7/12 パネル設置要請 2012/ 8/31 パネル設置	① 2012 年 4 月 12 日付けで、インドは米国に対し、米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関税措置を課していることについて、米国の法令が定める補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及び損害の認定等が SCM 第 1 条、第 2 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 32 条に非整合であるとして、申立て。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、13 条、14 条、15 条、19 条、21 条、22 条、32 条	
437. 米国-中国からの特定の輸入品に対する相殺関税措置	中国 【オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、インド、日本、韓国、ノルウェー、ロシア、トルコ、ベトナム、サウジアラビア】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 8/20 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	① 2012 年 5 月 25 日、中国は、米国が中国からの輸入品に対して行った 22 件の相殺関税措置（暫定措置、確定措置、調査）について、GATT 第 6 条、SCM 第 1、2、11、12、14、30、32 条、および加盟議定書 15 条に非整合として申立て。	SCM 第 1 条、2 条、10 条、11 条、12 条、14 条、30 条、32 条 GATT 第 6 条、23 条 加盟議定書	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要: ①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
438. アルゼンチン-物品輸入に影響する措置	EU 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 5/25 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置 (DS444、DS445 との統一パネル)	① 2012 年 5 月 25 日、EU は、アルゼンチンによる輸入制限 (①事前宣言供述制度、②輸入許可制度、③輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給) について、GATT 第 3、8、10、11、輸入ライセンス協定第 1、2、3 条、TRIMS 協定第 2 条、農業第 4 条、セーフガード協定第 11 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、8 条、10 条、11 条 TRIMS 第 2 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条 農業 第 4 条 SG 第 11 条	
439. 南アフリカ-ブラジルからの冷凍鶏肉に対する AD 措置	ブラジル	2012/ 6/21 協議要請	① 2012 年 6 月 21 日、ブラジルは、南アフリカがブラジルから輸入される冷凍鶏肉に対して行った AD 措置 (調査、仮決定、暫定措置) について、AD 第 2、3、4、5、6、7、12 条等に非整合として申立て。	AD 第 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条、12 条	
440. 中国-米国から自動車の輸入に対する AD および相殺関税措置	米国 【コロンビア、EU、インド、日本、韓国、オマーン、トルコ、サウジアラビア】	2012/ 7/5 協議要請 2012/ 9/17 パネル設置要請 2012/10/23 パネル設置	① 2012 年 7 月 5 日、米国は、中国が米国からの輸入自動車に対して課している AD 措置および相殺関税措置賦課について、AD 第 1、3、4、5、6、12、条、SCM 第 10、11、12、15、16、22 条、GATT 第 6 条に非整合として申立て。	AD 第 1 条、3 条、4 条、5 条、6 条 GATT 第 6 条 SCM 第 10 条、11 条、12 条、15 条、16 条、22 条、32 条	
441. 豪州-タバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	2012/ 7/18 協議要請 2012/11/9 パネル設置要請	① 2012 年 7 月 18 日、ドミニカ共和国は、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第 21、22 条、TRIPS 協定第 2、3、15、16、20、22、24 条、GATT 第 3 条に非整合として申立て。	TRIPS 第 2 条、3 条、15 条、16 条、20 条、22 条 TBT 第 2 条 GATT 第 3 条	
442. EU-インドネシアからのアルコールの輸入に対する AD 措置	インドネシア 【インド、韓国、マレーシア、タイ、トルコ、米国】	2012/ 7/30 協議要請 2013/ 5/1 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置	① 2012 年 7 月 27 日、インドネシアは、EU がインドネシアからのアルコール輸入に対して課している AD 措置 (調査、暫定措置、確定措置) について、AD 第 1、2、3、4、5、6、9、18 条、GATT 第 6、10 条に非整合として申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、9 条、18 条 GATT 第 6 条、10 条	
443. EU および加盟国-バイオディーゼル輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 8/17 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請	① 2012 年 8 月 17 日、アルゼンチンは、スペインが再生可能エネルギー数値目標達成のため EU 指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産または EU 産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だとして、GATT 第 3、11 条、TRIMS 第 21、22 条、WTO 設立協定第 16 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、11 条 TRIMS 第 2 条 WTO 設立 第 16 条	
444. アルゼンチン-物品輸入に関する措置	米国 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置 (DS438、DS445 との統一パネル)	① 2012 年 8 月 21 日、米国は、アルゼンチンによる輸入制限 (①事前宣言供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給) について、GATT 第 3、10、11、輸入ライセンス協定第 1、3、5 条、TRIMS 協定第 2 条、セーフガード協定第 11 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、10 条、11 条 TRIMS 第 2 条 ライセンス 第 1 条、3 条、5 条 SG 第 11 条	
445. アルゼンチン-物品輸入に関する措置	日本 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置 (DS438、DS444 との統一パネル)	① 2012 年 8 月 21 日、日本は、アルゼンチンによる輸入制限 (①事前宣言供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給) について、GATT 第 3、8、10、11、輸入ライセンス協定第 1、2、3、5 条、TRIMS 協定第 2、6 条、セーフガード協定第 11 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、8 条、10 条、11 条 TRIMS 第 3 条、10 条、11 条 ライセンス 第 1 条、3 条、5 条 SG 第 11 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
446. アルゼンチン－物品輸入に関する措置	メキシコ	2012/ 8/24 協議要請 2012/11/21 パネル設置要請 (その後パネル設置要請を DSB 会合議題から取り下げ)	① 2012 年 8 月 24 日、メキシコは、アルゼンチンによる輸入制限 (①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給、⑤重金属含有の検査を要する物品の適合性評価手続き) について、GATT 第 3、8、10、11、輸入ライセンス協定第 1、2、3、5 条、TRIMs 協定第 2、6 条、セーフガード協定第 11 条、農業第 42 条、TBT 協定第 2.1、2.2 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、8 条、10 条、11 条 TRIMs 第 2 条、 6 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条、 5 条 農業 第 4 条 SG 第 11 条 TBT 第 2 条	
447. 米国－アルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に関する措置	アルゼンチン 【オーストラリア、中国、EU、インド】	2012/ 8/30 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置	① 2012 年 8 月 30 日、アルゼンチンは、米国がアルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている①冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、②アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、③特定地域の動物健康状態の認定および当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延、について、GATT 第 1、3、11 条、SPS 協定第 1、2、3、5、6、8、10 条、WTO 設立協定第 16.4 条に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、3 条、11 条 SPS 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、8 条、 10 条 WTO 設立 第 16 条	
448. 米国－生鮮レモンの輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 9/3 協議要請 2012/12/6 パネル設置要請	① 2012 年 9 月 3 日、アルゼンチンは、米国がアルゼンチン産レモンの輸入に対してとっている①柑橘類の輸入禁止、②輸入許可を発給しないこと、③輸入許可手続きの遅延、について、GATT 第 1、3、10、11 条、SPS 協定第 1、2、3、5、7、8、10 条、WTO 設立協定第 16.4 条に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、3 条、10 条、11 条 SPS 第 1 条、2 条、3 条、 5 条 WTO 設立 第 16 条	
449. 米国－中国からの特定の輸入に対する相殺関税措置および AD 措置	中国 【オーストラリア、カナダ、EU、日本、トルコ、ベトナム、インド、ロシア】	2012/ 9/17 協議要請 2012/11/19 パネル設置要請 2012/12/17 パネル設置 2014/ 3/27 パネル報告書配布 2014/ 7/7 上級委報告書配布 2015/ 8/21 米中間で履行に関する合意が成立	① 2012 年 9 月 17 日、中国は、米国による (i) 非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、 (ii) 2006 年 11 月 20 日から 2012 年 3 月 13 日の間に実施された相殺関税措置、 (iii) AD 措置と相殺関税措置の重畳適用、 (iv) 米 国商務省が 2006 年 11 月 20 日から 2012 年 3 月 13 日の間に調査または見直しを行う権限の不存在、について、SCM 第 10、15、19、21、32 条、GATT 第 6、10 条、AD 第 9、11 条に非整合として申立て。 ② パネル報告書は、double remedies については中国の主張を認め、SCM 第 10 条、第 19.3 条及び 32 条の違反を認定。一方で、CVD 賦課権限を米国商務省に濫及的に付与する立法については中国の主張を拒絶し、GATT 第 10 条には違反しないとした。 ③ 上級委は GATT 第 10 条に関するパネルの解釈を覆したものの、パネルにおける米国の相殺関税法に関する事実認定の不尽により、判断ができないと判示。	GATT 第 6 条、10 条 SCM 第 10 条、15 条、 19 条、21 条、32 条 AD 第 9 条、11 条	
450. 中国－自動車・自動車部品産業に関する措置	米国	2012/ 9/17 協議要請	① 2012 年 9 月 17 日、米国は、中国による自動車および自動車部品の輸出に対する SCM について、SCM 第 3、25 条、GATT 第 16 条、加盟議定書第 1、2 条に非整合として申立て。	GATT 第 16 条 SCM 第 25 条 加盟議定書	
451. 中国－衣服・繊維製品の製造・輸出に関する措置	メキシコ	2012/10/15 協議要請	① 2012 年 10 月 15 日、メキシコは、中国による衣服・繊維製品の生産者・輸出者に対する支援措置 (免税、装置購入に対する輸入関税・VAT 減免、中国産品や輸出を条件とした措置、国有銀行による低利子融資、土地利用権に関する優遇、割引電気料金、綿花農家・石油化学産業に対する製造・販売・輸送への支援、政府機関による現金供与等) について、SCM 第 3、5、6 条、GATT 第 3 条、農業第 3、9、10 条、加盟議定書第 12 条に非整合として申立て。	農業 第 3 条、9 条、10 条 GATT 第 3 条、16 条 SCM 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条 加盟議定書	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
452. EU および 加盟国－再生可 能エネルギー分 野に関する措置	中国	2012/11/5 協議要請	① 2012 年 11 月 5 日、中国は、イタリアお よびギリシャ等による再生可能エネルギー 分野でのフィード・イン・タリフプログ ラムにおけるローカルコンテンツ要求に ついて、GATT 第 1、3 条、SCM 第 3 条、 TRIMs 協定第 21、22 条に非整合として 申立て。	GATT 第 1 条、3 条 SCM 第 1 条、3 条 TRIMs 第 2 条	
453. アルゼンチ ン－物品・サー ビス貿易に関す る措置	パナマ 【オーストラリ ア、ブラジル、 中国、エクアド ル、EU、グアテ マラ、ホンジュ ラス、インド、 オマーン、サウ ジアラビア、シ ンガポール、米 国】	2012/12/12 協議要請 2013/ 5/13 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置 2015/ 9/30 パネル報告書配布 2015/ 10/27 パナマが上級委申立 2015/ 11/2 アルゼンチンが上級委申立	① 2012 年 12 月 12 日、パナマは、アルゼン チンが特定国のみに対してとっている、収 益税に関する措置、再保険サービス分野の 措置、海外サービス事業差の登記要件、送 金規制、金融機関に対する取引規制、VAT 還付の禁止等の措置について、GATS 第 2、 11、16、17 条、GATT 第 1、3、11 条に非 整合として申立て。 ② GATS 第 2 条の違反を認定したが、 GATS 第 11、16、17 条および GATT に関 しては違反を認めなかった。	GATS 第 2 条、11 条、 16 条、17 条 GATT 第 1 条、3 条、11 条	
454. 中国－日本 産高性能ステン レス継目無鋼管 に対する AD 措 置	日本 【EU、インド、 韓国、ロシア、 サウジアラビ ア、トルコ、米 国】	2012/12/20 協議要請 2013/ 4/11 パネル設置要請 2013/ 5/24 パネル設置 (DS460 と並行) 2015/ 2/13 パネル報告書配布 2015/ 10/14 上級委報告書配布	① 2012 年 12 月 20 日、日本は、中国の日 本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置について、AD 第 1、3、5、6、7、 12 条、GATT 第 6 条に非整合として申立て。 ②・③パネル、上級委報告は DS460 を参照	AD 第 1 条、3 条、5 条、 6 条、7 条、12 条 GATT 第 6 条	
455. インドネシ ア－園芸作物、 動物、動物製品 の輸入に関する 措置	米国 【アルゼンチン、 オーストラリ ア、カナダ、中 国、EU、日本、 韓国、ニュー ジーランド、バ ラグアイ、台湾、 タイ】	2013/ 1/10 協議要請 2013/ 3/14 パネル設置要請 2013/ 4/24 パネル設置	① 2013 年 1 月 10 日、米国は、インドネ シアが米国産園芸作物、動物、動物製品 の輸入に対してとっている措置について、 GATT 第 11 条、農業第 42 条、輸入ライセ ンス協定第 1、3 条に非整合として申立て。	GATT 第 10 条、11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、3 条	
456. インド－太 陽電池及び太陽 電池モジュール に関する措置	米国 【Brazil; Canada; China; European Union; Japan; Korea, Republic of; Malaysia; Norway; Russian Federation; Turkey; Ecuador; Saudi Arabia; Kingdom of; Chinese Taipei】	2013/ 2/6 協議要請 2013/ 2/10 追加の協議要請 2014/ 5/13 パネル設置 2016/ 2/24 パネル報告書配布	① 2013 年 2 月 6 日、米国は、インドが太陽 電池及び太陽電池モジュールに対するロー カルコンテンツ要求について、GATT 第 3 条、TRIMs 第 2 条、SCM 第 3、5、6、25 条に非整合として申立て。 ②パネルはインドの措置について、GATT 第 2 条、TRIMs 第 2 条の違反を認定。	GATT 第 3 条 TRIMs 第 2 条 SCM 第 3 条、5 条、6 条、 25 条	
457. ベルー－農 産品の輸入に係 る追加関税に関 する措置	グアテマラ 【Argentina; China; El Salvador; European Union; India; United States; Brazil; Ecuador; Korea, Republic of; Honduras; Colombia】	2013/ 4/12 協議要請 2013/ 6/13 パネル設置要請 2013/ 7/23 パネル設置 2014/ 11/27 パネル報告書配布 2015/ 7/20 上級委報告書配布	① 2013 年 4 月 12 日、グアテマラは、ベ ルーがコメ、砂糖、トウモロコシ、牛乳及 び酪農品の一部の農産品の輸入に対して 課している追加関税について、農業第 4 条、 GATT 第 2、10、11 条及び関税評価協定第 1、2、3、5、6、7 条に非整合として申立て。 ②パネルは、ベルー措置の農業第 4 条、 GATT 第 2 条の違反を認定。 ③パネル判断を支持。	農業 第 4 条 GATT 第 2 条、10 条、 11 条 関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、7 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
458. 豪州－タバコ製品の包装に関する規制に関する措置	キューバ 【Argentina; Brazil; Canada; Chile; Dominican Republic; European Union; Guatemala; Honduras; India; Japan; Korea, Republic of; Malaysia; Mexico; New Zealand; Nicaragua; Norway; Philippines; Russian Federation; Singapore; Chinese Taipei; Thailand; Turkey; Ukraine; United States; China; Nigeria; Indonesia; Peru; Saudi Arabia; Kingdom of; South Africa; Uruguay; Zimbabwe; Ecuador】	2013/ 3/ 3 協議要請 2014/ 4/25 パネル設置	① 2013 年 7 月 18 日、キューバは、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第 21、22 条、TRIPS 協定第 3、15、16、20、22、24 条、GATT 第 3、9 条に非整合として申立て。	GATT 第 3 条、9 条 TBT 第 2 条 TRIPS 第 3 条、15 条、 16 条、20 条、22 条、 24 条	
459. EU－バイオディーゼルの輸入及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置	アルゼンチン	2013/ 5/15 協議要請	① 2013 年 5 月 15 日、アルゼンチンは、EU がバイオディーゼルの輸入及びマーケティングに関する措置及びバイオディーゼル産業の支援に関する措置について、GATT 第 1、3 条、TBT 協定第 2、5 条、WTO 設立協定第 16 条、TRIMS 協定第 2 条、SCM 第 1、2、3、5、6 条に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、3 条 TBT 第 2 条、5 条 WTO 設立 第 16 条 TRIMS 第 2 条 SCM 第 3 条、5 条、6 条	
460. 中国－EU 産高性能ステンレス継目無銅管に対する AD 措置	EU 【インド、日本、韓国、ロシア、サウジアラビア、トルコ、米国】	2013/ 6/13 協議要請 2013/ 8/16 パネル設置要請 2013/ 8/30 パネル設置 2015/ 2/13 パネル報告書配布 2015/ 10/14 上級委報告書配布	① 2013 年 6 月 13 日、EU は、中国の EU 産高性能ステンレス継目無銅管に対する AD 措置について、AD 第 1、2、3、6、7、12 条、GATT 第 6 条に非整合として申立て。 ② 中国の AD 措置について、AD 第 2 条、6 条、7 条、12 条の違反を認定。 ③ AD 第 2 条、3 条、6 条の違反を認定。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 6 条、7 条、12 条 GATT 第 6 条	
461. コロンビア－繊維、衣服、履き物の輸入に関する措置	パナマ 【エクアドル、エルサルバドル、EU、中国、グアテマラ、ホンジュラス、米国、フィリピン】	2013/ 6/18 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/25 パネル設置 2015/ 11/25 パネル報告書配布 2016/ 1/22 コロンビアが上級委申立	① 2013 年 6 月 18 日、パナマは、コロンビアの繊維、衣服、履き物の輸入に関する関税について、GATT 第 2、8、10 条に非整合として申立て。 ② コロンビア措置の GATT 第 2 条違反を認定。	GATT 第 2 条、8 条、10 条	
462. ロシア－廃車税	EU 【ブラジル、中国、インド、日本、韓国、ノルウェー、トルコ、ウクライナ、米国】	2013/ 7/9 協議要請 2013/ 10/11 パネル設置要請 2013/ 11/25 パネル設置	① 2013 年 7 月 9 日、EU は、ロシアの廃車税について、GATT 第 1、2、3 条及び TRIMSs 協定第 2 条に非整合として協議を要請。2014 年 1 月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。	GATT 第 1 条、2 条、3 条 TRIMS 第 2 条	
463. ロシア－廃車税	日本 【中国、EU、トルコ、ウクライナ、米国】	2013/ 7/24 協議要請	① 2013 年 7 月 24 日、日本は、ロシアの廃車税について、GATT 第 1、3 条、TRIMSs 協定第 2 条、TBT 協定第 2 条に非整合として申立て。2014 年 1 月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正する法律を施行。	GATT 第 1 条、3 条 TRIMS 第 2 条 TBT 第 2 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
464. 米国－韓国 産家庭用大型洗 濯機に対する AD 措置及び相 殺関税措置	韓国 【ブラジル、カ ナダ、中国、 EU、インド、日 本、ノルウェー、 タイ、トルコ、 サウジアラビ ア、ベトナム】	2013/ 8/29 協議要請 2014/ 1/22 パネル設置	① 2013 年 8 月 29 日、韓国は、米国の大型 洗濯機に対する AD 措置及び相殺関税措置 について、AD、SCM に非整合として申立て。	AD 第1条、2条、5 条、9条、11条、 18条 GATT 第6条 SCM 第1条、2条、10 条、14条、19条	
465. インドネシ ア－園芸作物、 動物、動物製品 の輸入に関する 措置	米国 【オーストラリ ア、カナダ、 EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	① 2013 年 8 月 30 日、米国は、インドネ シアが米国産園芸作物、動物、動物製品 の輸入に対してとっている措置について、 GATT 第11条、農業第42条、輸入ライセ ンス協定第1.3条等に非整合として申立て。	GATT 第3条、10条、 11条、13条 農業 第4条 ライセンス 第1条、3条	
466. インドネシ ア－園芸作物、 動物、動物製品 の輸入に関する 措置	ニュージーラン ド 【オーストラリ ア、カナダ、 EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	① 2013 年 8 月 30 日、ニュージーランドは、 インドネシアが園芸作物、動物、動物製品 の輸入に対してとっている措置について、 GATT 第11条、農業第42条、輸入ライセ ンス協定第1.3条等に非整合として申立て。	GATT 農業 ライセンス	
467. 豪州－タバ コ製品の包装に 関する規制に関 する措置	インドネシア 【ブラジル、カ ナダ、キューバ、 ドミニカ共和 国、EU、グアテ マラ、ホンジュ ラス、ニュー ジーランド、ニ カラグア、ノル ウェー、ウクラ イナ、ウルグア イ Argentina, Chile, the Dominican Republic, Ecuador, Malawi, Peru, Singapore and Zimbabwe】	2013/ 9/20 協議要請 2014/ 3/26 パネル設置	① 2013 年 7 月 18 日、インドネシアは、 オーストラリアによるタバコ製品の包装 に関し、商標を制限し無地パッケージを 強制する措置は、TBT 協定第21、22条、 TRIPS 協定第2、3、15、16、20、22、24条、 GATT 第3条に非整合として申立て。	TBT 第2条 TRIPS 第2条、3条、15 条、16条、20条、 22条、24条 GATT 第3条	
468. ウクライナ －乗用車に係る セーフガード決 定	日本 【EU、ロシア、 インド、韓国、 トルコ、オース トラリア、米国】	2013/ 10/30 協議要請 2014/ 3/26 パネル設置 2015/ 6/26 パネル報告	① 2013 年 10 月 30 日、日本は、ウクライナ による乗用車に係るセーフガード決定につ いて、セーフガード協定第2、3、4、5、7、 8、11、12条及びGATT 第2条に非整合と して申立て。 ②ウクライナのGATT 第19条、AD 第2条、 4条、8条、12条の違反を認定。 2015 年 10 月 6 日、ウクライナは履行を通告した。	SG 第2条、3条、4条、 5条、7条、8条、 11条、12条 GATT 第2条、19条	
469. EU－大西 洋・スカンジナ ビア産ニシンに 関する措置	デンマーク 【オーストラリ ア、中国、グア テマラ、ホン ジュラス、アイ スランド、イン ド、日本、ニュー ジーランド、パ ナマ、ロシア、 台湾、トルコ、 米国、アルゼン チン、ブラジル、 メキシコ、ノル ウェー、ペルー、 タイ】	2013/ 11/4 協議要請 2014/ 2/26 パネル設置 2014/ 8/21 協議成立	① 2013 年 11 月 4 日、デンマークは、EU による強制的な経済措置について、GATT 第1、5、11条に非整合として申立て。 2014 年 8 月 21 日、当事者は協議により和 解が成立した旨、報告。	GATT 第1条、5条、11 条	
470. パキスタン －インドネシア 産紙製品に対す る AD 措置及び 相殺関税措置	インドネシア	2013/ 11/27 協議要請	① 2013 年 11 月 27 日、インドネシアは、パ キスタンによるインドネシア産紙製品対 する AD 措置及び相殺関税措置について、 AD 第1、5、18条、SCM 第10、11、32条、 GATT 第6、10、11条に非整合として申立て。	AD 第1条、5条、18 条 SCM 第10条、11条、 18条、32条 GATT 第6条、10条、 11条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第Ⅰ部 第Ⅱ部 記載
471. 米国－中国 に対するアンチ・ダンピング 手続での調査手 法及び適用	中国 【Brazil, Canada, the European Union, India, Japan, Korea, Norway, the Russian Federation, Saudi Arabia and UkraineChinese Taipei, Turkey and Viet Nam】	2013/ 12/3 協議要請 2014/ 3/26 パネル設置	① 2013 年 12 月 3 日、中国は、米国による 中国に対するアンチ・ダンピング手続での 調査手法及び適用について、AD 第 2、4、6、 9 条及び GATT 第 6 条に非整合として申立 て。	AD 第 2 条、6 条、9 条 GATT 第 6 条	
472. ブラジル－ 課税及び課徴金 に係る措置	EU 【Argentina, Australia, China, India, Japan, Korea, the Russian Federation, Chinese Taipei, Turkey and the United StatesCanada, Colombia and South Africa】	2013/ 12/19 協議要請 2014/ 12/17 パネル設置	① 2013 年 12 月 19 日、EU は、ブラジ ルの課税及び課徴金に係る措置につい て、GATT 第 1、2、3 条、SCM 第 3 条、 TRIMS 協定第 2 条に非整合として申立て。	GATT 第 1 条、2 条、3 条 SCM 第 3 条 TRIMS 第 2 条	
473. EU－アル ゼンチン産バイ オディーゼルに 対する AD 措置	アルゼンチン 【Australia, China, Malaysia, Norway, the Russian Federation, Saudi Arabia, Turkey and the United StatesColombia, Indonesia and Mexico】	2013/ 12/19 協議要請 2014/ 4/25 パネル設置	① 2013 年 12 月 19 日、アルゼンチンは、 EU によるアルゼンチン産バイオディーゼ ルに対する AD 措置について、AD 第 1、2、 3、6、9、18 条、GATT 第 6 条等に非整合 として申立て。	AD 第 2 条、3 条、6 条、 9 条、18 条 GATT 第 6 条 WTO 設立 第 16 条	
474. EU－ロシ アからの輸入に 関する AD 措置 及びコスト調整 方法	ロシア 【Argentina, Australia, Canada, China, Indonesia, Norway, Turkey, Ukraine and the United States Brazil, Mexico, Saudi Arabia and Viet Nam】	2013/ 12/23 協議要請 2014/ 7/22 パネル設置	① 2013 年 12 月 23 日、ロシアは、EU によ るロシアからの輸入に対する AD 措置及び コスト調整方法について、AD 第 2、3、5、6、9、 11、18 条、SCM 第 10、32 条、GATT 第 1、 6 条等に非整合として申立て。	AD 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、9 条、11 条、 18 条 SCM 第 10 条、32 条 GATT 第 1 条、6 条 WTO 設立 第 16 条	
475. ロシア－ EU からの豚肉 製品の輸入に係 る措置	EU 【オーストラリ ア、中国、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台 湾、米国、ブラ ジル、南アフリ カ】	2014/ 4/8 協議要請 2014/ 7/22 パネル設置	① 2014 年 4 月 8 日、EU は、ロシアが豚や 豚肉、その他の豚製品を EU から輸入する 際の措置について、SPS 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、7 条、8 条や、GATT 第 1 条、3 条、 11 条に違反するとして申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 6 条、7 条、8 条 GATT 第 1 条、3 条、11 条	
476. EU－エネ ルギー産業に対 する措置	ロシア Brazil, China, India, Japan, Ukraine and the United StatesColombia, Korea and Saudi Arabia	2014/ 4/30 協議要請 2015/ 7/20 パネル設置	① 2014 年 4 月 30 日、ロシアは、EU の エネルギー産業に対する規制措置 (Third Energy Package) が、GATS 第 2 条、6 条、 16 条、17 条や、GATT 第 1 条、3 条、10 条、 11 条や、SCM 第 3 条や、TRIMS 第 2 条に 違反するとして申立て。	GATS 第 2 条、6 条、16 条、17 条GATT 第 1 条、3 条、10 条、11 条SCM 第 3 条 TRIMS 第 2 条	

第3章 紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
477. インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	ニュージーランド 【Australia, Brazil, Canada, China, the European Union, India, Japan, Norway, Paraguay, Singapore and Chinese Taipei, Argentina, Korea and Thailand】	2014/ 5/8 協議要請 2015/ 5/20 パネル設置	① 2014 年 5 月 8 日、ニュージーランドは、インドネシアによる園芸作物または動物および動物製品の輸入に関する措置が、GATT 第 3 条、10 条、11 条や、農業第 4 条や、ライセンス第 1 条、2 条、3 条、5 条に違反するとして申立て。	GATT 第 3 条、10 条、 11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条、 5 条	
478. インドネシア—園芸作物、動物、動物製品の輸入に関する措置	米国	2014/ 5/8 協議要請 2015/ 5/20 パネル設置 (「DS477」と合併)	① 2014 年 5 月 8 日、米国は、インドネシアによる園芸作物または動物および動物製品の輸入に関する措置が、GATT 第 3 条、10 条、11 条や、農業第 4 条や、ライセンス第 1 条、2 条、3 条、5 条に違反するとして申立て。 2015 年 5 月 20 日、DS477 に統合。	GATT 第 3 条、10 条、 11 条 農業 第 4 条 ライセンス 第 1 条、2 条、3 条、 5 条	
479. ロシアードイツ及びイタリア産商用自動車に対する AD 措置	EU 【中国、インド、日本、韓国、米国、ブラジル、トルコ、ウクライナ】	2014/ 5/21 協議要請 2014/ 9/15 パネル設置要請	① 2014 年 5 月 21 日、EU は、ロシアによるドイツ及びイタリア産商用自動車に対する AD 措置が、AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、6 条、9 条、12 条、18 条や、GATT 第 6 条に違反するとして申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、6 条、9 条、 12 条、18 条 GATT 第 6 条	
480. EU—インドネシア産バイオディーゼルに対する AD 措置	インドネシア 【アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、インド、日本、ノルウェー、ロシア、シンガポール、トルコ、米国】	2014/ 6/10 協議要請 2015 8/31 パネル設置	① 2014 年 6 月 10 日、インドネシアは、EU による (a) ダンピングされた商品がヨーロッパ圏外の国から輸入されることに対する保護措置、(b) インドネシアからのバイオディーゼルに対する AD 措置は、AD 第 1 条、2 条、3 条、6 条、7 条、9 条、15 条、18 条や、GATT 第 6 条に違反するとして申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 6 条、7 条、9 条、 15 条、18 条 GATT 第 6 条	
481. インドネシア—クロブタバコ事件に関する DSU22.2 条上の訴え	EU	2014/ 6/13 協議要請 2015/ 5/6 協議成立	① 2014 年 6 月 13 日、EU は、クロブ入りタバコの流通・生産に関する措置 (DS406) に関連した、インドネシアによる DSU22.2 条上の訴えは、DSU 第 10 条、21 条、22 条、23 条に違反するとして申立て。 2015 年 5 月 6 日、DS406 で米国・インドネシア間の合意が成立したことに伴い、EU は訴えを取り下げた。	DSU 第 10 条、21 条、 22 条、23 条	
482. カナダ—台湾産炭素鋼溶接管に対する AD 措置	台湾 【中国、EU、韓国、ノルウェー、アラブ首長国連邦、米国、ブラジル】	2014/ 6/25 協議要請 2015 3/10 パネル設置	① 2014 年 6 月 25 日、台湾は、カナダによる台湾産炭素鋼溶接管 (carbon steel welded pipe) の輸入に対する AD 措置は、GATT 第 4 条や、AD 第 1 条、3 条、5 条、6 条、7 条、9 条に違反するとして申立て。	GATT 第 4 条 AD 第 1 条、3 条、5 条、 6 条、7 条、9 条	
483. 中国—カナダ産セルロースパルプに対する AD 措置	カナダ 【チリ、EU、日本、韓国、ノルウェー、米国】	2014/ 10/15 協議要請 2015 3/10 パネル設置	① 2014 年 10 月 15 日、カナダは、中国によるカナダ産セルロースパルプに対する AD 措置は、AD 第 1 条、2 条、3 条、4 条、6 条、8 条、9 条、12 条や、GATT 第 6 条に違反するとして申立て。	AD 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、6 条、8 条、 9 条、12 条 GATT 第 6 条	
484. インドネシア—鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置	ブラジル 【アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ロシア、タイ、台湾、ベトナム、米国】	2014/ 10/16 協議要請 2015/ 12/3 パネル設置	① 2014 年 10 月 16 日、ブラジルは、インドネシアによる鶏肉及び鶏製品の輸入に対する措置は、SPS 第 2 条、3 条、5 条、8 条や、TBT 第 2 条、5 条や、農業第 4 条、14 条や、ライセンス第 1 条、3 条や、GATT 第 3 条、10 条、11 条に違反するとして申立て。	SPS 第 2 条、3 条、5 条、 8 条 TBT 第 2 条、5 条 農業 第 4 条、14 条 ライセンス 第 1 条、3 条 GATT 第 3 条、10 条、 11 条	

案件名 (番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委員報告	関連協定	第 I 部 第 II 部 記載
485. ロシアー農 業製品、工業製 品に対する関税 措置	EU 【ブラジル、カ ナダ、チリ、中 国、コロンビア、 インド、日本、 韓国、モルドバ、 ノルウェー、ウ クライナ、米国】	2014/ 10/31 協議要請 2015/ 3/25 パネル設置	① 2014 年 10 月 31 日、EU は、ロシアによ る農業製品及び工業製品に対する関税措置 は、GATT 第 2 条、7 条や、関税評価第 1 条、 2 条、3 条、4 条、5 条、6 条、7 条に違反す るとして申立て。	GATT 第 2 条、7 条 関税評価 第 1 条、2 条、3 条、 4 条、5 条、6 条、 7 条	
486. EUーパキ スタン産ポリエ チレンテレフタ レートに対する 相殺措置	パキスタン 【中国、米国】	2014/ 11/5 協議要請 2015/ 5/13 パネル設置	① 2014 年 11 月 5 日、パキスタンは、EU によるパキスタン産ポリエチレンテレフタ レート (polyethylene terephthalate) の輸 入に関連した相殺措置の発動は、GATT 第 6 条や、SCM 第 1 条、3 条、10 条、12 条、 14 条、15 条、19 条、22 条、32 条に違反す るとして申立て。	GATT 第 6 条 SCM 第 1 条、3 条、10 条、12 条、14 条、 15 条、19 条、22 条、 32 条	
487. 米国ー大型 民間航空機に対 する税制上の優 遇措置	EU 【ブラジル、中 国、インド、日 本、韓国、ロシ ア、オーストラ リア、カナダ】	2014/ 12/19 協議要請 2015/ 4/22 パネル設置	① 2014 年 12 月 19 日、EU は、米国が民間 大型航空機に対して、条件付きで税制上の 優遇措置を取ることは、SCM 第 1 条、2 条、 3 条に違反するとして申立て。	SCM 第 1 条、2 条、3 条	
488. 米国ー韓国 産油井管に対す る AD 措置	韓国 【カナダ、中国、 EU、インド、 ロシア、トルコ、 メキシコ】	2014/ 12/22 協議要請 2015/ 6/13 パネル設置	① 2014 年 12 月 22 日、韓国は、米国による 韓国産油井管に対する AD 措置及び、措置 に係る調査手法は、AD 第 1 条、2 条、6 条、 12 条、18 条や、GATT 第 10 条に違反する として申立て。	AD 第 1 条、2 条、6 条、 12 条、18 条 GATT 第 10 条	
489. 中国ーデ モンストレー ションベースと 共通サービスプ ラットフォーム プログラムに関 する措置	米国 【EU、オースト ラリア、カナ ダ、インド、韓 国、ブラジル、 日本、ロシア、 コロンビア、シ ンガポール、台 湾、サウジアラ ビア、ドミニカ】	2015/ 02/11 協議要請 2015/ 4/22 パネル設置	① 2015 年 2 月 11 日、米国は複数産業に対 する、中国の輸出を条件とした補助金の拠 出が SMC 第 3 条に違反するとして申立て。	SCM 第 3 条	
490. インドネシ アー鉄鋼および 鉄製品に関する セーフガード措 置	台湾 【オーストラリ ア、中国、EU、 インド、日本、 ロシア、ウクラ イナ、ベトナム、 米国】	2015/ 02/12 協議要請 2015/ 9/28 パネル設置	① 2015 年 2 月 12 日、台湾はインドネシア の鉄鋼および鉄製品に関するセーフガード 措置が GATT 1 条、19 条、SG 第 2 条、3 条、 4 条、12 条に反するとして申立て。	GATT 第 1 条、 19 条 SG 第 2 条、3 条、 4 条、12 条	
491. 米国ーイン ドネシア産塗装 紙に対する AD 措置および相殺 措置	インドネシア 【EU、中国、ト ルコ、韓国、カ ナダ】	2015/ 3/13 協議要請 2015/ 9/28 パネル設置	① 2015 年 3 月 13 日、インドネシアは米国 が同国産塗装紙に対して取っている AD お よび相殺措置が SCM 第 2 条、10 条、12 条、 14 条、15 条、AD 第 1 条、3 条、15 条に反 するとして申立て。	SCM 第 2 条、10 条、 12 条、14 条、15 条、 AD 第 1 条、 3 条、15 条	
492. EUー家禽肉 製品に対する関 税減許に関する 措置	中国 【ブラジル、ロ シア、米国、ア ルゼンチン、カ ナダ、インド、 タイ】	2015/ 4/08 協議要請 2015/ 7/20 パネル設置	① 2015 年 4 月 8 日、中国は EU が同国の家 禽肉製品に対する関税じょきょうに関する 措置が GATT 第 1 条、2 条、13 条、28 条 に反するとして申立て。	GATT 第 1 条、2 条、13 条、28 条	
493. ウクライ ナー硝酸アンモ ニウムに対する AD 措置	ロシア	2015/ 5/07 協議要請	① 2015 年 5 月 7 日、ロシアはウクライナ が自国産硝酸アンモニウムに対してとった AD 措置が GATT 第 6 条、AD 第 1 条、2 条、 5 条、6 条、9 条、11 条、18 条に反する として申立て。	GATT 第 6 条、 AD 第 1 条、2 条、 5 条、6 条、9 条、 11 条、18 条	
494. EUーロシ アからの輸入に 関する AD 措置 及びコスト調整 方法	ロシア	2015/ 5/07 協議要請	① 2015 年 5 月 7 日、ロシアは、EU による ロシアからの輸入に対する AD 措置及びコ スト調整方法について、AD 第 1 条、2 条、 3 条、5 条、6 条、9 条、11 条、18 条 SCM 第 10 条、32 条、GATT 第 1 条、6 条、 10 条等に非整合として申立て。 (DS474 と同一紛争)	AD 第 1 条、2 条、3 条、 5 条、6 条、9 条、 11 条、18 条 SCM 第 10 条、32 条 GATT 第 1 条、6 条、10 条、 WTO 設立 第 16 条	

第3章 紛争案件一覧（WTO 発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO 紛争解決機関の DS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	案件概要：①主な申立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連協定	第I部 第II部 記載
495. 韓国による 日本産水産物等 の輸入規制	日本 【米 国、EU、 ノ ル ウ ェー、 ニュージーランド、インド、ロシア、台湾、中国、グアテマラ、カナダ、ブラジル】	2015/ 5/21 協議要請 2015/ 9/28 パネル設置	① 2015年5月21日、日本は韓国による日本産水産物などの輸入規制がSPS第2条、4条、5条、7条、8条およびGATT第23条等に反するとして申立て。	SPS第2条、4条、5条、7条、8条 GATT第23条	
496. インドネシア—鉄鋼および鉄製品に関するセーフガード措置	ベトナム 【米国、EU、インド、韓国、ロシア、中国、チリ、オーストラリア、日本、台湾】	2015/ 6/01 協議要請 2015/ 10/28 パネル設置 (DS490 と合併)	① 2015年6月1日、ベトナムはインドネシアの鉄鋼および鉄製品に関するセーフガード措置がGATT1条、19条、SG第2条、3条、4条、12条に反するとして申立て。	GATT第1条、19条、SG第2条、3条、4条、12条	
497. ブラジルによる工業品税その他各種税制の内外差別的運用	日本 【アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、コロンビア、EU、インド、韓国、ロシア、シンガポール、トルコ、ウクライナ、米国】	2015/ 6/02 協議要請 2017/ 10/28 パネル設置	① 2015年6月2日、日本は、ブラジルによる工業品税その他各種税制の内外差別的運用がGATT第1条、2条、3条、TRIMs第2条、SCM第3条に反するとして申立て。	GATT第1条、2条、3条 TRIMs第2条、SCM第3条	
498. インド—台湾及びその独立関税地域からのUSBフラッシュドライブ輸入に対するAD措置	台湾	2015/ 9/24 協議要請	① 台湾は、2015年9月24日、インドのUSBフラッシュドライブに対するAD措置がGATT第10条、AD第2条、3条、5条、6条、9条、12条に反するとして申立て。	GATT第10条、AD第2条、3条、5条、6条、9条、12条	
499. ロシア—鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置	ウクライナ	2015/ 10/21 協議要請	①ウクライナは、2015年10月21日、ロシアのウクライナからの鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置がGATT第1条、3条、10条、11条、13条およびTBT第2条、5条に反するとして申立て。	GATT第1条、3条、10条、11条、13条TBT第2条、5条	
500. 南アフリカ—パキスタンからのポルトランドセメント輸入に対する暫定AD措置	パキスタン	2015/ 11/09 協議要請	①パキスタンは、2015年11月9日、南アフリカのポルトランドセメントに対する暫定AD措置がAD第2条、3条、6条、7条、12条およびGATT6条に反するとして申立て。	AD第2条、3条、6条、7条、12条 GATT6条	
501. 中国—国内製造航空機に対する課税措置	米国	2015/ 12/08 協議要請	①米国は、2015年12月8日、中国の国内製造航空機に対する課税措置がGATT第3条、10条等に反するとして申立て。	GATT第3条、10条 加盟議定書	
502. コロンビア—輸入蒸留酒に関する措置	EU	2016/ 1/13 協議要請	① EUは、2016年1月13日、コロンビアの輸入蒸留酒に対する措置がGATT第3条、10条、24条に反するとして申立て。		

案件は、WTO ホームページの案件一覧を参照

URL：http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm

